

特許庁委託
ジェトロ海外工業所有権情報

模倣対策マニュアル フィリピン編

2000 年 3 月

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域へ進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後同地域において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展等を受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁からの委託により、「**各国工業所有権情報収集等事業**」を実施しています。

本事業は、北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、ソウルの 10 都市において、現地のジェトロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

また、本事業では、上記 10 カ所の現地法律事務所の弁護士による、工業所有権に関する無料相談や、現地進出日本企業を対象にしたセミナーの開催なども行っています。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル フィリピン編」の改訂版を作成いたしましたのでお届けいたします。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

2000年3月

日本貿易振興会 投資交流部

1. 要旨

(1) 序論及び本便覧の目的

フィリピンにおける工業所有権保護の規範及び標準は共和国法第 8293、即ち知的財産法に規定されている。同法は 1998 年 1 月 1 日に発効した。知的財産法はまた 著作権に関する章を含んでいる。

特許、実用新案、工業意匠について、同法は大幅な変更を取入れた：同法は先発明主義を棄て、先願主義を取入れた。また同法は、商標について、使用意図を有する書面を提出することにより登録出願できる方式（intent-to-use system）を取入れた。

工業所有権に関する管理とその保護（enforcement）の向上のため、知的財産法は知的財産権庁を創設した。これは 6 つの局から成る委員会形式の機関である。即ち、商標局、特許局それにこの便覧でしばしば出てくる法務局などである。同庁は長官と 2 人の次長をヘッドとしている。この機能の一つは“ フィリピンにおける知的財産権の保護を強化するための計画と政策を樹立しこれを実行に移すために他の政府機関及び民間の努力との調整を図る ”ことである。この機能に沿って知的財産権庁長官は大統領直属の知的財産権に関する関係機関委員会議長となった。知的財産法は知的財産権の侵害に対する罰則を大幅に強化したことは強調されるところである。

本便覧はフィリピンにおける工業所有権制度の概要を示すものである：従って、その範囲は商標、サービス・マーク、商号、特許、実用新案、工業意匠に限られる。本便覧の表題に関する事項については、権利所有者、ビジネスマン、消費者等が知っておくべき工業所有権のあらゆる要素についての基礎的情報を包含している。

質問及び回答形式を用いたこと、並びに工業所有権の取得と保護に関する手続きにフローチャートを取入れたのは本便覧の内容の理解に資するためである。それはまた当該情報の検索に役立つであろう。

(2) 不正に対処する際に注意すべき基礎的事実

外国における自己の製品の不正に対処するためには、当該国において如何なる保護制度が存在するかを見出すことが必須である。理想的にはその制度は工業所有権の登録を許諾する迅速かつ廉価な手続きと、その保護に関する適切、公正、かつ効果的な手段を包含しているべきである。

フィリピンの工業所有権制度にこれらの要素が存在していることは不正の予防及び発見（特に工業所有権の取得）並びに不正に対する救済（特に行政措置、水際措置、民事訴訟、刑事訴訟、仲裁）の各章で議論されている。

この要旨では、これらの措置の概要を下記に述べることとする。

フィリピンにおける工業所有権の侵害に関する外国人の訴訟提起能力について知的財産法は、訴訟提起者はフィリピンが参加国であるパリ条約や世界貿易機関のような知的財産権に関する多角的条約の参加国の国民、即ち、それによってフィリピンにおいて内国民待遇を受ける資格がある国の国民でなければならないとしている。

工業所有権の所有者がこれらの権利の保護に関する知的財産法の下で利用可能な救済については、民事、刑事及び行政上の救済がある。フィリピンは主として米国の制度に従っているので、これらの救済は適当であると思われる。他方において、訴訟手続の速度は極めて遅い。控訴を除いて、訴訟に要する期間は、告訴から法廷または行政機関の判断まで約3年を要する。遅延の主な理由は裁判所がフィリピン憲法で規定された正しい手続きに関する条件を厳密に守るためで、憲法の規定とは要すれば被告は裁判所でよい目に合うかも知れないといったことを意味している。この原則のために、暫定的な救済は原則として一方に偏して与えることは出来ない。

裁判所が認可する民事訴訟または行政措置上の救済は命令（侵害者に侵害行為を止めさせる指図）と損害の裁定から成り立っている。裁判所はまた侵害物資を商業ルートの外で処分、即ち、破棄するよう命ずることもあり得る。

刑事訴訟の場合には、侵害者に通知することなく侵害物を搜索し接收する略式令状を裁判所から得られるであろう。しかしながら裁判所は侵害行為が起きていることについての十分な証拠—これは通常、専門の調査官から得られるが、その費用は2,000米ドル以上もする—がなければこの令状をだしたがない。

水際措置については不正を発見する資源と専門知識の不足に悩まされている。

仲裁法は時代遅れのものとなり、めったに使われていない。

工業所有権を保護するために権利所有者に与えられる種々の救済措置は、同時利用が可能であろうか？フォーラム・ショッピングを認めない規則（rule on non-forum shopping）のため同じ侵害行為に関する件で同時に刑事訴訟、民事訴訟、行政措置に訴えることは出来ない。どのような手続きが優れているかは権利所有者が何に優先順位を与えるか、事例の性質、侵害の範囲などにかかってくる、即ち：

- 一人の事業主または行商による1回または数少ない侵害の場合は通商産業省に申立てをするのがよからう。これは費用のあまりかからない手続きで、調停が始ると終結することが多い。
- 侵害がもっと深刻で侵害による被害が甚大であれば理論的には知的財産権庁の法務局へ侵害に関する行政措置へ持込むことが望ましい。同法務局は規則上常に申立てを聞くことになっていて裁判所の尋問のように技術的に手続きがうるさくない。しかしながら同法務局の重要な役職の補充は未だに続いている。同局は年内に補充を完了すべきである。
- 殆どの知的財産権の権利所有者は侵害行為に関して 裁判所へ民事訴訟を起こしたがる。最高裁判所が²⁷の地方裁判所を知的財産権の権利侵害を審理し、決定を下す特別法廷に指定してからは余計にそうする理由があるのである。これらの裁判所の判事は国内外の知的財産法に関するセミナーへの参加を通して知的財産法に関する知識を充実させるのに十分な機会を与えられている。更に、地方裁判所判事の資格の中には平均以上の学業成績と弁護士経験数年というのが含まれている。
- もし侵害行為が広範囲で組織的または組織化された方法で行なわれているならば、権利所有者は専門の調査官を利用して市場の徹底的調査を行い、侵害行為を阻止するために

刑事訴訟に持込むことが勧められる。

2. 不正の予防及び発見

(1) 工業所有権の取得

A. 商標及びサービス・マーク

1. フィリピンにおける商標の歴史的背景

19 世紀半ばマニラには種々の商品の商いをする多くの外国の商館があり、これらの商館は自分達の商品を他のものと区別するため商標を使用していた。1888 年 10 月 26 日スペインのクリ스티ナ皇太后はフィリピンに対して修正商標法を公布した。これは 1898 年に米国の占領軍がフィリピンに足を踏み入れた時に執行されていた法律である。

1903 年 3 月 6 日フィリピン委員会はフィリピン諸島商標及び商号法として知られる法律第 666 を通過させた。この法律は修正され、1947 年 6 月 30 日に発効した共和国法第 166 によって廃止されるまで有効であった。この法律は米国のランハム法を模範として作られたものであるが、フィリピンにおける商標、サービス・マーク、商号、連合商標の登録制度を確立した。これは 1997 年 12 月 31 日まで有効であった。現在の法律、共和国法第 8293、即ち知的財産法は 1998 年 1 月 1 日に発効した。

商標、サービス・マーク、商号に関するフィリピン法の一部として考えられるものとしてフィリピンが 1965 年 9 月 27 日に加盟した知的財産の保護に関するパリ条約（以下、パリ条約という）及び 1994 年 12 月 14 日にフィリピンが批准した知的財産権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS）がある。

2. 定義

共和国法第 8293、即ち知的財産法は、“商標”および“サービス・マーク”を次のように定義している：

“商標”とは企業の商品を区別するか（商標）もしくは役務を区別する（サービス・マーク）ことの出来る目視可能な標章を意味し、刻印または標章をつけた商品の包装を含む。

“商号”は企業を特定するかもしくは区別する名前または名称を意味する。

3. 商標に対する権利はどのようにして取得出来るか？

商標に対する権利は知的財産権庁商標局への登録を通して取得出来る。

4. どのような商標が登録出来るか？

a. 目視可能なものである。従って、香り及び音は登録出来ない。

b. 特色があるかもしくは異なった製品またはサービスと区別可能なもの。

上記の条件を満たす目視可能な標章の例：

- － 現存する言葉：自動車の“トライアンフ”、コンピューターの“アップル”；
- － 便宜的なもしくは奇抜な名称：“コカ・コーラ”、“コダック”、“ニコン”、“ゼロックス”；
- － 名前：“トヨタ”、“プジョー”、“ケロックス”；
- － 標語：スポーツ着に関して“すぐ始めてみたら”（Just do it）；マーキュリー薬

品の販売する医薬品に関して “ Gamot laging bago ” ;

- － 図案： “ 三菱 ” 自動車に関して色塗りの三つ星、 “ ロールス・ロイス ” 自動車に関して “ flying lady ” ;
 - － 数字：缶づめに関して 555 ;
 - － 文字： “ TKD ”、 “ MG ”、 “ VW ”、 “ BMW ” ;
 - － 絵もしくは記号： “ ラコステ ” のシャツ及び衣服に関してアリゲーター。
- c. 消費者を惑わさないか、もしくは公の秩序または道徳に反しないもの。
- d. 他人の権利と抵触しないもの。
5. どうしたら商標が登録可能かどうかを調べることが出来るか？
通常、弁護士が商標局の記録を調べて、以前に登録出願されたものがあるかどうか、もしくは以前に登録された非常に似通った商標があるかどうかを確定する。
6. 登録出願の前にフィリピンで商用に商標が使われていることが登録のための条件になるか？
商標局への登録出願の前にフィリピン（もしくは他の場所で）商標を商用に使用することは必要ではない。
7. 誰がフィリピンで出願を提出することが出来るか？
- 7.1 国籍について
- － フィリピン国籍の人
 - － フィリピン国民に自国民と同じ権利を与えることを（パリ条約及び TRIPS 協定のよ
うな）条約で義務づけられている国の国民、もしくはそれらの国に居住するかまたは
真実かつ有効な商業施設を有する人
 - － フィリピン人の商標登録出願を受理する国の国民
- 7.2 出願者の法人格について
- － 出願者（人もしくは法人格を有する存在）または弁護士
 - － 出願者の受託者
8. 商標局で誰が出願者を代表出来るか？
商標局は大衆に開かれた事務所である。如何なる出願者も自由に商標局と直接交渉することが出来る。
フィリピン国民でないか、もしくはフィリピンに居住していないかまたは真実または有効な商業施設を持たない出願者はフィリピンの居住者、通常弁護士によって代表されていなければならない。
弁護士だけが商標局への商標の登録出願に関して出願者を代表することが認められている。
9. 商標の登録出願は如何なる言語で提出されなければならないか？
商標の登録出願はフィリピン語もしくは英語でなされなければならない。
10. 知的財産法は商品の分類に関しどのような方式を用いているか？
ニース分類による。
11. 出願者は数種類の分類の商品及び役務の登録出願を一つの出願ですることが出来るか？

然りである。ニース分類によると数種類にわたる商品及び、もしくは役務が一つの出願に含まれている場合は、結果として登録は一つのものとなる。

12. 出願者は出願を分割出来るか？

数種類の商品もしくは役務に関し“ 最初の出願 ”と呼ばれる如何なる出願も最初の出願に述べられている商品もしくは役務を以下“ 分割出願 ”と呼ばれる出願の中で配分することによって、二つもしくはそれ以上の出願に分割することが可能である。

一つの種類のものは分割することが出来ない。

分割出願は最初の出願の審理の前か、もしくは商標局の最初の動きである郵送日から 2 ヶ月以内に提出しなければならない。

分割出願の受理を受けて、役所は最初の出願を出願番号と共に取消すことになる。分割出願に対しては新たな番号が付与されるが登録出願の日付は最初の出願日付と同じになる。分割出願は同様に最初の出願の優先権の利益を引き継いでいる。

13. 以前に外国で登録出願をして、それに基づきフィリピンで出願をした場合、外国での登録出願日をフィリピンでの優先的出願日と主張する場合の条件は何か？

知的財産法はパリ条約もしくは TRIPS 協定の参加国の国民で以前にそれらの国のどこか（例えば日本）で同じ商標の登録出願をした者がフィリピンで商標の登録出願をした場合は最初に日本で出願した日をもってフィリピンで出願したと考えることを規定している。他方において、そのような優先的主張を含んだフィリピンにおける商標の登録は日本においてそのような商標の登録が完了するまでは許諾されない。更に、優先権を含む出願は最も早い外国での出願が行なわれた日から 6 ヶ月以内に行なわれなければならない。当該外国での出願写しに認証を付したものは英語の翻訳と共に、フィリピンでの出願日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。

14. 商標登録出願はどのようにして完成させるのか？

出願の中に入れるべきこと：

- 商標登録の要求
- 夫々の商品または役務が属する（一つの出願は多数の種類の商品もしくは役務を記載することが出来る）ニース分類の分類番号を付した、商標が使用される商品及び、もしくは役務
- 名前、住所、出願者の国籍；
- もし出願者がフィリピンに居住していない場合は代理人もしくは代表者の任命
- 出願者が以前の出願の優先権を主張する場合は次の事項の記載：
 - i 国家事務所またはそれ以外の事務所で以前に登録出願がなされた場合に、その国家の名前；
 - ii. 以前に出願がなされた日付、そして
 - iii. 入手可能ならば、以前の出願の出願番号；
- もし商標が外国文字（例えば、日本語）であるならば、商標の英語訳をつける；
- 出願者もしくはその代表者による署名（印影はもし署名者の名前の文字を付記しているならば受入可能である）；

- ・ 商標の複製（もしくは実質的に商標を正確に表している商標の図形）
15. 政府の出願手数料はどのようなものであるか？
- 出願手数料は出願に記載された商品・役務が属する（ニース分類に従って分類された）分類番号による；また出願者が小企業（総資産が 15,000,000.00 ペソ以下）か大企業（総資産 15,000,000.00 ペソ以上）にもよる。大企業が支払うべき費用は、小企業の費用よりかなり高い。現在のところ、一つの分類の商品に対して大企業が支払う出願手数料は 1,380.00 ペソであり、小企業の費用は 630.00 ペソである。一つを上回る分類の商品もしくは役務に対する追加の費用は一つの分類の商品に対する一つの出願に対してかかる費用と同じである。
16. 商標の登録出願はどこで行うか？
- 商標の登録出願はマカティ市、ギル・プヤット上院議員通り 361 番地にある知的財産権庁商標局、電話番号：890-4937 及び 890-4878 で行なわれなければならない。出願は商標局で直接手渡すか、もしくは郵便またはファックスで送ることも出来る。
17. 出願の登録日を得るための条件は何か？
- 出願の登録日は役所が次の意思表示及び要件を英語もしくはフィリピン語で受理した日である。
- ・ 商標の登録を求めるはっきりとしたもしくは暗黙の意思表示
 - ・ 出願者の確認
 - ・ 出願者もしくは、もし存在するならばその代表者と連絡するのに十分な指示
 - ・ 登録することを求めている商標の複製；及び
 - ・ 登録を求めている商品もしくは役務のリスト
- もし出願がその出願登録日に関する要件を満たしていないならば、商標局は出願者に通知するが、申請者はその通知の郵送日から 1 ヶ月以内に必要に応じ出願を完成もしくは訂正しなければならない；さもなければ出願は撤回されたものと見做される。
18. 審査の順序；優先的実行
- 出願はその出願登録日の認可に対する要件がすべて満たされたものが役所によって受理された順序で審査される。通常は、役所によって与えられた出願番号の順番が守られ、高い番号の出願が低い番号の出願より先に審査されることはないが、出願の登録日もしくは優先日が低い番号のものより早い場合はこの限りではない。
19. 誰が出願の一方的な審査に対する管轄権を持っているか？
- 審査官はすべての登録出願についての審査と反対目的のための知的財産権庁公報への公告の認可についての一次的管轄権を持っている。この決定が最終のものであれば局長へ訴えることが可能である。出願者、その弁護士もしくは代理人は係属出願から生じる問題については夫々の担当の審査官とだけ問題を取り上げることが出来、役所の如何なる他の人とも取り上げることは出来ない。
20. 審査官は出願に対してどのような行動をとるか？
- 審理の結果、何らかの理由で出願者に登録の資格がないことが分かれば、審査官によって通知される。出願者はその理由と正式の反対要件を知らされると共に、出願を続行する場

合に役立つ情報及び参考事項を知らされる。

すべての審査官は反対表明をした場合はその時点で存在していたすべての反対根拠を含めることを求められている。小出しのやり方は禁止されている。

21. 審査官の査定に対して申立てが出来る期間はどのくらいか？

出願者は審査官の如何なる行為の場合も郵送日から 2 ヶ月以内に申立てをしなければならない。そのような申立ては変更を加えるかもしくは加えないで行なうことが出来るが、審査官の行為の性質及びその事例の状況をふまえた出願人としての然るべき行為が含まれていなければならない。申立て期間は書面による要求と必要な手数料の支払により延長可能であるが、如何なる場合も申立ての全期間は審査官が申立てを求めた郵送日から 4 ヶ月を超えることはない。

22. 何時出願が放棄されたと見做されるのか？

審査官による郵送日から数えて決められた期間内に申立てをしないか、もしくは完全な回答を提出しなければ、上に述べた期間の最後の日の翌日をもって出願は放棄されたものと見做される。

23. 放棄されたと宣告された出願は復活出来るか？

放棄された出願は、もし遅延が詐欺、偶発的事故、錯誤、もしくは免責可能な過失によるものであることを商標局長に示し、かつ必要な手数料を支払えば、放棄の日から 3 ヶ月以内であれば係属出願として復活することが出来る。

放棄された出願の復活要求は完全な回答提出の遅延理由説明書及び同じものを以前に提出していなければその回答と共になされなければならない。

決められた期間内に復活されなかった出願は復活のための 3 ヶ月の期間の終了した時点で失効したものと見做される。

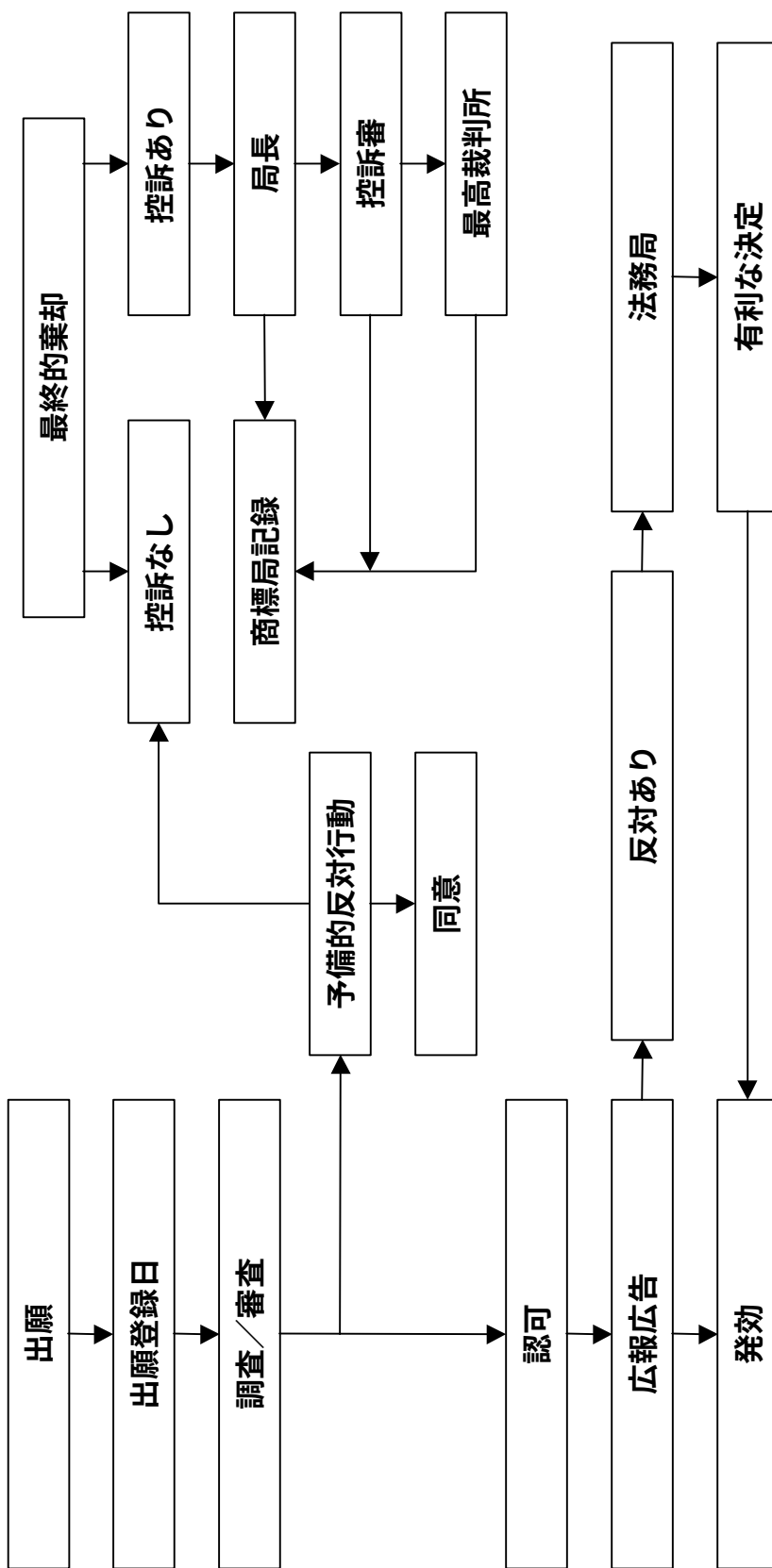
同じ問題について以前に復活されたことのある放棄された出願については再び復活されることはない。

24. 優先権を主張する外国での出願に基づく出願での唯一の未解決の問題が外国もしくは自国登録に対する認証付写しの提出であった場合の規則はどうか？

審査官は暫定的に出願を認め、認められた期限から数えて 12 ヶ月を超えない範囲で外国もしくは自国登録の認証付写しの提出を保留することが出来る。出願者の要求及び商標局長の承認並びに必要な手数料の支払によって、上記の 12 ヶ月は正当な理由があれば更に 12 ヶ月を超えない範囲で延長出来る。出願者が認められた期限から数えて最大 24 ヶ月の期間内に外国もしくは自国登録の認証付写しを提出出来なければ、出願者は書面で優先権の主張を放棄出来、出願が使用の意図に基づいて審査されるように求めることができる。このような放棄と要求は役所からの通知の必要なく、最大 24 ヶ月の期間が切れる日から数えて、2 ヶ月以内になされなければならない、その更なる延長は認められない。さもなければ、出願は失効したものと見做される。実際の使用申告は 24 ヶ月の期限が切れる日から数えて、延長なくまた通知の必要もなく、12 ヶ月以内に行なわなければならない。さもなければ、当該出願は商標局長によって棄却される。

知的財産法の重要規定及び商業登録に関する施行規則

25. フローチャート



26. 登録出願を棄却する根拠は何か？

26.1 絶対的根拠

審査官は商標が区別可能なものかどうか、即ち一人の人の商品及び役務が他人のものと区別可能かどうかを審査する。それは次のものであってはならない：

- ・ 出願に記載された商品もしくは役務に対する一般的な言葉；
- ・ 商品の品質、数量、価値、地理的原産地もしくは他の特徴；
- ・ 日常の言語もしくは誠実で確立された商習慣上普通の標章となるもの；
- ・ 商品もしくは役務の技術的要素もしくは性質または固有の価値によって必要とされる形状から成り立っているもの；
- ・ 色彩だけから成り立っているもの。

審査官はまた商標が公序良俗に反しないかを調べる。それは次のもので出来ていてはならない：

- ・ 不道德、欺瞞もしくは中傷的事項、または存命もしくは死亡した人、機関、信仰もしくは国家のシンボルとの関係を汚しまたは偽ってその関係を示唆する事項、またはそれらを侮辱するかもしくは悪評へと導くもの；
- ・ フィリピンもしくはその如何なる下部政治組織または如何なる外国の国旗もしくは軍服または勲章、またはその模倣；
- ・ 文書による同意がない限り、存命中の特定の個人を特定する名前、肖像もしくは署名、または未亡人の書面による同意がある場合を除き、未亡人（もしいたならば）の存命中における鬼籍にあるフィリピン大統領の名前、署名、もしくは肖像。

26.2 相対的根拠

審査官はまた商標が他人の権利を侵害していないかを調べる。それは次のものであってはならない：

- ・ 先に登録された商標かもしくは優先日を持つ商標と同じかまたは非常に似ている商標で、商品もしくは役務の出所または原産地について消費者を欺瞞するかまたは混同させる恐れのあるもの（先願主義）
- ・ フィリピンで登録されているかどうかに関わらず、国際的に著名である商標と同一であるかもしくは混同を生じさせる程度に類似しているもの、ただし；
 - － もしその商標がフィリピンで登録されていなければ、出願に記載された商品もしくは役務が国際的に著名な商標としてフィリピンで知られているかまたは使用されているものと同一であるかもしくは類似している場合にのみ棄却の根拠となり得る。
 - － もしフィリピンで登録されているならば、出願に記載された商品もしくは役務がフィリピンで登録された国際的に著名な商標に係わる商品もしくは役務と同一または類似していなくても商標登録棄却の根拠となり得る；ただしそれらの商品もしくは役務に係わる商標の使用によってそれら商品及び役務間の関係を示すことになり、かつ登録商標の権利所有者の利益がその使用によって変

化を受ける場合に限る。

26.3 国際的に著名な商標とは何か？

国際的に著名な商標は、それがフィリピンで登録されているかどうかに関わらず、商標登録出願人以外の者によって所有され、かつ同じかもしくは類似の商品または役務に使用されているとして関係当局（法廷もしくは侵害事例の裁定に当たって知的財産権庁の法務局）によって国際的にかつフィリピン内においても著名であると決められる。この場合、その商標を宣伝した結果フィリピンの関係分野でどの程度知られているかが考慮される。

26.4 商標が著名かどうかを決定する要素は何か？

次の基準もしくはそれらの結合が考慮される：

- ・ 当該商標に係わる商品及び、もしくは役務の広告もしくは広報活動並びに博覧会もしくは展示会での発表を含めて、商標使用の期間、程度及び地理的範囲、特に、商標宣伝の期間、程度及び地理的範囲；
- ・ 当該商標に係わる商品及び、もしくは役務のフィリピン及び他国での市場占有率；
- ・ 当該商標固有のもしくは獲得した識別の程度；
- ・ 当該商標によって獲得された品質イメージまたは評判；
- ・ 当該商標が世界中で登録されている範囲；
- ・ 当該商標によって達成された世界における登録の排他性；
- ・ 当該商標が世界で使用されてきた範囲；
- ・ 当該商標によって達成された世界における利用の排他性；
- ・ 当該商標に起因する世界における商業的価値；
- ・ 当該商標の権利保護成功の記録；
- ・ 当該商標が著名なものであるかどうかの問題を取扱う訴訟の結果；並びに
- ・ 同一もしくは類似の商品または役務のために合法的に登録もしくは使用され、かつ自己の商標が著名であると主張する人以外の者によって所有された、同一もしくは類似の商標の存在または欠如

27. 何が以前に登録出願もしくは登録した商標と衝突していると決める要素になるのか？

27.1 商標そのものについて

- ・ 発音及び外見の類似

このテストを用いて、我々の裁判所は LIONPAS と SALONPAS、SAPOLIN と LANOLIN、AMBISCO と NABISCO、CELDURA と CELDUARA、LA NUEVA FUNERARIA PAZ と LA FUNERARIA PAZ は混同を生じさせるほど類似していると判決した。

- ・ 主要な特徴の類似

アジア醸造対サン・ミグエルの事例で、Beer na Beer 製品と San Miguel Pale Pilsen 製品との間に混同を生じさせるほどの類似性はないとして法廷が援用した原則の一つは、前者（Beer pale Pilsen）の主要な特徴が後者（San Miguel Pale Pilsen）のそ

れと異なっているということであった。

- ・ 夫々の貼り紙に現れている商標全体を見た場合の類似性

Alacta（インスタント牛乳）と Alaska（濃縮牛乳）の事例では、発音と外見の類似性にも拘わらず、商品包装のサイズ、夫々の色彩、及び商標の字のサイズ並びに色彩の違いから二つの製品の間には混同を生じさせるような類似性はないと法廷は判決した。

27.2 購入者に関連する要素について

- ・ 商品もしくは役務の知名度

多くの事例において裁判所は“購入者”に関して、通常の購入者が持ち合わせていない特別の知識がありこの特殊知識の活用によって過ちを避けることが出来るような特殊な購入者に限定せず、一般の購入者を意味していると判決している。

- ・ 購入者の年齢、訓練及び教育並びに商品の取得に付随した環境

通常の購入者の年齢、訓練及び教育、商品の性質及び原価、商品がすぐ消費するために購入されたかどうか、並びにそれが購入された時の条件が考慮されなければならない。高価で価値のある品物は通常、慎重に、比較検討して、そして分析的な調査の後に初めて購入される。しかし、大量生産品、広く使われている低価格商品、頻繁に補充を要する日常的な購買品である、紛らわしいデル・モンテの商標やサンシャインの貼り紙をつけたケチャップのようなものは、特別な注意をすることなく気軽に消費者に購入される。かくして、デル・モンテ及びサンシャインの貼り紙の特徴、特に商標そのものにはいくつかの相違点があるにも拘わらず、法廷はそれらが混同を生じるほど類似していると裁定した。

27.3 商品に関連する要素について

- ・ 商品の性質及び原価

ATUSSIN または PERTUSSIN の標章のついた医薬調合品はキャンディー、アイスクリーム、牛乳、清涼飲料水のように誰でも、何時でも、どこでも自由に手に入れることが出来るような日常使うものとは異なる。ATUSSIN または PERTUSSIN 製品は医者の方箋によって初めて調合される。それゆえ ATUSSIN の登録は PERTUSSIN の所有者の反対にもかかわらず正しい手続が踏めるようになった。

- ・ 商品が流れる正しいルート

ある事例において、法廷はある会社がそのいくつかの石油製品に使う商標は他の会社の煙草の商標としても使い得る、何故ならば二つの種類の製品は違った商業ルートを通して流れるから、と裁定した。石油製品は主としてガソリンや潤滑油のサービス・ステーション、自動車販売店及び金物店を通して販売される。煙草は Sari-Sari Store、八百屋及び小規模な販売ルートを通して売られる。

- ・ 商品に関連性があるか

商品は同じ種類に属するか、もしくは同じように記述される特性をもっている場合、またはその形状、組成、構造あるいは品質に関して同じ物理的属性もしくは重要な

特性を持っている場合、関連性がある。そのような商品は同じ目的に役立つか、もしくは八百屋で売られているということから関連性があるといえよう。このような理由で、ビスケットは牛乳と関連性がある、何故ならば両者とも食料品であるからである。石鹸と香水、口紅と爪磨きは同様に関連性がある、何故ならば両者とも現在では家庭用品であるからである。靴とスリッパとズボンに対する商標 ANG TIBAY はシャツとズボンに使うことは認められなかった、何故ならばそれらは同じ種類の商品に属しているからである。石鹸とポマードはお互いに競争するものではないが、同様かもしくは同じ種類に属すると判定された、何故ならば両者とも化粧品関連用品であるからである。しかし男性、女性及び子供用のシャツ、ズボン、ズボン下の商標として使われている名前の WELLINGTON が百貨店の名前として使われても混乱が起きたり人を惑わすことには多分ならないであろう。申立人が種々の石油製品に使用している商標の ESSO は他人によって煙草の商標としても使って良いであろう、何故ならば両者に関連性はなくどちらの製品を買っているかについて公衆は惑わされることはないからである。

28. 出願が受理された後、商標を使うことの必要性

登録出願が受理された後、出願者はフィリピンにおける商業上商標の使用が必要となる。この要件を満たしていることを示すため、出願者は出願受理後 3 年以内に商標局に対して実際に使用していることの申告をしなければならない。

29. 出願の公開

出願の審査官が認めた後、公衆に商標登録に反対する機会を与えるため知的財産権庁公報に公開される。もし反対の申出がなければ、登録証明書は後日発行される。

30. 誰が商標登録に反対の申立をすることが出来るか？

商標登録によって損害を受けると考える如何なる人も拒絶の絶対的根拠もしくは相対的根拠として列記されている理由の一つを根拠として示して反対申立をすることが出来る。

30.1 反対申立に時間的期限はあるか？

反対申立期間は出願の公開の日から 30 日間である。

この期間は公開の日から 4 ヶ月を超えない範囲で延長可能である。

30.2 どの部局が反対を聞き裁定を下すのか？

知的財産権庁の法務局が反対申立を聞き裁定を下す任務を与えられている。

31. 商標の登録はその所有者にどのような権利を与えるか？

- ・ 商標の複製もしくは模倣または権限のない使用（法律上の言葉は商標の侵害）に対する保護；
- ・ 登録商標と同じかもしくは類似の商標をつけた輸入商品のフィリピンへの搬入を阻止する権利；及び
- ・ 商標の移転もしくは免許を与えない権利

32. 登録によって得られた権利の限界は何か？

- ・ 第三者による商標の出所を示すこと以外の目的での使用

商標の登録は第三者が善意でその名前、住所、雅号、地理名、もしくは商品又は役務の種類、品質、数量、目的地、価値、原産地、生産または供給の時間に関する正確な表示の使用を排除する権利を登録商標の権利保有者に与えていない。ただし、そのような使用は単なる身元の確認もしくは情報目的に限られ商品または役務の源泉に関して公衆を混同させることがあってはならない。

- 善意での事前使用者

登録商標は出願登録日もしくは優先日以前にこの商売または会社の目的のために善意で商標を使用していた人に影響を及ぼさない。

- 登録者が商標をつけた品物を場所に関係なく販売すること

商標の所有者は国の制限に関係なく自己の商品を販売することによってその商標に関する権利を“枯渇させた”と見做される。通例、これらの商品はフィリピン地域への搬入を認められる。

33. 知的財産権庁によって発行された登録証明書は如何なる国で効力を持つか？

著名な商標でなければ、フィリピンにおいてだけである。著名な商標の場合は世界貿易機関加盟国で保護の対象になる。

34. 商標の登録証明書ではどのようなことが法的に仮定されているか？

登録の有効性、登録者の商標に対する所有権、商品もしくは役務に関連して商標を使用する排他的権利、及び証明書に明示されたそれらに関連する事項

35. 誰が、何時、何処で商標の登録を取消す訴えをおこすことが出来るか？

商標の登録で損害を受けたと考える人、たとえばそれ以前の出願日で同一もしくは類似の商標の登録を受けた人または登録出願をした人は、一般論として、問題の商標の登録日から5年以内に法務局に商標登録取消しの訴えをすることが出来る。

36. 商標登録の取消しを求める根拠は何か？

前に議論された商標の登録を拒絶する根拠として列記した拒絶の絶対的根拠もしくは相対的根拠のどれも取消しを求める訴えの中で述べる事が出来る。継続して3年間商標を使用していなければこれも取消しの根拠となりうる。

37. 商標登録の期間はどうか？

商標の登録証明書は10年間有効である。

38. 登録証明書の有効性を維持する条件は何か？

商標の所有者は商標登録の5周年の日から1年以内に商標局に対し、使用もしくは免責さるべき理由による不使用の宣誓書を以って、商標を使用していたこともしくは自己の手に負えない理由で不使用であったことを示すことが求められている。

39. 何が商標を使用していたことになるのか？

ある事例では、見本を配っていただけでは商標の“使用”に当たらないと裁判所は裁定した。しかし一月当り12乃至20組のゴム靴の販売は使用を認めるのに充分と考えられる。裁判所は次のように述べている“合法的な商人による自分の店での販売は商標権を確立する商行為である、何故ならばそのような販売はやがて公衆に対して行なわれ特定の階級の

顧客に限られなくなるからである。”

40. 商標所有者に利益をもたらす商標の使用例はどのようなものか？

- ・ 登録者もしくは出願者に関する会社（例えば関係会社もしくは免許を受けた会社）による商標の使用は出願者の利益に資する；
- ・ 登録された商標が属する種類の商品もしくは役務に関連する商標の使用は同じ種類のすべての商品もしくは役務に関する商標登録の取消しまたは撤去を防止する；
- ・ 登録されたものと異なった形で商標の使用は、その特性を変えなければ、当該商標の保護を減じることにはならない。

41. どのような時に商標の不使用は免責されるか？

商標の意図とは無関係に生じた状況によっておきた場合、例えば政府による商品の輸入もしくは販売の禁止。しかしながら、資金不足は商標の不使用を免責することにはならない。

42. 何時、登録証明書は更新されるか？

登録は期限後 10 年間更新される。登録者が登録更新を求める回数に制限はない。

43. 商標の登録証明書更新申立の要件は何か？

申立には次のことが含まれていなければならない：

- ・ 更新を求める意思表示；
- ・ 登録者もしくはその利益継承者、以下“権利保有者”と呼ぶ、の名前及び住所；
- ・ 当該登録の登録番号；
- ・ 更新を求める当該登録の当初の出願日；
- ・ 権利保有者に代表者がいる場合、その名前及び住所；
- ・ ニース分類に従って分類分けして同分類の順番に並べた、更新を求める記録された商品もしくは役務の名前、または更新を求めない記録された商品あるいは役務の名前；並びに
- ・ 権利保有者もしくはその代表者による署名

44. 商号

44.1 商標と商号との区別は何か？

商標は企業の商品（商標）もしくは役務（サービス・マーク）を区別する。一方、商号は企業の身元を示すかもしくは区別する名前または名称である。

44.2 如何なる名前もしくは名称が商号として使用出来ないか？

- ・ その性質、もしくは名前または名称の使用が公序良俗に反する場合
- ・ 名前によって身元が判明する企業の性質について公衆を欺くおそれがある場合
- ・ 当該商号が他人が所有する商標もしくは商号に類似し、かつその使用が公衆に混乱をもたらす恐れがある場合

44.3 登録は商号保護の要件か？

商号は登録前であっても、もしくは登録なくても保護される。従って、証券取引委員会もしくは通商産業省への商号登録がなくても知的財産法によって与えられた権利が奪われることはない。

44.4 法律は商号の所有者にどのような権利を与えているか？

知的財産法は第三者による商号の事後的使用は、それが商号としてであれ、商標もしくは集合商標としてであれ違法としている、また公衆に混乱をもたらす恐れのある類似の商号もしくは商標の使用も違法としている。

商号の不法使用に対する救済は損害に対する民事訴訟及び法廷の禁止命令である。

B. 特許

1. フィリピンにおける特許の歴史的背景

ローマ人は動産もしくは不動産の所有権の概念を導入したが、創作もしくは発明に関する著者または発明者の排他的権利を殆ど認識しなかった。1474 年になって初めてベニスの人達が発明に対する特許を規定した最初の法令を制定した。

英国では 1624 年に画期的な独占法が制定されたが、これによって発明を搾取する排他的な権利は王から取り上げられ最初の発明者へと与えられた。

米国では独占法に基づいた特許制度が採択されたが、これは後にフィリピンでも採択されることとなった。

1947 年 6 月 20 日に発効した共和国法第 165、即ち特許法はフィリピンにおける独立した特許制度を確立した。フィリピンは 1965 年 9 月 27 日にリスボンで改定された工業所有権に関するパリ条約に加盟した。1994 年 12 月 14 日フィリピンは世界貿易機構協定を批准したが、これは知的財産権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS）を含んでいる。

現在の法律、共和国法第 8293、即ち知的財産法は 1998 年 1 月 1 日に発効した。

2. 定義

2.1 “知的財産権”という言葉は次のものから成り立っている：

- a) 著作権及び関連する権利；
- b) 商標及びサービス・マーク；
- c) 地理的表示；
- d) 工業意匠；
- e) 特許；
- f) 集積回路の設計意匠（地形）；及び
- g) 未公開情報の保護

2.2 特許とは何か？

特許とは政府によって法令上与えられるものであり、それは公衆に発明を開示する代わりに、発明者もしくはその法的継承者に対して、一定期間、特許を与えた国の領域内で他人が当該発明（品）を製作、使用、販売もしくは輸入することを排除する権利を与えるものである。

3. すべての発明には特許性はあるか？

否。問題に対する技術的解決を提供している製品もしくは製法またはそれらの改善で、新規で、進歩性を含み、かつ工業的に適用可能なものだけが特許の対象となる。

3.1 特許性のないものは何か？

次のものは特許による保護対象から除外される：

- (a) 発見、科学的理論及び数学的手法
- (b) 精神的行為、ゲーム事業、及びコンピューターのためのプログラムの案、規則及び方法；
- (c) 人間もしくは動物の体に対して行なわれる手術的、治療的及び診察的な人間もしくは動物の体の処置方法。この規定はこれらの方法を使用する製品及び構成に対しては適用されない；
- (d) 植物新種、もしくは動物繁殖、または植物あるいは動物生産のための本質的に生物学的製法。この規定は微生物及び非生物学的並びに微生物学的製法には適用されない；
この項における規定は植物新種及び動物繁殖並びに共同体的知的財産権保護制度をそれぞれ独自に規定した法律の制定を議会が検討することを妨げるものではない；
- (e) 美的創造；及び
- (f) 公の秩序または道徳に反するもの

4. ピタゴラスの定理やアインシュタインの相対性の法則のような科学的原理に特許性はあるか？

否。それらは広い範囲で適用される科学及び数学の基本原則であり、高コストと社会全体への基本的な関心のために一企業では利用出来ないものである。それは具体的に実用的な適用、即ち産業的に適用可能な具体的な技術教義の発明となって初めて対象となり得る。

5. コンピューターのソフトウェアには特許性はあるか？

コンピューター・プログラムは一般的に著作権である。他の国では、実際のプログラムとは違って、プログラムを作る技術もまた特許の対象とはならないと考えられているが、特許対象とする方法もある。

6. 生命の形態に特許性はあるか？

6.1 微生物

チャクラバティ事件（1980 年）では、米国最高裁判所は（チャクラバティ博士が水面の油膜を食べる食欲をおこさせることに成功した）ある種の微生物は特許対象となると決定せざるを得なかった。法廷は、多数決で、特許が与えられると判決し、次のように述べている、即ち“太陽の下で人間によって作られた如何なるもの”も潜在的に特許対象となる。従って、生物も特許対象となることを否定はしないが、フィリピンにおいても同様に真実である基本原則は人間は“自然”を特許対象には出来ないことである：人間は人間の発明物のみを特許対象とし得るのである。

6.2 動物新種

“オンコマウス”（癌発生の遺伝子を導入したねずみで、抗癌薬品の試験のための貴重な実験動物）は“人間の製作物”で米国法の下では明らかに特許性がある。しかしなが

ら、我が国の知的財産法には所謂“ 道德規定 ” があり、また原則として動物の繁殖に特許を与えない規定も含まれている。このため当地ではオンコマウスには特許性はない。

6.3 植物新種

フィリピンでは、それらには特許性はないが独自の保護対象となるであろう。現在のところ、植物新種保護法案はフィリピン議会で継続審議となっている。

7. 自然の生産物に特許性はあるか？

バイオ技術でしばしば出てくる問題は自然の微分子は特許の対象となり得るかかどうかということである。答えは“ 否 ” である。自然界で知られているのと正確に同じ形で微分子に特許をあたえることは可能ではない—それは新規性を欠くことになるであろう。しかしながら、フィリピンの法律とも整合性のある、欧州及び米国の長い特許に関する凡例法の歴史は、自然資源に源を発する生産物が自然に起こるのではない形、例えば非常に純化された形であれば特許を与え得ることを示している。従って、土壌見本の中に存在する微生物から隔離された抗生物質は新規なものに見做され、“ 産業的に適用可能 ” な技術的效果を示すことが出来るならば、特許性のない“ 発見 ” とは見做されない。

8. 特許性の条件は何か？

新規性、進歩性、及び産業的適用性である。

9. 何時、発明は新しいものとならなくなるか？

発明は公に開示されるかもしくは使用され、または発明の特許出願前に市場で販売されたら新規なものとはならない。頻繁に、以前に登録し公開された特許出願もしくは発行された特許、実用新案または工業意匠の中に文書による発明の開示がなされていることがある。特許審査官は発明が新規のものかどうかを決定するためにこれらの開示の調査を行う。

10. どのような開示が発明の妨げにならないか？

知的財産法は出願日もしくは優先日から溯って 12 ヶ月以内に行なわれた次の開示は発明の新規性の妨げにならないと規定している：

- ・ 発明者による開示もしくは使用（例えば、貿易博覧会での発明の使用の実演）、もしくは
- ・ 特許局が錯誤により出願を公開したとき、または
- ・ 公開された出願が発明者の同意なく登録された場合

11. 進歩性もしくは自明ではないという要件の意味は何か？

発明が新規なものであっても、それが特許性を有するためには進歩性の要件を満たさなければならない。出願が受理された時点で出願によって教えられる技術のことを知っている（特別の知識を持っている必要はない）人にとって自明のものであってはならない。天才の作ったものである必要はない。我々の裁判所は、例えば、深く彫ってあるが十分に耐久性のある装飾タイル製造問題を克服したタイル製造工程の改善を特許性のあるものと考えた。

進歩性を含んでいるかどうかを決定するために、特許審査官は以前に受理され公開されている出願に開示された関連する発明との比較を行う。

12. 何時、発明は産業的に適用可能となるのか？

実用目的に適用出来るときである。発明は単に理論的であってはならない。もし発明が製品であることを意図しているならば、それは作ることが出来なければならない。もし発明が製法であることを意図しているならば、その製法は実際に利用—一般的に“使用”と呼ばれる—出来なければならない。

13. 誰が特許に対する資格を有するか？

13.1 一般論として

特許は発明者、相続人もしくは譲受人に帰属する。二人もしくはそれ以上の人が発明をした場合は、彼等は特許を共有する（即ち、もし発明者が二人の場合は、各自は半分づつ権利を所有する）。

13.2 もし二人もしくはそれ以上の人がお互いに別々にかつ独立して発明をした場合（即ち、お互いに他人の発明を模倣しなかった場合）

特許に対する権利は発明に対して出願した人に帰属し、もしくは二つもしくはそれ以上の出願が同じ発明に対してなされた場合は、最も早い出願日または優先日を有している出願に対して与えられる。これは先願主義として知られている。

13.3 職務命令に従った発明

契約に他の規定がなければ、職務を命じたものに特許は帰属する。

13.4 従業員の発明

従業員が雇用契約の過程で発明をした場合は、特許は次の者に帰属する：

13.4.1 もし従業員が雇用者の時間、設備及び資材を使ったとしても、発明活動が通常の職務の一部でなければ、従業員

13.4.2 もし発明が従業員の通常業務責任遂行の結果であれば、契約の中に、明示もしくは黙示の反対規定がない限り、雇用者

14. 優先権とは何か？

条約、協定もしくは法律でフィリピン市民に同様の特権を与える他国で同じ発明に対して先に出願した人による特許出願は外国での出願日をもって出願日と認められる：ただし、(a)フィリピンでの出願には明白に優先権を主張していること；(b)最も早い外国での出願日より 12 ヶ月以内に出願されること；(c)外国での出願の認証付写をフィリピンでの出願日より 6 ヶ月以内に英語の翻訳付で提出のこと。

15. 誰がフィリピンで出願出来るか？

15.1 国籍について

- ・ フィリピン国民
- ・ 条約（例えばパリ条約及び TRIPS 協定）によってフィリピン人に自国民と同じ権利を与えることを義務づけられている国の国民、もしくは それらの国に居住権を有するかまたは真実かつ有効な商業施設を有するもの
- ・ フィリピン人の特許出願を受理する国の国民

15.2 出願者の法人格について

- ・ 発明者もしくはその弁護士
- ・ 発明者の譲受人

16. 誰が特許局で出願者を代表出来るか？

16.1 もし出願者がフィリピンの居住者の場合は？

出願者自身。出願者はこの任務を認められた代表者に委任することが出来る。特許出願手続が“法律業務”であるので、弁護士だけが出願者を代表することを認められている。

16.2 もし出願者がフィリピンの居住者でない場合

フィリピンでの特許出願の資格があるが同国の居住者でない出願者は居住者である代理人もしくは代表者、通常は弁護士を任命し維持しなければならない。

17. 特許出願の要件

特許の出願はフィリピン語もしくは英語で行なわれ、次のものを含まなければならない：

- ・ 特許付与の請求；
- ・ 発明の描写；
- ・ 発明を理解するのに必要な図面；
- ・ 一つもしくはそれ以上のクレーム；及び
- ・ 発明の要約

出願が発明者の身元を明示していなければ特許は付与されない。出願者が発明者でなければ、特許局は出願者に同人への委任状の提出を求める。

18. 特許出願の中で発明者は何を開示しなければならないか？

18.1 一般論として

発明者は“詳細説明”の中で発明のタイトル、発明が関係する技術分野、及び背景となっている技術について開示しなければならない。説明は技術問題への解決について述べると共に背景となっている技術と比較した場合の発明の新規性のある特徴についてはっきりと示さなければならない。それは技術に熟練した人が膨大な費用を掛けることなく実施出来るように十分に明白かつ完全でなければならない。詳細説明の中では、通常、実験とその結果を示している。発明の模型の提出は必須ではない。発明の理解を助けるために図面の提出をすることが出来る。

18.2 微生物

出願が微生物学的製法に関係するか、もしくはその製品が微生物の使用を含んでいる場合、文書による開示だけではその技術に熟練した人でもこの種の発明を実施するのに充分ではないかも知れないので、出願は当該材料の国際寄託機関への寄託によって補完されなければならない。

19. 出願のどの部分が特許の境界を示しているか？

クレーム。出願は特許によって得られる排他的権利の範囲を明確に定義する一つもしくはそれ以上のクレームを含む。それは詳細説明と整合性があるかもしくはそれによって支持されていなければならない。クレームの範囲は詳述説明より広くすることは出来ない。クレームを起草するに当たっては、発明者の権利を最も幅広く保護するために十分な思慮と技

術が必要である。クレームは技術的な言語で起草されていなければならない、商業的な利益に触れていることがあってはならない。

20. 出願における発明の要約とは何か？

要約は詳細説明、クレーム及び図面に含まれている発明の簡潔な概要である。それは技術問題の明確な理解、発明による当該問題解決の骨子が分かるものでなければならない。要約は調査担当者の仕事を助けもしくは公衆が特許情報を引出すのを助けると共に特許情報の国際的交換に重要な役割を果たす。

21. 如何なる言語で特許出願はなされなければならないか？

特許出願はフィリピン語もしくは英語でなされなければならない。

22. 出願者は数個の発明に対して一つの出願をすることが出来るか？

否。出願は単一の発明に関連するかもしくは単一の一般的発明概念を構成する一つの発明グループに関連するものに限られる；単一の発明グループを構成しない複数の発明が一つの出願でなされた場合は、出願者は一つを残しその他の発明を夫々別個に出願するように求められる。質問 27 にある発明の単一性の議論参照

23. 政府の出願手数料は如何なるものであるか？

特許出願の出願手数料は出願のクレームの数によって決まる；また出願者が小企業（総資産 1,500 万ペソ以下）かもしくは大企業（総資産 1,500 万ペソ以上）かによっても決まる。現在のところ、五つのクレームを含んだ大企業による出願費用は 2,323.00 ペソであり、小企業による同じ出願費用は 848.40 ペソである。

24. どこで特許出願するのか？

特許出願はマカティ市、ギル・プヤット上院議員通り、351 番地所在の知的財産権庁の特許局；電話番号：8971737 で行なわれなければならない。出願は特許局で直接手渡すかもしくは郵便またはファックスで送達することが出来る。

25. 出願日を得る要件は何か？

出願受理後、審査官は出願が出願日を得るための次の要件を含んでいるかどうかを調べる：フィリピン特許の請求；出願者の名前及び住所；フィリピン語もしくは英語での発明の詳細説明及びクレーム。**注：出願手数料は含まれていない。**

出願日を得る目的のために、特許局は出願日から 2 ヶ月以内に原本提出の条件で、当地在住の代理人が出願者からファックスで受取った出願写を受付ける。

特許局は特許出願が規則に盛り込まれた出願日付与の要件を満たしているかどうかを審査する。出願日が付与されなければ、出願者は不備を訂正する機会を与えられる。もし出願が規則に示されたすべての要素を含んでいなければ、出願日はすべての要素が受理された日となる。もし出願が最初に特許局に提出された日から 2 ヶ月以内に補完されなければ、出願は取下げられたものと見做される。

26. 形式審査

特許出願に出願日が付与され 1 ヶ月以内に必要の手数料が支払われたら、他の要件を満たしているかどうか調べられる。そのような他の要件とは次の事項に関連する：

- (a) フィリピンの特許付与請求の内容；
- (b) 優先権書類（即ち、出願番号、出願日及び優先出願の国）；
- (c) もし出願者が発明者でなければ、代理権限を示す証明；
- (d) 譲渡証；
- (e) すべての費用の支払（例えば、追加クレーム）；
- (f) 出願者の署名；
- (g) 発明者の身元証明；及び
- (h) 正式図面

27. 発明の単一性の要件とは何か？

発明の単一性の要件は一つかもしくはそれ以上の同じかもしくは符合する特殊な技術的特徴を含んだ複数の発明の間に技術的関連性がある場合にのみ満たされなければならない。“特殊な技術的特徴”という表現は請求されている発明の夫々が全体として以前の技術の変更をもたらすような貢献をする技術的特徴を意味するものである。

複数の発明からなる一つのグループが単一の一般的発明概念を形成するほど関連しているかどうかの決定は発明が個別のクレームとしてなされているかもしくはそれに代わるものとして単一のクレームとしてなされているかに関係なくされる。

異なった範疇の別個のクレームが複数あることは単一の一般的発明概念を構成する相互に関連した一つの発明グループを構成することになるかも知れない。関連とは、例えば製品とそれを製造する製法の間；もしくは製法とそれを実施する装置の間の関連のことである。

一つの出願で認められる異なった範疇のクレームの三つの異なった具体的な組合せは次のようなものである：

- ・ ある製品に対する別個のクレームに加え、その製品の製造のために特に採用された製法に対する別個のクレーム、及びその製品の使用に対する別個のクレーム；もしくは
- ・ ある製法に対する別個のクレームに加え、その製法を実施するためにだけ特別に設計された装置もしくは手段に対する別個のクレーム；または
- ・ ある製品に対する別個のクレームに加え、その製品の製造のために特に工夫された製法に対する別個のクレーム、及びその製法を実施するためにだけ特別に設計された装置もしくは手段に対する別個のクレーム

28. 分割出願

出願者は係属出願に関して当初の出願が取下げられるか、放棄されるか、もしくは特許を付与されるかの前であれば、分割出願をすることが出来る、ただしこの出願は当初の出願内容の範囲を超えることはない。

分割出願は当初の出願日と同じ出願日を付与され、かつ優先権についての権利も維持出来る。

29. 符合する外国での特許出願に関する情報

出願者は、特許局への出願で請求した発明と同じかもしくは基本的に同じ発明に関して、

特許局長の要請に応じて、外国で受理された特許出願、以下“外国出願”と呼ぶ、の日付及び番号並びに外国出願に関する他の書類を提出しなければならない。

30. 公開前の秘密保持

特許出願は、公開されるまでの間は、他のすべての関連書類と共に、出願者の同意なく閲覧に供されてはならない。

31. 出願の公開；何故出願は公開されるのか？

出願は、調査（出願で請求されたものと同一かもしくはそれに等しい発明に対する公開された特許出願もしくは付与された特許の一覧表を含む）結果と共に知的財産権庁の公報で公開される。発明を公衆に知らしめるのはいくつかの目的に役立つ、すなわち：

- ・ 調査研究機関に同様の技術についての調査活動のやり直しを可能にするか、もしくは不必要な調査活動を避けることを可能にする；
- ・ 公衆に発明に対する特許性についての観察意見の提出を認めることになる（これは特許局によって参考とされる）

32. 特許出願が知的財産権庁公報に公開される前にはどのような保護が発明に対して与えられるか？

特になし。しかしながら、秘密性を守ることは特許局の責務である。特許出願は、公開前は、他のすべての書類と共に、出願者の同意なく閲覧に供されてはならない。

発明者は発明を取入れた製品の中で公衆へのお知らせとして“特許出願中”という言葉を使ってそれに対する特許出願が行なわれていることを示すことが出来る。しかしながら、このことは出願者に対して排他的権利を与えることにはならない。

33. 特許出願の公開後にはどのような保護が発明に対して与えられるか？

出願者は出願特許の公開後には特許権者としてその発明を許可なく使う者に対して、もしその人が使っている発明が公開された出願と同じものであることについての実際上の知識を持っていたとしたならば、あらゆる権利を持つことになる。しかしながら、特許付与までの間及び不服の対象となった行為がなされてから4年を超えて上訴は出来ない。

34. 出願が公開された後、反対の上訴をすることは出来るか？

否。特許出願が知的財産権庁公報に公開後、特許を求めている発明の特許性に関する第三者の観察意見だけが特許局に提出され、それが出願者へ伝達された後、出願者はそれについての意見を提出出来る。特許審査官はそれらの観察意見及び回答意見を参考にするだけである。

35. 公開後、出願は特許性があるかどうか自動的に審査されるか？

否。上記の公開の日から6ヶ月以内に、出願者は特許性を決めるために出願の審査請求をするかどうかを決めなければならない。通常、その決定は知的財産権庁公報で公開された調査報告に示されている同様の発明に対する特許出願もしくは付与された特許の存在にかかっている。

その期間内に請求がなされなければ出願は取下げられたものと見做される。

36. 出願の公開後、出願者は出願を変更出来るか？

もし特許局が出願に新規性、進歩性がなくもしくは産業的に適用可能なものでないと決定したら、特許付与は拒絶されるだろう。出願者は自発的にするかもしくは不備の訂正または脱落の補完に関する特許局の示唆に基づいて出願を変更するいくつかの方法がある。そうする際、出願者は出願した時点で開示した発明の詳細説明に含まれていない新たな特徴もしくは要素を入れるために説明の範囲を拡大することは出来ない。

37. 特許出願は実用新案の登録出願へ変更出来るか？

特許の付与もしくは拒絶の前ならば何時でも、出願者は規定手数料を支払って、出願を実用新案の登録のための出願に変更できる。この変更に対しては当初の出願日が付与される。変更は一度限り行うことが出来る。

実用新案登録の付与もしくは拒絶の前ならば何時でも、実用新案登録の出願者は、規定の手数料を支払って、出願を特許出願へと変更出来る。この変更は当初の出願日を付与される。

38. 出願者は同じ発明に対して二つの出願が出来るか？

出願者は同じ課題に対して、同時であろうと連続してであろうと、一つは実用新案、いま一つは特許の付与というように、二つの出願は出来ない。

39. 審査の順番はどうか？

局で受理され完全な出願として認められた出願は出願が関係する分類の発明を取扱う夫々の審査官へ審査のためにまわされる。出願はそれが受理された順番で審査官によって審査のために取り上げられる。審査官が取り上げたが、出願者によって審査官による後日審査の状態に置かれた出願（出願の変更）はそのような状態に置かれた（変更日）順番で後日審査される。

40. 審査官の通知に回答する時間；時間内に回答しないことの結果

もし出願者が規則に規定されている必要時間内に出願を遂行しなければ、出願は取下げられたものと見做される。

回答に対する時間は正当かつ充分な理由がある場合にのみ、かつ決められた妥当な時間だけ延長される。そのような延長請求は、出願者の回答期限が来た日もしくはそれ以前になされなければならない。審査官は最大二つの延長を認めることが出来る、ただし認められる合計期間は回答に対する当初の期間を含めてそのような回答を求めた公式通知の郵送日から 6 ヶ月を超えることはない。

41. 出願の復活

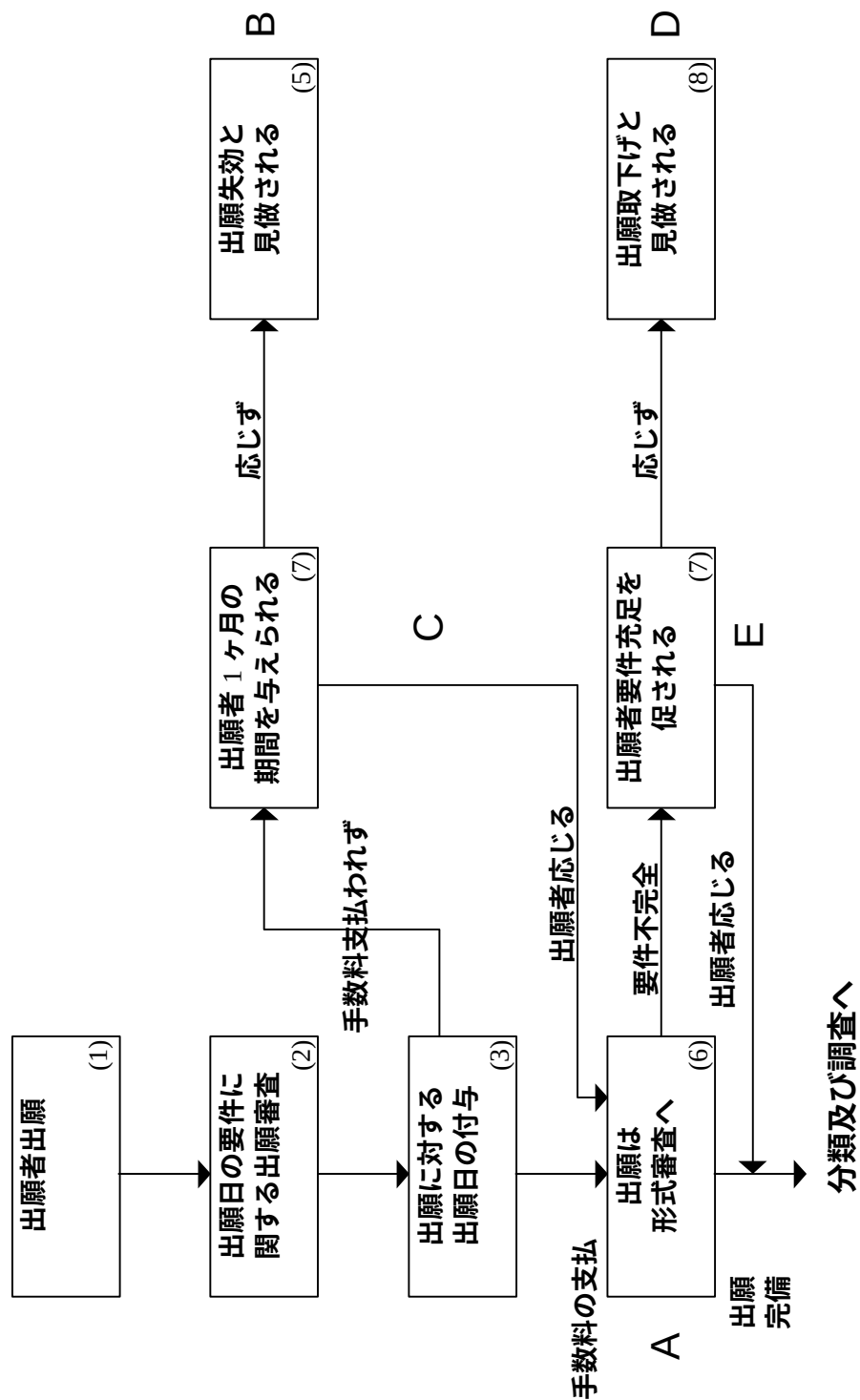
出願を遂行しないために取下げられたと見做された出願は取消し通知の郵送日から 4 ヶ月以内に、もしその理由が詐欺、不足の事故、錯誤もしくは免責さるべき過失によるとして特許局長に対して満足のいくように示されるならば、係属出願として復活可能である。取下げられたと見做された出願の復活の訴えは(1)遂行出来なかった原因の提示、(2)完全な回答、及び(3)必要な手数料を伴はなければならない。

この規則に従って復活されなかった出願は失効したと見做される。

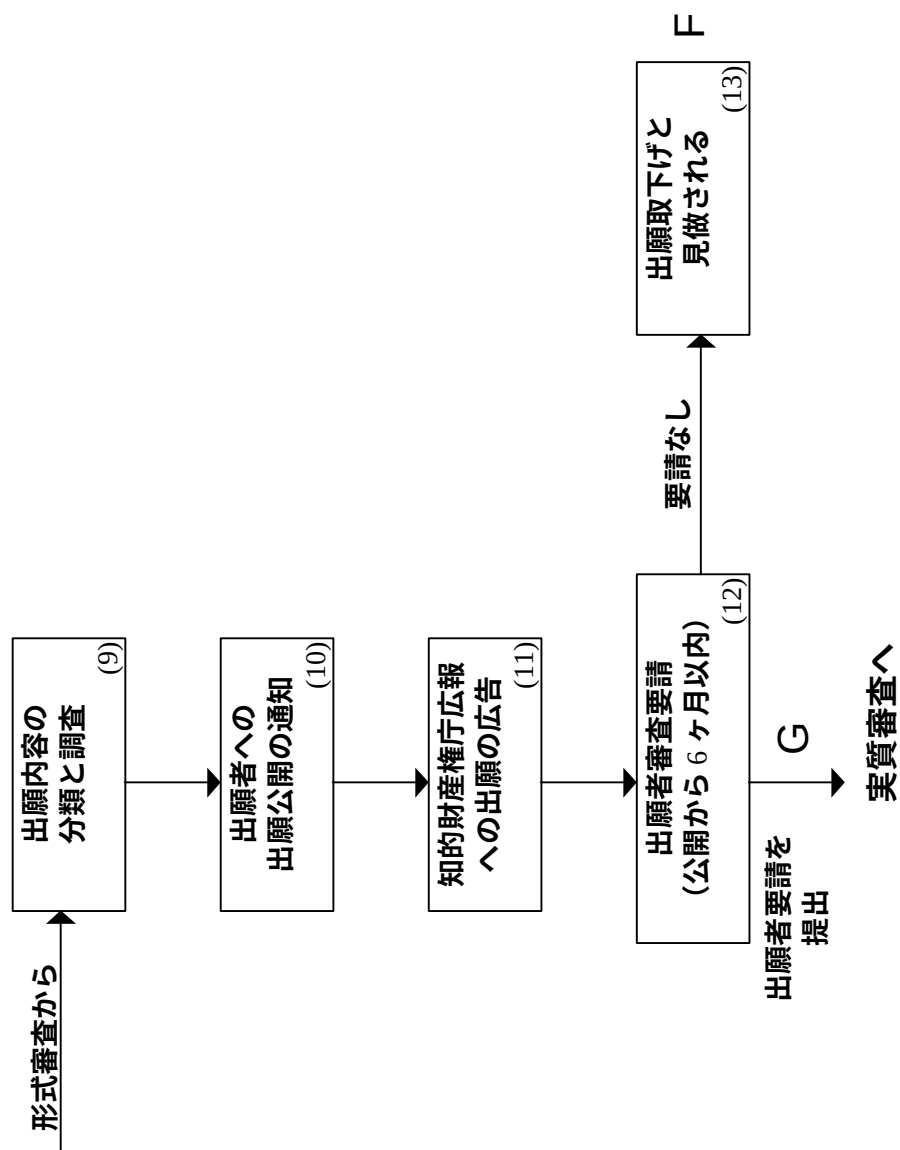
42. 出願を拒絶した特許局長の決定からの上訴

もし特許局長が発明に対する特許の付与を拒絶した場合は、出願者はその決定に対し知的財産権庁長官へ上訴出来る。

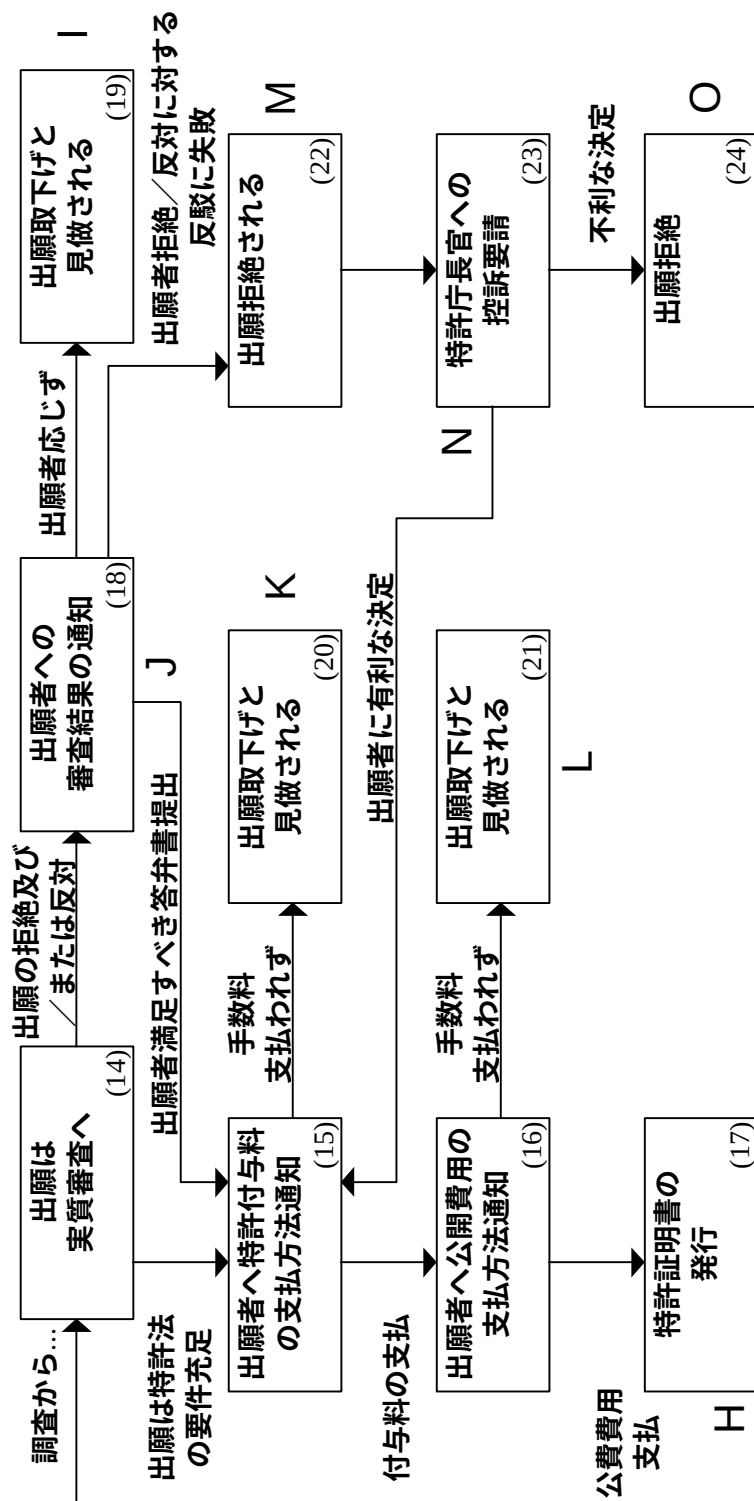
発明特許付与手続
第1段階：形式審査



発明特許付与手続 第2段階：分類、調査及び特許出願の公開



發明特許付与手続



44. 特許の内容

特許はフィリピン共和国の名において発行され特許局長によって署名捺印され、局の帳簿及び記録に詳細説明、クレーム及び図面と共に登録される。

45. 何時、特許は発効するのか？

特許が付与されたら、特許の付与は他の関連情報と共に知的財産権庁の公報に公開される。それは知的財産権庁の公報への特許付与の公開日をもって発効する。

46. 特許の所有者に与えられる排他的権利とは何か？

知的財産法の下で、これらの排他的権利は次のものから構成している：

- (a) 特許製品の製造、使用、販売のための提供、販売もしくは輸入；もしくは特許を付与された製法から直接または間接に得た製品あるいは特許を付与された製法の使用
- (b) 承継による特許の譲渡もしくは移転及び販売のためのライセンス契約の締結

47. これらの排他的権利に対する例外は何か？

第 1 に、特許の利用が個人的に、かつ非商業的規模で、もしくは非商業的目的のためになされた場合

第 2 に、特許の製作もしくは使用の行為が科学的調査及び実験を唯一の目的としている場合

第 3 に、特許製品が特許の所有者によってもしくはその許可を得てフィリピンで市場に出された場合。市場に出すことは販売（賃貸及び贈与を含む）を意味する。この販売によって、買主は特許所有者の排他的権利を犯すことなくフィリピンにおいてその製品を使用、もしくは多分再販売出来るであろう。特許製品のフィリピンの外での販売はフィリピン内での特許権を“枯渇”させることにはならない。それゆえ、特許の所有者は特許製品のフィリピンへの輸入（並行輸入として知られている）を禁止出来る。

第 4 に、その行為が、薬局でもしくは医者によって、医者の処方箋に従った薬品に関する個人的な問題の準備から成り立っている場合

第 5 に、特許製品の使用が国内を通過中の車両内で起きた場合

48. 善意による発明の事前使用者の権利とは何か？

出願者以外のものが、出願日もしくは優先日以前に、フィリピンにおける発明を善意で使用し始めたかまたは使用のために真剣な準備をした場合は、その使用を継続する権利を有する。しかしこの権利は自己の企業もしくは商売に対してのみ移転または譲渡可能である。

49. 政府は特許所有者の許可なしで特許を使用し得るか？

然り、ただし強制的なライセンス付与と同じ条件に従う：

- (i) 公共の利益の根拠；例えば、医薬品製造のための原材料が危機的に不足していて無ブランド薬品としてフィリピン人所有の医薬品施設による使用が絶対的に必要な時に厚生省が行う Generic Act 下での輸入；もしくは
- (ii) 特許所有者による使用方法が非競争的な場合

50. 特許の期間

特許の期間は出願日から 20 年である。

51. 特許出願もしくは特許を維持するための年間手数料の支払要件

特許出願もしくは特許を維持するためには、出願が公開された日から 4 年経った日及びその後 4 年毎の応答日に年間手数料を支払わなければならない、さもなければ、出願が取下げられたと見做されるかもしくは特許が期限切れになったと考えられる。

年間手数料の支払のために 6 ヶ月の猶予期間が設けられているが、遅延支払のために規定の追加料金の支払が必要となる。

C. 実用新案

1. 登録可能な実用新案とはどのようなものか？

新規で産業上適用可能な、人間活動のあらゆる分野における問題の技術的解決は登録可能である。

2. 登録不可能な実用新案とはどのようなものか？

次のものは実用新案としての保護から除外される：

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法；
- (b) 精神的行為、ゲーム事業、及びコンピューターのためのプログラムの案、規則及び方法；
- (c) 人間もしくは動物の体に対して行なわれる手術的、治療的及び診察的な人間もしくは動物の体の処置方法。この規定はこれらの方法を使用する製品及び構成に対しては適用されない；
- (d) 植物新種、もしくは動物繁殖、または植物あるいは動物生産のための本質的に生物学的製法。この規定は微生物及び非生物学的並びに微生物学的製法には適用されない；
- (e) 美的創造；及び
- (f) 公の秩序もしくは道徳に反するもの

3. 産業的適用性とは何か？

如何なる産業でも生産及び使用可能な実用新案は産業的に適用可能である。

4. 実用新案の法令による分類とは何か？

次のもの、もしくは次のものに関連する実用新案：

- (a) 有用な機械；
- (b) 器具もしくは道具；
- (c) 製品もしくは構成物；または
- (d) 上記のものを改良したもの

5. 実用新案出願の出願日とは何か？

実用新案出願の出願日とは役所（特許局）が次の要件を受理した日である：

- a) 特許局によって規定された形式で適正に書かれた登録請求；
- b) 実用新案の詳細説明；

- c) クレーム（請求項もしくは請求の範囲）；
- d) もしあれば、実用新案を完全に開示した図面もしくは絵画表示；及び
- e) 出願手数料の支払

もし出願がこれらの要件を満たしていなければ、特許局は不完全な実用新案出願を受付け
るかも知れない；ただし、その場合、少なくとも出願用紙の完全な書込み要請、開示及び
規定手数料の支払を求められることになる。特許局はこの規則に定められたすべての要素
が満たされるかもしくは不備が訂正された日をもって出願日を付与する。

6. 実用新案の登録に関する規則は何か？

実用新案は出願、追加クレーム及び公開手数料のようなすべての手数料が遅れることなく
支払われ、かつこれらの規則に定められたすべての公式要件が受け付けられれば実質的な審
査なくして登録される。更に、出願者が知的財産法及びこれらの規則の下での自己の選択
を考えるのを助けるために、出願は同様に分類され先願技術を確定するため調査が行なわ
れる。

7. 実用新案出願の形式審査に関する規則は何か？

実用新案出願はこれらの規則に定められた公式要件が完全に満たされているかどうかにか
つて審査される。形式審査報告書は出願日から 2 ヶ月以内に調査報告書と共に出願者に
提出される。形式審査は(a)特許に対する権利、(b)誰が特許を出願するか、(c)出願日の要
件及び(d)形式上の審査に関するこれらの規則の部分を検討に入れて行なわれる。

8. 形式審査報告書及び調査報告書を受取った後、出願者はどのような行動をとれるか？

形式審査報告書及び調査報告書の郵送日から 2 ヶ月以内に、出願者は次のことが出来る：
(1)出願の自発的取下げ、(2)出願内容の変更、(3)出願を発明特許出願へ変更、もしくは、
(4)必要手数料を支払った上で、登録可能性報告書の請求

9. 実用新案の出願要件は何か？

実用新案登録の出願及びすべての文書はフィリピン語もしくは英語で、かつ知的財産権庁
の特許局長宛てになされなければならない。

出願は次の書類を含まなければならない：

- a) 特許局によって規定された形式の登録請求
- b) 次のものを含む詳細説明
 - 1. 名称
 - 2. 技術分野
 - 3. 実用新案の背景
 - 4. もしあれば、いくつかの図面についての簡潔な説明
 - 5. 詳細説明
 - 6. クレーム（請求項もしくは請求の範囲）
 - 7. もしあれば、図面

10. 実用新案の単一性についての要件は何か？

一つの実用新案出願に当っては一つの独立した種類もしくは属のクレームのみが許される。

しかしながら、実用新案の特定のバリエーションは、それらがこれらの規則で定められた単一の法令上の分類におさまリ、単一の革新的な概念の下で具体化することが出来るのであれば、一つの出願の中での相当な数の非独立のクレームとして主張出来る。実用新案のこのような特定のバリエーションは属概念のクレームの範囲内におさまらなければならない。

11. クレームにはどの時点で手数料が発生するか？

出願の時点、もしくは出願日の後、追加クレームを出願した時点で、5つを超えたクレームからなる実用新案出願は、独立及び、もしくは多階級／代替／非独立クレームであれ、5つを超えた夫々のクレームについて手数料の支払が必要になる。クレーム手数料は出願後1ヶ月以内に支払わなければならない。もしクレーム手数料が期限内に支払われなかったら、期限を守らなかったとの通知から1ヶ月の猶予期間内に支払われれば合法的となる。もし、クレーム手数料が期限及びこの規則で述べられている猶予期間内に支払われなければ、当該クレームは取消されたと見做される。

12. 制限もしくは分割の要件は何か？

一つの実用新案出願の中での多分類の具体化の制限もしくは分割は、もしそのような具体化が独立かつはっきりとしているか、もしくはこれらの規則で特定されているような具体的な変形であると考えられないならば、適当であると思われる。制限された具体化の分割出願は、もし実用新案出願の登録前に出願されるならば、当初の出願の出願日を与えられる恩恵に浴する。

13. 実用新案の登録期間はどのようなものか？

実用新案は出願日から7年目の末日が有効期間の終わりとなり、更新される可能性はない。

14. 発明特許出願から実用新案登録出願へ変更されることに関する規則はどのようなものか？

発明に対する特許付与もしくは拒絶以前の如何なる時点においても、発明特許出願者は、規定手数料を支払って、その出願を実用新案登録の出願へ変更出来、当初の出願日を付与される。出願は一度限り変更出来る。

15. 実用新案登録出願を特許出願へと変更することに関する規則はどのようなものか？

実用新案登録の付与もしくは拒絶以前の如何なる時点においても、実用新案登録の出願者は、規定の手数料を支払って、その出願を特許出願へと変更出来、実用新案出願の出願日を与えられる。

16. 並行出願の禁止とは何か？

出願者は一つの課題に対して、同時であれ継続してであれ、一つは実用新案登録今一つは発明特許付与のように、二つの出願をすることは出来ない。

17. 複数の優先権とは何か？

出願は複数の優先権を異なった国からも主張出来る。特許に係わる複数の優先権が主張されたら、優先日から計算した期限は最も早い優先日に基づく。

18. 出願で禁止されている問題とは何か？

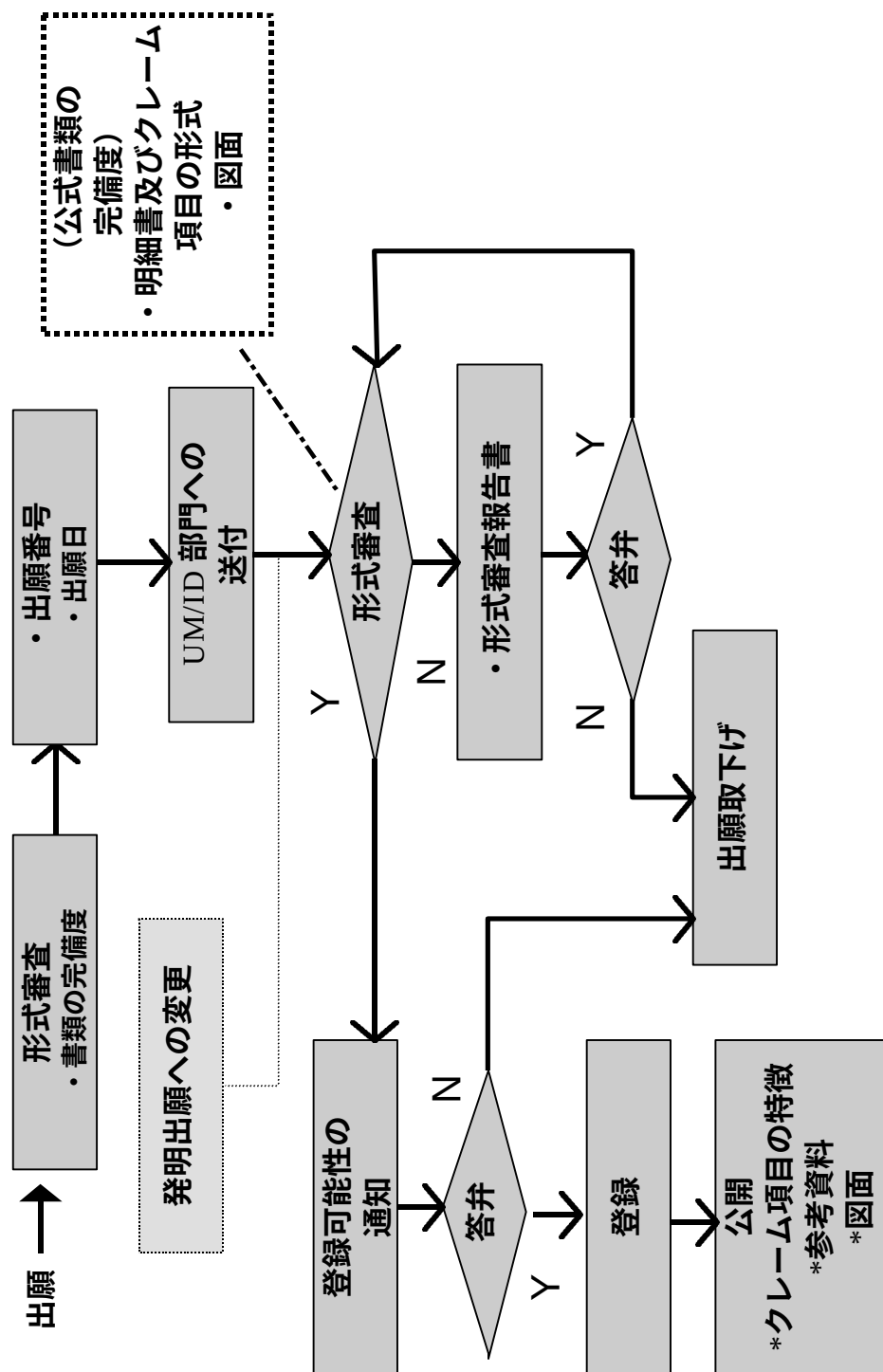
出願は次のものを含んではならない：

- (i) “公の秩序”もしくは道徳性に反する記述もしくはその他のもの；
- (ii) 特定の人もしくは出願者以外の製品または製法、もしくはそのような人の出願あるいは特許の利点または有効性を蔑む記述。先行技術との単なる比較は原則として蔑むものとは考えられない；
- (iii) その状況の下で明らかに無関係かもしくは不必要と思われる記述またはその他のもの

もし出願がこの規則の意味する下での禁止事項を含んでいるならば、特許局は登録を公開するに当って、それを削除し、削除された場所及び文字もしくは図面の数を示す。

19. 実用新案登録手続に対する審査手続フローチャート

実用新案登録出願に対するフローチャート



D. 工業意匠

1. 工業意匠とは何か？

工業意匠とは線もしくは色彩に関係なく、線もしくは色彩または立体形状の合成物である：ただし、そのような合成物もしくは形状は、工業製品または工芸品に対して、新規かもしくは独創的な特別の外観を与えかつそれらの模様として機能することが出来るものでなければならない。

2. 工業意匠の登録可能性の要件は何か？

登録を可能とするためには工業意匠は、線、模様、もしくは色彩に関係なく、美的で気持ちの良い外観を物品にもたらす形状、配置、様式またはそれらの結合の装飾的特徴に関する、新しくもしくは独創的な創造物でなければならない。線、模様もしくは色彩の合成物の中で具体化された意匠は物品とは不可分でなければならない、単に表面の装飾方法として存在することは出来ない。

製造物品は別々に製造及び販売することの出来る、有益なまたは実的な技術あるいはその一部に属するものとして、定義される。

3. 登録の出来ない工業意匠とはどのようなものか？

技術的結果を得るために、基本的には技術的なもしくは機能的な考慮から命じられた工業意匠、もしくは公共秩序、健康または道徳に反するものは登録することが出来ない。

4. 必要とされる新規性はどの程度のものか？

知的財産法によって特許のために定められた新規性の基準は工業意匠にも適用される：ただし、特許について無害の情報開示に関する規定のところでは決められている 12 ヶ月間は意匠に関しては 6 ヶ月である。

如何なる工業意匠も先行意匠とわずかな点でしか異なっていなく、普通に見る人が先行意匠と間違えるようなものであれば、新規なものとは考えられない。

5. 工業意匠出願の出願日とは何か？

特許局は次の要素を受理した日を工業意匠登録の出願日として付与する：

- a) 出願人の身元を確認する情報；及び
- b) 工業意匠を具体化した物品の表示もしくはその絵画表示

もしこれらの要件が出願に際して特許局によって受理されていないとしても、それにもかかわらず特許局は出願を受理し、登録のためのすべての公式な要件が満たされたかもしくはこれらの規則に従って間違いが訂正された日を出願日として付与する。

6. 工業意匠登録の規則は何か？

もし出願が知的財産法及びこれらの規則の要件を満たしていれば、特許局は工業意匠の登録を実行する：ただし、すべての手数料が期限内に支払われることが必要である。更に、出願者が知的財産法及びこれらの規則の下での選択をするのを助けるために、出願は分類されかつ先行技術を確定するため調査が行なわれる。

7. 工業意匠出願の形式審査の規則は何か？

工業意匠出願はこれらの規則で定められた公式な要件が完全に満たされているかどうか

について審査される。形式審査報告書は出願日から 2 ヶ月以内に調査報告書と共に出願者に提出される。形式審査は次のことに関する規則を考慮する：(a)特許に対する権利、(b)誰が特許を出願するか、(c)出願日に関する要件及び(d)形式審査

8. 形式審査報告書及び調査報告書を受領した後、出願者はどのような行動をとれるか？

形式審査報告書及び調査報告書の郵送日から 2 ヶ月以内に、出願者は次のことが出来る：

(1)出願の自発的取下げ、(2)出願内容の変更、もしくは、(3)必要な手数料を支払って、登録可能性報告書の請求

9. 工業意匠登録出願の要件は何か？

工業意匠登録の出願及びすべての文書はフィリピン語もしくは英語でかつ宛先は特許局長でなければならない。

出願は次のものを含んでいなければならない：

- 特許局によって決められた形式での完全に書込まれた登録請求。これには次のものを含む。出願者の名前及び住所、もしくは出願者が意匠図案者でなければ工業意匠に対する権利の源を示した書面；及び意匠が適用される製造物品の種類を表示
- 次のものを含んだ明細書：
 1. 名称；
 2. いくつかの異なった図面についての簡潔な説明；
 3. 意匠の特徴的な面の説明；
 4. クレーム（請求項もしくは請求の範囲）
- 出願者もしくはその代表者の署名入りの、意匠の完全な外観を示したいくつかの異なった図面。特許局はまた写真もしくは意匠を表す他の適当な図表を、もしそれらが工業意匠の図面に関する規則の要件に合致するものであるならば、受理することが出来る。

10. 必要な手数料とはどのようなものか？

工業意匠登録の出願には、出願が特許局によって受理された日から 1 ヶ月以内に、出願手数料及び公開手数料の支払が必要となる。

11. 見本とは何か？

特許局は出願には工業意匠を具体化した物品の“見本”が伴われていることを要求するかも知れない。この要件はまたそのような見本提出から 1 ヶ月以内の規定手数料の支払を必要としている。

見本は検査、表示もしくは研究のために慎重に選ばれかつその種類の典型的なものとして選択された工業製品の標本もしくは単位であるとして定義される。

12. 工業意匠登録出願の特別な明細書の形式とはどのようなものか？

工業意匠登録の出願は次の事項を含んだ明細書を伴っていることが必要であるが、その明細書は下記に書かれた順序で配列されていなければならない：

- a) 意匠の名称；
- b) 正式図面の数個の展望もしくは数字についての詳細説明；

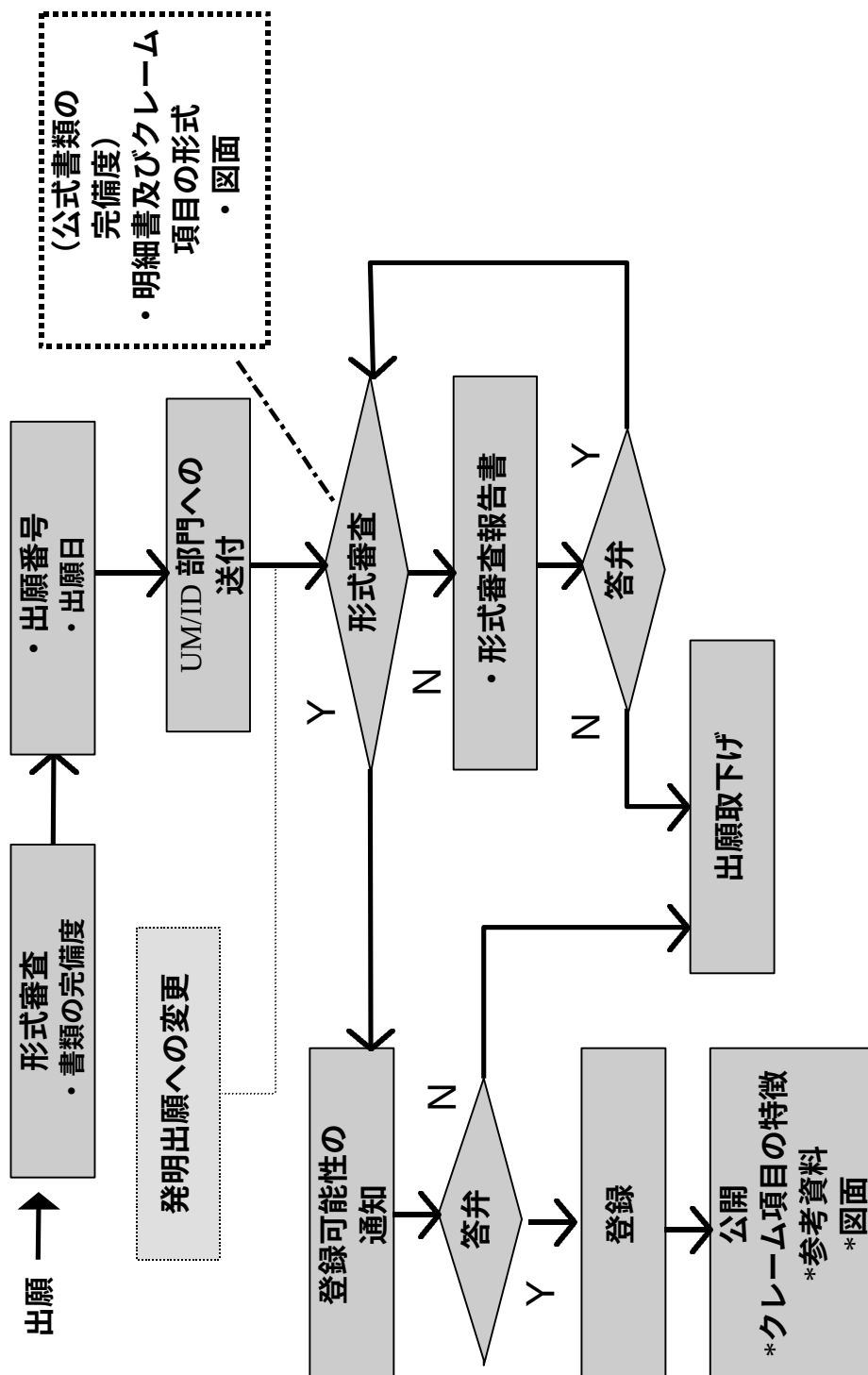
- c) もし必要ならば、意匠の特徴的な面の説明；
 - d) クレーム
13. 工業意匠を表すための特別な要件とは何か？
- 新案実用及び工業意匠を表すための一般的規則に合致していることに加えて、工業意匠の描写は物品の外観を完全に示すために十分な数の図面を含んでいなければならない。表面の特徴及び輪郭を示すために適当な表面の濃淡描写法が用いられなければならない。
- 色彩のクレームの場合は、表面の濃淡描写法に代えて断面図が必要となるであろう、そして特許局によって決められた色彩図表に基づいた色彩の記号化が適用されなければならない。
14. 工業意匠の図表表示の要件は何か？
- インド・インク図に代わる CAD のような工業意匠の図表表示は受入れ可能である、ただしこれらの規則、特に工業意匠の描写に対する特別要件に合致していることが必要である。
15. 数個の工業意匠は一つの出願で認められるか？
- 一つ以上の工業意匠の具体化が一つの出願でなされることは、適当な場合には認められる。提示された物品の多くは互いに明白に異なるものであってはならず、かつ単一の意匠概念に基づいて具体化された実質的に類似の主要な意匠の特徴を有するものでなければならない。これらは国際的な分類の同じサブ分類に関連するか、もしくは物品の同じ組みまたは合成物に関連するものでなければならない。組みとして慣習的に一緒に販売もしくは使用される“物品の組み”は、各物品が同じ意匠であるかもしくは実質的に同様の意匠であるかまたはそれを有している場合、一つの意匠登録出願における適正な対象とすることが出来る。
16. 制限もしくは分割の要件は何か？
- 多数の意匠の具体化の制限もしくは分割は、もし二つもしくはそれ以上の独立したまたははっきりと区別出来る意匠が一つの意匠登録出願で提示された場合は、適当と思われる。
17. 工業意匠登録の期間はどうか？
- 期間は出願日から 5 年であり、更新手数料を支払って、1 回 5 年で、2 回連続を限度として更新出来る。
18. 多数の優先権とは何か？
- 出願は一つ以上の優先権を異なった国からでさえ請求出来る。もし一つ以上の特許の優先権が主張された場合は、優先日から計算される期限は最も早い優先日に基づいて計算される。
19. 出願で禁止されている事項とは何か？
- 出願は次のものを含んでいてはならない：
- (i) “公の秩序”もしくは道徳性に反する記述もしくはその他のもの；
 - (ii) 特定の人もしくは出願者以外の製品または製法、もしくはそのような人の出願または特許の利点あるいは有効性を蔑む記述。先行技術との単なる比較は原則として蔑むものとは考えられない；

(iii) その状況の下で明らかに無関係かもしくは不必要と思われる記述またはその他のもの

もし出願がこの規則の意味する下での禁止事項を含んでいるならば、特許局は登録を公開するに当って、それを削除し、削除された場所及び文字もしくは図面の数を示す。

20. 工業意匠の登録出願に対する審査手続フローチャート

工業意匠に適用可能な実用新案のフローチャート（第 20 番）参照



(2) 技術のライセンス供与及び移転

A. 技術の自発的ライセンス供与及び移転

1. 知的財産権を含むライセンス供与協定の型にはどのようなものがあるか？

知的財産権法は二つの型を規定している：自発的ライセンスもしくは技術移転合意、及び強制的ライセンスである。

2. 技術移転合意とは何か？

“技術移転合意”という言葉は、製品の製造、製法の出願、もしくは管理契約を含む役務の提供に関する体系的な知識の移転を含む契約、及び大衆市場向けに開発されたコンピューター・ソフトウェアを除くコンピューター・ソフトウェアのライセンス供与を含むあらゆる形の知的財産権の移転、譲渡またはライセンス供与を意味する。

3. 技術移転合意は知的財産権庁もしくは何らかの政府機関に登録しなければならないか？

否。知的財産法は今や技術移転合意の登録を要求していない。

4. このことは合意の当事者が技術移転合意の条件を決めるに当って、何の制限も受けないことを意味しているのか？

知的財産法は技術移転合意の規則を自由化した。今や技術移転合意の特許料支払もしくは期間について何の制約も課されていない。しかしながら、知的財産法は、もし技術移転合意が“禁止された”条項もしくは法律によって合意の中に入れることが命じられている規定と一致しない条項を含んでいれば、技術移転合意は実施不可能と見做されると規定している。フィリピン法の下では実施不可能な契約はその条項を実施するための訴訟の対象にはならない。

5. 技術移転合意が法の規定と合致していなければならないと要求している法の目的は何か？

技術の移転及び普及を奨励し、特定の場合に知的財産権の悪用が競争及び通商に悪影響をもたらす慣行及び状態を防止もしくは管理するためである。

6. 禁止された条項とは何か？

禁止条項とは競争及び通商に悪影響を及ぼすと法によって想定されている条項である。

次のものが禁止条項と考えられる：

- ・ ライセンス被供与者に特定の供給源から資本財、中間財、原料、及び他の技術を得る義務、もしくはライセンス供与者によって指示された人員を恒久的に雇用する義務を課する条項；
- ・ ライセンス供与者がライセンスに基づき製造した製品の販売もしくは再販価格を決定する権利を留保する条項；
- ・ 生産の量及び構造に関する制限を含む条項；
- ・ 非排他的技術移転合意において競争力のある技術の使用を禁止する条項；
- ・ ライセンス供与者に有利な完全もしくは部分的な購入権を確立する条項；
- ・ 供与されたライセンス技術の使用を通して得ることが出来る発明もしくは改良を無料でライセンス供与者に移転することをライセンス被供与者に義務づける条項；

- ・ 使用されていない特許に対し特許所有者に特許料の支払を要求する条項；
 - ・ ライセンスを与えられた製品の製造及びもしくは販売の独占的ライセンスが既に与えられた国への輸出のように、ライセンス供与者の正当な利益の保護が認められなければ、ライセンスを与えられた製品の輸出をライセンス被供与者に禁止する条項；
 - ・ ライセンス被供与者に起因する原因による技術移転合意の早期終了の場合を除き、技術移転合意の終了後に供与された技術の使用を制限する条項；
 - ・ 特許及び他の工業所有権に対する支払を、その終了、終結合意の後に要求する条項；
 - ・ 技術譲受人が技術供与者の特許の有効性について議論しないことを要求する条項；
 - ・ 移転技術を国内の条件に吸収もしくは適応させるかまたは新製品、製法あるいは設備に関連した調査及び開発計画を始めるためのライセンス被供与者の調査及び開発活動を制限する条項；
 - ・ ライセンス供与者によって規定された品質水準を損なわない限り、ライセンス被供与者が輸入技術を国内条件に適応させるか、もしくはそれに対する革新の導入を妨げる条項；
 - ・ 技術移転合意の下で義務の不履行による責任及び／もしくはライセンス供与製品もしくは技術の使用によりもたらされた第三者の訴訟から生じる責任をライセンス供与者から免除する条項；及び
 - ・ 同等の効果を持つ条項
7. 技術移転合意の中にどのような条項を入れなければならないか？
- ・ フィリピンの法律は訴訟の場合における解釈を決め、それによれば裁判管轄区はライセンス被供与者が主要な営業所を有する場所の適切な裁判所であるとしている；
 - ・ 技術に関連した手法及び製法における改良に対する継続した利用は技術移転合意の期間中は可能である；
 - ・ 技術移転合意が仲裁規定を設ける場合は、フィリピン仲裁法の仲裁手続もしくは国際取引法に関する国連委員会の仲裁規則(UNCITRAL)または国際商工会議所の調停及び仲裁規則が適用され、仲裁の裁判管轄はフィリピンもしくは中立国とする；及び
 - ・ 技術移転合意に関するすべての支払に関してフィリピンの税金はライセンス供与者の負担とする。
8. 何時、技術移転合意は禁止条項もしくは合意への強制的挿入条項に関する規則からの免責を認められるか？
- 高度技術内容、外国為替獲得の増大、雇用創出、地域原材料によるもしくはその使用による産業の地域拡散及び、または代替、あるいは投資部（Board of Investment）の場合は、登録企業がパイオニアの地位を保有するなど経済に相当の利益がもたらされるような例外的もしくは価値のある場合は、資料・情報・技術移転局によって事例ごとの評価の後、上記要件のいずれかからの免責が認められる。
9. 例外出願の要件は何か？
- 知的財産法の禁止条項及び、または強制条項のいずれかからの免責に対する宣誓出願は資

料・情報・技術移転局長に提出しなければならない。それには免責を請求していること、免責の正当性、及び当該合意が如何なる司法、行政またはその他の係争中でないことを述べなければならない。

出願には合意書写、然るべき手数料の支払、及び請求を補完しかつその利点を確立するために資料・情報・技術移転局から要求される他の書類を伴っていなければならない。

出願者は合意書の原案もしくは正当に執行し、かつ公証された合意書を提出することが出来る。

10. 免責請求に対する評価の範囲はどのようなものか？

免責請求は競争及び通商に対して技術移転合意の条件が悪影響を及ぼすかどうかを基礎として評価される。知的財産法の禁止及び強制条項からの免責は次のように経済に対して相当の利益がもたらされる例外的もしくは価値のある場合に付与される：

- (a) 高度技術内容；
- (b) 外国為替獲得の増大；
- (c) 雇用創出；
- (d) 産業の地域拡散；
- (e) 地域原材料によるもしくはその使用による代替；
- (f) 投資部へのパイオニア地位の登録

11. (技術移転合意の終了後もライセンス供与された技術の使用を制限する条項が禁止条項であるとの規則からの免責を含めて) 免責請求の評価に関して守られる他の規則とは何か？

- ・ 受入れ可能な世界的な産業基準及び慣行。免責請求の評価手続の一環として、資料・情報・技術移転局は当該分野におけるライセンスを供与する技術に関する受入可能な世界的な産業基準及び慣行を考慮に入れなければならない。
- ・ 有効な知的財産権の認識。知的財産法第 87 条 9 項で技術移転合意終了後も供与された技術の使用を制限する条項に関する免責請求の評価に当って、資料・情報・技術移転局は技術移転合意の終結もしくは終了後も存在する有効な特許、著作権、商標、商秘密もしくは他の知的財産権を考慮に入れなければならない。
- ・ 税金の支払。知的財産法第 88 条 4 項（同施行規則第 3 条(4)）の下で技術移転合意に係わるすべての支払に関してライセンス供与者にフィリピンの税金の支払を求めない条項に関する免責請求の評価に当って、資料・情報・技術移転局はかかる税金の支払責任について内国歳入局から出されている現在の法律、並びに規則を考慮に入れなければならない。

12. 何時、資料・情報・技術移転局は技術移転合意の特許料を決めることが出来るのか？

技術移転の支払から生じる技術移転合意の当事者間の紛争解決のために準司法的管轄権の行使を行う時である。

13. 資料・情報・技術移転局長のすべての行為もしくは決定に対する再考慮及び上訴に関する規則は何か？

- ・ 再考慮の請求。資料・情報・技術移転局長のすべての行為もしくは決定に対する再考

慮の請求はその理由を明確かつ簡潔に記載した書面で提出しなければならない。適当な場合は、補完する書類を伴わなければならない。この請求は決定の受領から 15 日以内に同局長宛てに提出しなければならない。必要手数料の支払を証するものを伴わなければならない。同局長はこの条項の定めるところに従って、請求受領の日から 35 日以内に最終決定をしなければならない。

- ・ 知的財産権庁長官への上訴。資料・情報・技術移転局長の決定からの上訴はその理由を明確かつ簡潔に記載した書面で、適当な場合には補完書類を伴って、知的財産権庁長官に対して提出しなければならない。同長官への上訴は局長の決定通知を控訴人が受領後 15 日以内に必要手数料の支払証を伴って行なわなければならない。
- ・ 通商産業大臣への上訴。知的財産権庁長官の決定もしくは最終命令は控訴人がその決定受領後 15 日以内に通商産業大臣に上訴しなければ、最終的かつ執行可能となる。

B. 強制ライセンス

1. 強制ライセンス付与の根拠は何か？

- ・ 公共の利益の根拠
 - i. 国家的非常事態もしくは他の極めて緊急性を要する状況；
 - ii. 国家の安全、栄養、健康もしくは然るべき国家の機関が決めた国家経済の他の重要分野の発展に関する公益がそのように要求する場合。
- ・ 特許権者の排他的権利の乱用を防止する根拠
 - i. 司法もしくは行政機関が特許所有者の利用態度が反競争的と認めた場合；
 - ii. 十分な理由なく特許を非商業的に使用する場合；
 - iii. 特許発明がフィリピンで商業的規模で利用されていない場合、ただし特許物品の輸入は特許の利用を構成する（この理由での強制ライセンスの申立は特許出願日から 4 年、もしくは特許の日付から 3 年、いずれか後に終了するするまでは行うことが出来ない）
- ・ 特許の相互依存に基づいた強制ライセンス
国内で特許（第二の特許）によって保護される発明が先行出願に基づいて付与された別の特許（第一の特許）を侵害することなく使用出来ない場合は、第二の特許の所有者に強制ライセンスが付与される、ただし、第一に、第二の特許がかなりの経済的意義を持つ重要な技術的進歩を含むものであること；第二に、第一の特許の所有者が第二の特許との相互ライセンス（cross-license）を与えられること；及び第三に、第一の特許の使用が第二の特許の譲渡を除き、譲渡不能とすることの条件が満たされた場合である。

2. 強制ライセンスを申立出来る期間はどうか？

もし根拠がフィリピンで特許が利用されていないということであれば、出願日から 4 年、もしくは特許付与の日から 3 年、いずれか最後に終わる日までの期間である。

もしその他の根拠であれば、特許が期限を迎える日の前であればいつでも申立出来る。実際問題として、強制ライセンスを取得するための審理が 3 年乃至 4 年かかることを考慮す

れば、それより数年前に申立をすべきである。

3. 強制ライセンスの申立てはどこでやるのか？

知的財産権庁の法務局である。

4. 強制ライセンスの場合申立人に要求されるものは何か？

申立人は発明を利用する能力を示さなければならない。

共和国法第 165、第 34 条の(2)で使われている“特許製品を使用する能力”を構成するものに関する前の法律が参考になる。医薬品の特許に対する強制ライセンス供与を含む事例では、裁判所は次のように裁定した、即ち申立人はその能力を所有している、何故ならば申立人は適切かつ有能な技術者を抱え、数個の実験施設及び薬品を準備しかつ包装する機械並びにその品質、安全性及び安定性の試験を行う設備を所有しているからである、と。

5. 強制ライセンス供与申立の前にどのような要件が満たされなければならないか？

強制ライセンスの被供与者になると思われる人が権利所有者と合理的な条件で排他的なライセンスを取得する真剣な交渉をしてその努力が不調に終わって初めて強制ライセンスが付与される。

この要件は次の場合には適用されない：

- (a) 強制ライセンスの申立が司法もしくは行政上の手続で反競争的と裁定された行為の救済を求めるものである場合；
 - (b) 国家的非常事態もしくは極めて緊急を要する他の状況において；
 - (c) 公的な非商業使用の場合
6. 半導体技術を含む特許に関する強制的ライセンス供与の規則はどのようなものか？
- 半導体技術を含む特許に関する強制的ライセンス供与の場合、ライセンスは公的な非商業使用、もしくは司法または行政上の手続で反競争的と裁定された行為の救済の場合においてのみ付与される。

7. 申立ての形式及び内容はどのようなものか？

強制的ライセンスの申立は申立人の証明付の書面により、かつ必要な出願手数料の支払を伴っていなければならない。それは次のものを含んでいなければならない。申立人並びに被告人の名前及び住所、強制的ライセンスが求められている関連特許の番号及び発行日、特許権者の名前、発明の名称、強制的ライセンスを求める法令上の根拠、申立人の申立原因を構成する究極的な事実、及び求めている救済。

8. 強制的ライセンスの申立に関連する審理での手続はどのようなものであるか？

知的財産権の侵害に対する行政措置に対して適用される手続と同じである（行政上の救済 4 参照）、ただし知的財産法によって定められたいくつかの要件を満たす必要がある：

- ・ 申立受理後、法務局長は記録上明らかな特許所有者及びすべての認可もしくはライセンス所有者、または特許並びにそれに係わる発明に対する他の権利、資格または利害を所有している人に対し申立の通知を送達すると共に、そのような人及び申立人に尋問の日付の通知を送達する。知的財産法第 33 条の規定に従って任命された居住者で

ある代理人もしくは代表者はその条項の意味する範囲において申立通知の送達を受取らなければならない。

- すべての場合に、この通知は申立人の費用において、法務局によって全国版の新聞に週 1 回、3 週連続して公開され、かつ知的財産権庁公報に 1 回公開される。

9. 強制的ライセンスの被供与者はどの程度の特許料を特許所有者に支払わなければならないか？

特許権所有者は特許権付与の経済的価値を考慮して適切な報酬を支払われなければならない、ただし、ライセンスが反競争的として裁定された行為を救済するために付与された場合には報酬額の決定に当って反競争行為を訂正する必要性が考慮されるであろう。

10. 強制的ライセンスの他の条件は何か？

- そのようなライセンスの範囲及び期間は認容された目的に限定される；
- ライセンスは非排他的である；
- ライセンスは譲渡不能である、ただし発明が利用されている企業もしくは事業の当該部分を除く；
- ライセンスの対象の使用は主としてフィリピン市場への供給に向けられるものとする：ただし、この制限はライセンスの付与が特許権所有者の特許使用態度が司法もしくは行政上の手続により反競争的と裁定された根拠に基づく場合は適用されないものとする。
- ライセンスはその付与に至った状況が存在しなくなり、かつ再発の可能性が低いことを適切に示すことによって終結させることが出来る：ただし、当該ライセンス被供与者の正当な利益に対する適切な保護が与えられるものとする。

11. 何時、強制的ライセンスは取消すことが出来るか？

特許権所有者の請求によって、法務局長は強制的ライセンスを取消すことが出来る：

- 強制的ライセンス付与の根拠がもはや存在せずかつ再発の可能性が低い時；
- 当該ライセンス被供与者が国内市場への供給を開始せずもしくはそのための真剣な準備もしない時；
- 当該ライセンス被供与者がライセンスに決められた条件を守らない時

(3) 他者の係属出願及び、もしくは付与された権利に対する対抗措置

A. 他者の係属出願及び付与された権利に関する情報の収集

1. 公衆は商標もしくはサービス・マーク及び特許、実用新案及び工業意匠の登録に対する係属出願情報を得ることが出来るか？

否、これらの出願—及びすべての関連書類（その目録資料を除いて）—は次の時点まで秘密と考えられている：

- 商標もしくはサービス・マークの登録出願に関しては、異議申立のために公開される；
- 発明特許出願に関しては、当初の公開の後まで；
- 実用新案及び工業意匠に関しては、特許局によって登録された後に公開された後まで

B. 他者の係属出願の権利取得を防止するための措置

1. 他者の係属出願に特許が付与されるのを防ぐためにはどのような手段をとるべきか？

- ・ 商標もしくはサービス・マークの登録出願に関して

審査官による出願の認容の後、公衆に商標登録に対する異議申立の機会を与えるために知的財産権庁公報に公開される。

(i) 商標登録に誰が異議申立をすることが出来るか？

商標登録によって損害を被ると考える人なら誰でも拒絶の絶対的根拠もしくは拒絶の相対的根拠として列挙されているものの一つを根拠としてあげて異議申立をすることが出来る。（商標の項の No.26 参照）

(ii) 異議申立の期限はどうか？

異議申立の期間は出願の公開の日から 30 日である。

この期間は延長可能であるが、出願の日から 4 ヶ月を超えることはない。

(iii) どの部局が異議について聞きそれについての決定をするのか？

法務局が異議について聞きそれについて裁決する任務を与えられている。

- ・ 発明特許出願に関して

知的財産法は係属出願の相互間でどちらが特許の資格を有するかについての紛争訴訟もしくは特許出願が公開された後の異議申立の権利のいずれについても規定していない。公衆からの観察意見が特許局に提出され審査官はそれを参考にし記録するだけである。

- ・ 実用新案もしくは工業意匠に関して

これらの出願は形式審査だけが行なわれ、かつもはや登録可能性を確定する実質審査が行なわれないことを考えれば、公衆にはその登録可能性を疑う機会は一特許出願の場合のように観察意見の提出さえもない、何故ならばこれらの出願は登録後まで公開されないからである。

C. 他者の取得権利を査定取消するための措置

1. 他者の取得権利を査定取消／無効／登録取消するための措置は何か？

- ・ 商標もしくはサービス・マークに関して

(i) 誰が、何時、何処で、商標登録の取消を申立てることが出来るか？

商標登録によって損害を受けたと考える人なら誰でも、一般的な規則としては、当該商標の登録日から 5 年以内に法務局へ商標登録の取消を申立てることが出来る。

(ii) 商標登録の取消しを求める根拠は何か？

拒絶の絶対的根拠もしくは拒絶の相対的根拠として列挙されている商標登録の拒絶根拠のどれかが取消申立の中で上げることが出来る。³ 年継続した商標の不使用もまた取消の根拠となり得る。

- ・ 発明特許については、誰が、どのような根拠で、何処で、何時、取消の申立をすることが出来るのか？

利害関係を有する人なら誰でも、下記の根拠のいずれかの根拠で、知的財産権庁の法

務局へ、特許取消の申立をすることが出来る：

- (a) 発明は特許対象とはならない；
- (b) 発明として主張されているものは新規なものではない、進歩性がない、もしくは産業的に適用可能ではない；
- (c) 特許はその技術に熟練した人によって実施可能な程度に十分に明確かつ完全な方法で発明を開示していない；
- (d) 特許は公序良俗に反している；
- (e) 特許は年間手数料の不支払のために期限切れとなっている

高度技術問題を含んでいる場合は、如何なる人も法務局長を議長とし、それに取消を求めている技術に関連する分野の専門家 2 名（民間からでもよい）を加えた委員会で申立を聞くよう要求することが出来る。

知的財産法は特許もしくは実用新案の取消申立が何時出来るかについては触れていない、それゆえ特許の有効期間中は申立可能である。

- 実用新案に関して

誰が、如何なる根拠で、何処で、何時、取消申立をすることが出来るか？

利害関係を有する人なら誰でも、下記の根拠のいずれかで、法務局へ、実用新案登録の取消申立をすることが出来る：

- (a) 当該実用新案は実用新案として登録の資格がなく、かつ新規性及び産業的適用性の要件を満たさず、もしくは登録不可能な実用新案の範疇に入る（実用新案 2 参照）；
- (b) 詳細説明及びクレームは規定されている要件に合致しない；
- (c) 実用新案の理解に必要な図面が提供されていない；
- (d) 実用新案の所有者は作成者もしくはその法的継承者ではない

- 工業意匠に関して

誰が、如何なる根拠で、何処で、何時、取消申立をすることが出来るのか？

登録期間中は何時でも、如何なる人も、法務局へ、下記のいずれかの根拠で、工業意匠登録の取消申立をすることが出来る。

- (a) 工業意匠の対象が登録可能ではない（工業意匠 3 参照）；
- (b) 対象に新規性がない；もしくは
- (c) 工業意匠の対象が当初出願内容の範囲を超えている

(4) 情報の収集もしくは不正の証拠

不正に対する救済に関する議論、特にこの問題に適用される証拠の収集又は保全を参照

3. 不正に対する救済

(1) 訴訟提起前にとるべき措置

A. 証拠の収集もしくは保全

1. 権利所有者はどのようにして侵害製品が市場で入手出来るのかを確定するのか？

権利所有者は国内のライセンス被供与者もしくは販売業者、または従業員に、もしその製品の販売に直接携わっているならば、市場を監視しその製品／役務の侵害行為もしくは不正使用の如何なる事例も報告するよう求めることが出来る。

権利所有者は市場における不正製品を確認し不正が存在する範囲を確定するための市場調査を行うために調査もしくは探偵会社を雇い入れることが出来る。

2. 製品の侵害行為が市場で発見された場合はどのような手段をとるべきか？

権利所有者によって雇われたライセンス被供与者、従業員もしくは調査員は、侵害物を購入し、取引記録をつけ、侵害物の製造者または供給者の身元についての手がかりを集める。調査員の報告書はどのようにして侵害物を購入したか、購入した日付、誰から購入したか、支払金額、取引の証人の名前を記載していなければならない。侵害物の日付入りの写真及び購入を証明する受取書は報告書の中に含まれていなければならない。

調査のすべての段階で調査員は、とっている手段が完全に法に合致し、かつ集めた証拠が法廷で認められるものであることを保証するため、権利所有者の弁護士と協調する必要がある。

3. 侵害物が市場で売られていることを書類に残し、もしくはそれを示す証拠を収集した後、権利所有者はどのようにして侵害物を差押え出来るか？

侵害物を搜索かつ差押えするには法廷からの令状を申請かつ取得する必要がある。

4. 搜索令状発行を求めるための法によって定められた要件は何か？

憲法の下で、原因が宣誓下での不服申立人及び同人が示す証拠、特に搜索されるべき場所及び差押えされるべき人又は物を記載したものの取調べの後、判事によって直接認定された場合を除いては、搜索令状は発行されないことになっている。複数の犯罪に対して搜索令状が発行されることはない。

5. 侵害者に対する通知は搜索及び差押え令状取得の要件か？

裁判所が搜索及び差押え令状を発行する前にそのような通知を出すことは要求されていない。

6. 搜索及び差押え令状を取得するために裁判所へ提出される証言及び他の証拠はどのようなものか？

- ・ 私的もしくは公的調査官で、侵害物を製造もしくは販売していることを確認する対象企業についての調査、取引について証言する人；
- ・ 商標所有者の代表者で、真正な製品を模造製品と区別するはっきりとした特徴について証言する人；
- ・ 商標についての代理人もしくは弁護士で、商標、発明もしくは意匠に対する権利所有

者の排他的権利の法的基礎を構成するフィリピンにおける令状申請人の特許もしくは商標登録について証言する人である。

7. 搜索令状によってどのような資産を差押え出来るか？

商標の侵害に関しては、登録商標もしくは商号またはその複製をつけた品物、それらの不正な写しもしくは偽物；それらのものを作る金属板、鋳型、基盤及びその他の手段並びに登録商標もしくは商号またはそれらの複製あるいは写しまたは偽物をつけた貼紙、標識、印刷物、包装物、包み紙、容器及び公告である。

特許、工業意匠及び実用新案の侵害に関しては、侵害物、材料及び主として侵害に際して使われる道具である。

8. 誰が搜索及び差押え令状を執行するのか？

搜索及び差押えは、令状に基づき、フィリピン国家警察(PNP)及び国家捜査局(NBI)のような法を執行する任務を与えられている政府機関によって行なわれる。

9. 搜索及び差押え令状に基づき差押えられた侵害物の保管は誰が行うのか？

令状を発行した裁判所によって保管される。裁判所は通常搜索及び差押えを執行するに際して手入れを行なった執行官に引渡す。

B. 最初に警告を与えること

1. 典型的な“cease and desist letter”(手紙による最初の警告)の内容はどのようなものか？

それは侵害者宛てで、商標登録もしくは特許のような手紙送達人の排他的権利の法的基礎について述べるものである。手紙は名宛人の活動が商標もしくは特許の侵害に当ることを指摘する。侵害者は次のことを指示される；直ちに侵害物の今後の製造、配給、販売を止めること、侵害物の源泉を開示すること、販売明細を作ること。手紙はまた侵害物を直ちに権利保有者に（破壊及び／もしくはすべての侵害物の証拠として使用するために）引渡すことまたは公の展示から除去することを求められるであろう。

侵害者はこの要求に応じ、かつ今後侵害活動を継続しない旨の書面による念書を完成するために、この手紙受領から5日乃至10日の限られた時間を与えられる。

2. “cease and desist letter”は裁判所に対し侵害に関する民事もしくは刑事の事件申立をするのに必須の条件であるのか？

否。しかしながらそれは権利保有者が侵害者から損害補償を得る法律の要件、即ち侵害者が商標使用時に当該商標の登録を知っていたか、もしくは製造時に当該発明に対する特許の付与を知っていたことを示さなければならないとの要件を満たす一つの方法である。

“cease and desist letter”を送るのはまた“無知な”侵害者に対し法廷へ事件を持ち込むことなく今後の侵害活動を停止する機会を与えるのに役立つであろう。

(2) 不正競争

A. 不正競争への救済を求めるための要件

1. 何時、人は不正競争で罪を犯したことになるか？

次のような人は不正競争の罪を犯したと見做される、即ち、自己が製造または販売に従事する商品を詐欺もしくは信義に反する他の手段、または事業、あるいは役務を利用するこ

とによって、信用を確立した人の商品の代わりにつかませるか、このような結果を生むことを計算した行為を犯すものである。

2. 侵害と不正競争の違いは何か？

- (i) 商標の侵害は商標の権限のない使用である。他方、不正競争は自己の商品を他人のものとしてつかませることである。
- (ii) 商標の侵害の場合は詐欺の意図は不用である。他方、不正競争の場合は詐欺の意図は必須のものである。
- (iii) 商標の侵害の場合は商標が先に登録されていることが侵害の必須条件である。他方、不正競争の場合は登録は必要ではない。

3. 不正競争を構成するものとして考えられる事例はどのようなものか？

- ・ 商品売るに当って、提供されている商品が実際の製造業者もしくは販売業者以外の製造業者または販売業者のものであるとして購入者に信じ込ませる影響を与えるような商品そのもの、もしくは入れられている箱の包装、またはその上の意匠もしくは文字、あるいは外観上の他の特徴のように他の製造業者もしくは販売業者の商品の一般的外観を与えるもの；公衆を欺き、他者の正当な取引を詐取するような外観で商品を覆うもの；もしくはかかる商品の二次的販売業者または同様な目的でかかる商品の販売に従事する代理店
- ・ 取引の過程において偽りの説明をするか、もしくは他者の商品または事業の信用を損なうように計算された信義に反する行為をなすもの
- ・ 商品もしくは役務またはその容器に関し、源泉の偽りの表示、または偽りの記述或いは表現を添付、適用、付加、使用し、そのような商品もしくは役務を販売するもの
- ・ 虚偽もしくは詐欺的な説明または発表の手段により、口頭もしくは書面または他の詐欺的方法により、特許局もしくは今後この目的のために法によって作られる可能性のある官庁から、商号、商標、もしくはサービス・マークの登録、または商号、商標あるいはサービス・マークに関する記載を取得するもの。取引の過程においてその使用が商品の性質、製造方法、特徴、商品としての適合性、もしくは数量について公衆を混同させる恐れのある表示もしくは主張。

4. 不正競争に対して保護される所有権とは何か？

長期間にわたる大規模な振興活動、市場開拓、販売活動を通して、自己が製造、取引する商品もしくは自己の事業または役務を他者のものとは違うことを公衆の心の中に植え付けるように開発してきた暖簾もしくは評判から基本的には成り立っている。

不正競争に対して保護される所有権は特許、登録済工業意匠、実用新案もしくは登録済商標またはサービス・マークに限定されない。不正競争に対する保護はそのような権利付与に基づいているのではなく一法の規定に述べられているかもしくは法の一般原則として認識されている一他の商慣行に反する行為は禁じられているとの考え方に基づいている。

5. 不正競争に関するフィリピンの法廷での重要な判決にはどのようなものがあるか？

- (i) アジア醸造対控訴裁判所の事例では、裁判所が申立人、San Miguel Pale Pilsen が使用

する壺と大きさ、形状、色が同様のスタイン壺として知られている壺を使用する“beer na beer”の商標をつけたアジア醸造の販売するビール製品についての判断を求められたが、法廷は被告は不正競争の責任はないと判決した。何故ならば、サン・ミグエルの使用する壺は一般使用のものであり、壺に使用している色の琥珀色は熱を吸収しビールを冷たくかつ新鮮に保ち、更にその大きさは政府の基準に合致するものであるからである。法廷はまた次の事実も考慮に入れた、即ちサン・ミグエルは過去数百年にわたってビール市場を実質的に独占してきて、その結果サン・ミグエルを永年にわたって飲んできている人は彼等のビールを知り尽くしているので市場への新参者によって惑わされることはなく、従って、安易に混同することはないこと；ビールは給仕もしくは店の販売員から銘柄で注文するものであること；アジア醸造のビールはサン・ミグエルのビール製品より約 25%安いこと。

- (ii) デル・モンテ対控訴裁判所の事例では、法廷は、他方において、次のように判決した、即ち被告は、“サンシャイン”の商標をつけたケチャップ製品を製造及び販売することによって不正競争の責任がある。何故ならば、背景に主として緑色を使う“サンシャイン”のラベルの一般的な外観は、原告のケチャップ製品のラベルと混同させるほど類似しているからである。原告のラベルは“デル・モンテ”の商標をつけているとはいえ、主要な色として同じく緑色を使用している。法廷は次のように述べてその判決を正当化している、即ち一方が他方と不正競争をしているかどうかを決めるに当たっては次のことが考慮される；通常の購入者の年齢、訓練及び教育、物品の性質及び原価、物品がすぐ消費されるかどうか、及び物品が通常購入される条件である。高価で値打ちのあるものは普通、慎重な比較検討と分析的な調査の後に購入される。しかし、大量生産品、広く使われている低価格商品、頻繁に補充を要する日常的な購買品である、紛らわしいデル・モンテの商標やサンシャインの貼り紙をつけたケチャップのようなものは、特別な注意をすることなく気軽に消費者に購入される。

6. 不正競争に対する保護としてどのような救済が法によって決められているか？
知的財産法及び改正刑法並びに他の関連法の下での不正競争に対する救済は刑事、民事、及び行政上の救済である。これらの救済はこの便覧の以下の章で詳しく議論される。
7. フィリピンにおいては誰が不正競争に対する民事もしくは行政上の申立をするのか？
フィリピンと知的財産権や不正競争の抑制に関する協定、条約を締結している国、またはフィリピンの国民に法律によって互恵的な権利を与えている国に居住権を有する国民、もしくはそれらの国に真実かつ有効な産業施設を有する法人は、フィリピンにおいて異議申立、取消、侵害もしくは不正競争に関する申立もしくは訴訟をおこすことが出来る。

フィリピンで不正競争に対する申立をする外国企業はフィリピンにおける代表者を持つ必要があるか？

外国国民は侵害もしくは不正競争に対する民事または行政上の申立をするのにフィリピンで法律を営む免許を持った弁護士を任命し、権限を与えなければならない。裁判所のす

すべての通知や令状は弁護士を通して当該外国国民に送達される。

8. 刑事上の申立の場合、外国国民は不正競争に対する民事もしくは行政上の申立と同じ要件に従わなければならないか？

最高裁判所の判決で、フィリピンで事業を行っていない外国法人が不服申立人として訴訟を起こす能力は刑事事件では重要なことではないと裁定された。同法廷は、私的権利が犯されているけれども、刑事上の罪は基本的には国家に対する行為であると裁定した。実際問題として、侵害者が正式に法廷に訴えられた後、不服申立人の弁護士が政府の検察官の監督の下で事件の実際の訴訟手続を行う権限を裁判所から与えられる。

- B. 工業所有権による保護との関係

不正競争に対する救済は特許、登録済工業意匠、実用新案もしくは登録済商標またはサービス・マークに対する法によって規定された保護を補完することが意図されている。

従って、フィリピンにおいては未登録商標の権限を与えられていない使用は不正競争を構成する可能性がある。発明の分野において：もし発明が公衆に開示されていなくかつ商秘密を構成すると考えられるなら、第三者による商秘密に係る権限委譲のないある種の行為は不法なものとなるであろう。工業所有権の保護に関係ないことではあるが、不正競争事例として考えられるような他の事例、例えば、競争者の信用を陥れるような性質の商取引中における虚偽の申立もある。

フィリピンで登録されていない著名商標の所有者もまたフィリピンにおける同一もしくは類似の製品または役務の販売に関連した自己の商標の不法な複製を止めるかもしくは商標を使用している所有権名を取消すために不正競争に対する救済を求めることが出来る。

(3) 行政措置

1. どの行政機関が知的財産権の侵害を裁く管轄権を持っているのか？

- a) 知的財産権庁の法務局が知的財産権の侵害に対する行政上の不服申立において一次的管轄権を行使する：ただし、その管轄権は主張されている損害が 200,000 ペソを超えたものである場合に限る：更に、暫定的救済の付与は法廷の規則に従ってなされる。法務局長は審理の過程で発行される命令もしくは令状を無視する者に対して侮辱の罪で拘留しかつ罰する権限を持っている。

- b) 通商産業省、地域及び郡の事務所を通して

共和国法第 8293 違反に対する不服申立は、主張される損害の総額に関係なく、もしくは損害が主張されていなくても、然るべき通商産業省の事務所へ提起出来、後者は施行規則第 913 及び改正通商産業省条例第 69 の下で申立を行政的に裁決（事情に応じ、仲裁、公式な聴聞、決定もしくは却下）出来る：ただし、不服申立の中で主張されている損害が 200,000 ペソもしくはそれ以上であれば、不服申立は施行規則第 913 及び改正省条例第 69 に従って然るべき通商産業省事務所、または共和国法第 8293 及びその施行規則並びに行政不服に関する規則に従って知的財産権庁、法務局のいずれかに提起出来る：ただし、一つの裁判地における申立をすれば他の

裁判地での申立はできない（省行政命令第 01、シリーズ 2000）。

2. 知的財産権の侵害に対して誰が行政上の不服申立を持込もしくは提起出来るか？

フィリピンも当事者である、知的財産権もしくは不正競争の抑制に関する協定、条約もしくは合意に対する当事者である国、またはフィリピンの国民に法律によって互恵的な権利を与えている国、に居住権を有するかもしくは真実かつ有効な産業施設を有する外国の国民または法人はフィリピンにおいて異議申立、取消し、侵害もしくは不正競争に関する申立もしくは訴訟をおこすことが出来る。

3. 法務局における行政上の手続の各段階：

段階 1-A：不服申立、答弁及び暫定的救済

段階 1-B：告訴及び命令申請に対する法務局の決定

段階 2：予備審理

段階 3：審理

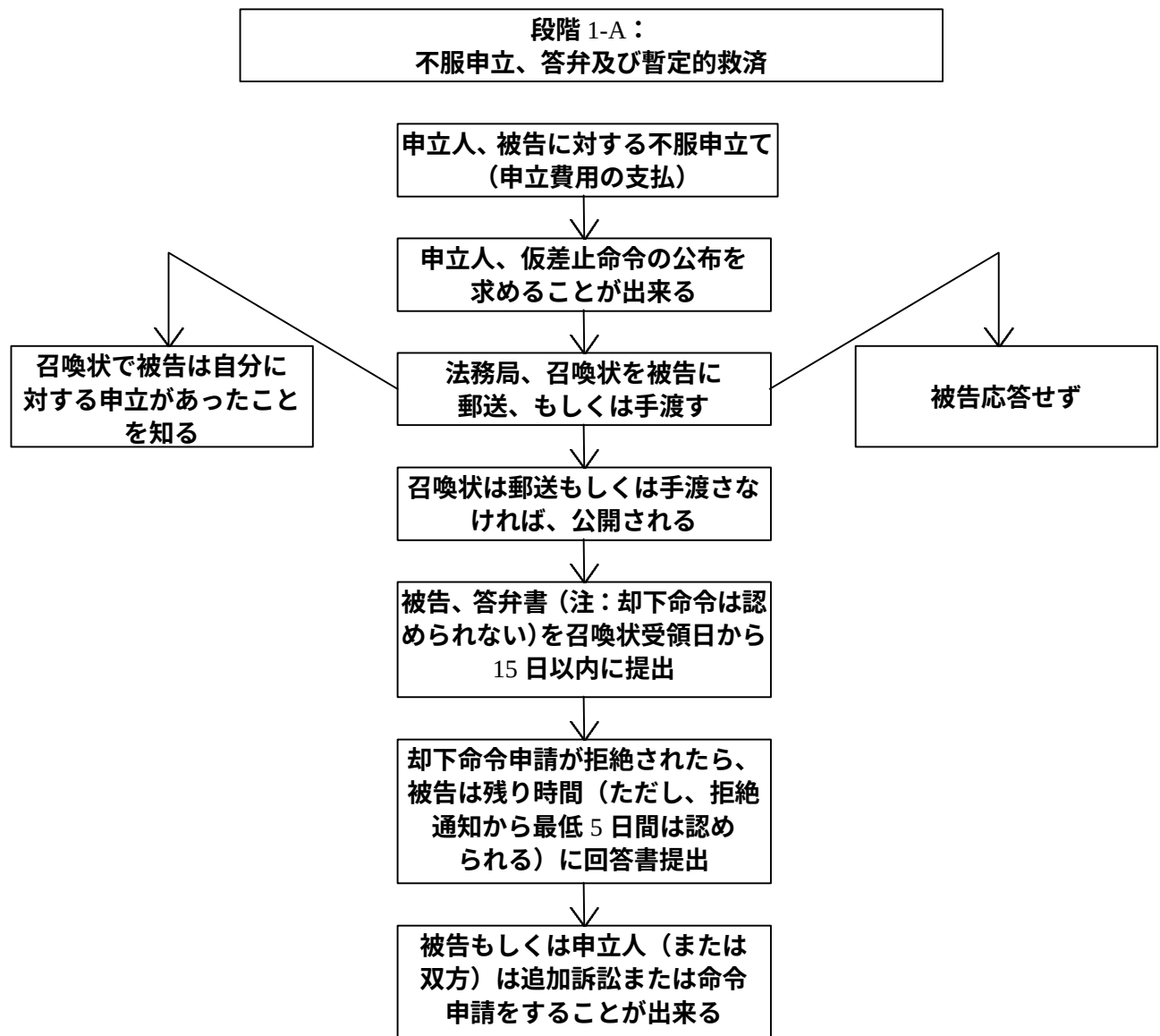
段階 4：裁定

段階 5：控訴

段階 6：判決の確定及び執行

4. 段階 1-A：不服申立て、答弁及び暫定的救済

4.1 フローチャート



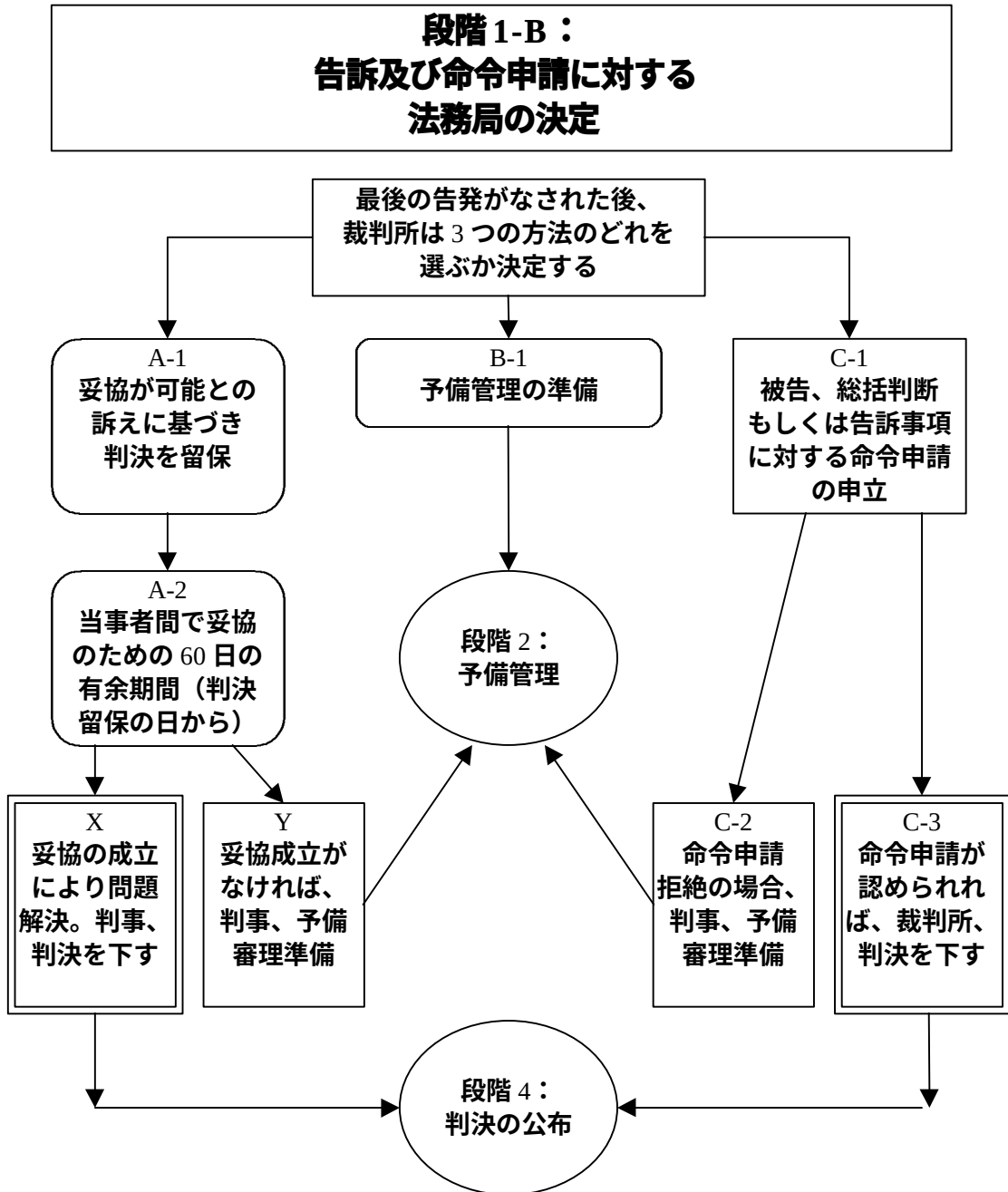
4.2 暫定的救済に関して注意すべき点はどのようなことか？

暫定的救済についての議論参照。民事訴訟（8.2）における暫定的救済は行政訴訟の場合も次の点を除いて適用出来る、即ち民事訴訟の場合は移送命令判断の申立（8.2.1.1）は控訴裁判所へ行なわなければならないが、暫定的救済を拒絶した法務局命令に対する訴えは知的財産権庁長官へ出さなければならない。

5. 段階 1-B：告訴及び命令申請に対する法務局の決定

5.1 フローチャート

段階 1-B 参照：民事訴訟（第 9 番）の告訴及び命令申請に対する裁判所判決、法務局による取扱いも同様である。



6. 段階 2：予備審理手続

民事訴訟における段階 2：予備審理手続⁽¹⁰⁾参照

7. 段階 3：審理

民事訴訟における 段階 3：審理⁽¹¹⁾参照

7.1 事件審理の規則は何か？

審査官は、可能な限り、主として証拠受領のためだけではなく申立もしくは訴えに関する暫定的救済のために事件を毎日継続かつ連続して審査出来る状態に置く；ただし、理非曲直もしくは当事者の証拠提出に基づいた事件の審査は 90 日以内に終了するものとする、30 日間は申立人もしくは告訴人の証拠に対して割当てられ、30 日間は被告に、30 日間は反論及び再反論の証拠に対して割当てられる。暫定的救済の場合は、審査もしくはそれに関する証拠の受領は 30 日以内に終了するものとする。

7.2 延長に関する規則はどのようなものか？

審査の延長は極めて価値ある根拠がある場合にのみ認められる、ただし当事者の証拠の受領は前項で述べた期間を超えることはない。

7.3 審査官が証拠の追加受領を止める権限に関する規則はどのようなものか？

審査官は如何なる特定の点についても、その点についての証拠が充分過ぎるほどあり同じ点に関する追加の証人は更なる説得力をもたらさないと合理的に考えられる場合には、そのような点に関する追加証言の受入れを止めることが出来る。しかしながら、審査官は当事者に対する明白な不公正をもたらさないようこの権限の行使に当っては注意して行なわなければならない。

8. 段階 4：判決もしくは決定の公布

8.1 もし法務局が商標侵害もしくは特許侵害を発見した場合、段階 4 において注意すべき点は何か？

民事訴訟⁽¹²⁾の段階 4 で注意すべき点として述べているところ参照。これに加えて、法務局は規則第 12、第 1 項規則を参照している、即ち：

第 1 項。科すことの出来る行政罰。－公式調査の後、局長は、次の一つもしくはそれ以上の罰則を科することが出来る：

- (a) 停止・断念命令の発行。これは被告が停止・断念すべき行為を明記し、同人に命令に記載された合理的時間内に命令遵守の報告書の提出を求めるものである；
- (i) 命令によって科された態様に応じて、命令遵守の自発的保証もしくは侵害行為不継続の受入れ。かかる自発的保証は次の一つもしくはそれ以上のものを含む。
 - (a) 侵害された知的財産法の規定を遵守することの保証；
 - (b) 公式調査の対象である不法及び不正行為・慣行をやめることの保証；
 - (c) 商業上販売された欠陥商品の回収、交換、修理もしくは金銭価値の返済の保証；
 - (d) 申立人が事件を法務局に訴えたことに関して発生した経費及び原価の申立人

への弁済保証；

- (e) 法務局長は被告に対し定期的な遵守報告書の提出を命じ、かつ被告が行なった保証の履行を確保するため保証金の提供を要求することが出来る。
- (ii) 有罪判決と犯罪の対象である商品の差押え。差押えられた商品は法務局長が適当と判断する方法で処分される。このような方法には次のものが含まれる、即ちそのような指針が示すところに従って、売却、困窮している地方政府もしくは慈善または救済機関への寄付、他の物資へのリサイクルのための輸出、もしくはその組合せなどである；
- (iii) 犯罪を犯すに当って使用された身の回り品及びすべての不動産並びに動産の没収；
- (iv) 法務局長が合理的と認めた行政上の罰金の賦課。これは如何なる場合も 5,000.00 ペソを下回るかもしくは 150,000.00 ペソを上回ることではない。これに加えて、違反が続いた場合は、1 日当り 1,000.00 ペソを上回らない追加の罰金が科される；
- (v) 当局によって付与された許可、ライセンス、権限もしくは登録の取消し、または 1 年を超えない範囲で法務局長が合理的と認めた期間のそれらの有効性の留保；
- (vi) 被告が当局から取得願中である許可、ライセンス、権限もしくは登録の留保；
- (vii) 損害の評価及び補償；
- (viii) 譴責；
- (ix) 知的財産法第 216 条で規定されているような他の類似の罰則もしくは制裁

8.2 決定を下すに当たっての規則は何か？

規則 9、第 1 項で規定されている証拠受領期間の終了及び証拠の正式提供をもって、事件は裁判のために提出されたものと見做される。当事者が覚書のような最終的な訴えを提出すると否とに拘わらず、規定によって提出から 30 日以内に審査官によって決定が下される。

事件の理非曲直を決めたすべての決定は審査官によって書面で用意され、法務局長によって承認されかつ署名されるが、それには明確かつ鮮明に決定の根拠となった事実と法律が述べられていなければならない。

8.3 負けた側の救済はどのようなものか？

民事訴訟(12.5)の敗訴人の救済参照

9. 段階 5：控訴

10.1 決定及び命令の最終性についての規則は何か？

法務局長による決定及び命令は当事者による当該通知受領後 15 日以内に再考慮の命令申請を法務局に申立てるかもしくは知的財産権庁長官への上訴が完成しなければ最終的かつ執行可能となる。

10.2 法務局の決定に対する上訴の規則は何か？

知的財産権庁長官は法務局長、特許局長、商標局長、及び資料・情報・技術移転局長によって下されたすべての決定に対する排他的控訴管轄権を行使する。

控訴は命令もしくは決定の受領から 15 日以内に長官及び当該局長への控訴通知の提出及び写しの被控訴人への送達並びに対応する訴訟手数料の支払によって完成する。

10. 段階 6：判決の執行

10.1 判決及び最終命令の確定に関する規則は何か？

これらの規則で定められた 15 日以内に控訴もしくは再考慮に対する命令申請が行なわれなければ、法務局長は判決もしくは最終命令の確定を然るべき当局の記録簿に登録させる。判決もしくは最終命令が最終的となった日付は記録簿への登録日と見做される。この記録は判決もしくは最終命令の決定に関する部分を含み、法務局長によって署名され、その判決もしくは最終命令が最終的かつ執行可能になったことについての証明書が付けられる。

控訴もしくは再考慮に対する命令申請が期限内になされなければ、事例により、法務局長もしくは知的財産権庁長官によって下された判決もしくは最終命令は、最終的かつ執行可能となり、法務局長によって直ちに確定手続が取られなければならない。この手続を確実なものとするため、関係当事者は判決の確定（及び、もし適当ならば、執行）に対する命令申請を申立てるべきである。確定日は救済の訴え申立のための 6 ヶ月間並びに判決の時効の 5 年間の最初の日である。

10.2 執行命令及び召喚状の規則は何か？

決定もしくは命令が最終的かつ執行可能となり次第、法務局長は、自らもしくは関係当事者の命令申請に基づいて、執行命令を出し、当局の然るべき役職員、もしくは正当に権限を与えられた政府の代理人、役職員に代理として下された決定もしくは命令の執行及び強制を行うことを求める。

10.3 控訴前の執行に関する規則は何か？

被告への通知を伴った関係当事者の命令申請を受けて、もしくは自ら、かつ承認された保証金の供託を受けた上で、法務局長は自らの裁量で、控訴のための時間が切れる前でも、命令に正当な理由を述べて、執行を命じることが出来る。控訴前の執行は法務局長によって決められた額の認められた反対保証金の供託を得て停止することが出来る。

(4) 水際措置

1. どの機関が不正商品の水際管理の責任を持っているのか？

関税局及び経済知的情報委員会である。

2. 商標の登録者／所有者にとって不正商品の輸入及び輸出を通関時に防ぐにはどのような手段があるか？フィリピンは不正商品の流入及び流出を有効に管理するために登録済商標を税関に記録する方式を採用しているか？

下記のものが不正商品の輸入及び輸出を阻止するための可能な救済措置である。

関税法

差押え及び／もしくは没収訴訟

知的財産法の商標に関する法律

国内で登録済商標もしくは商号の関税局への記録

知的財産法の著作権に関する法律

著作権のある作品の関税局への記録

3. 登録済商標の関税局への記録に関しては、次のことを示す必要がある：

- ・ 税関への記録の有効期間。一度記録するだけで充分かもしくは更新または再申請しなければならないか？もし更新が可能なら、その期間は？

それは商標の登録期間と同じでなければならない。もし更新が知的財産権庁へ申請されるのならば、そのような申請を関税局へも記録するのが最も良く、かつその上で商標が関税局の記録にとどまるよう要請するのが良いだろう。

- ・ どの機関が記録を管理するのか？どの機関が記録の手続について責任を持っているのか？

税関の徴税官が記録手続及び差押え及び／もしくは没収の執行について責任を持っている。

4. どのような種類の知的財産権が不正商品が国内へ入るのを防ぐために税関で記録出来るか？知っておくべき特別な条件もしくは制限があれば示してほしい。

国内で登録された商標及び商号並びに著作権のある作品は関税局で記録出来る。

知的財産法の商標に関する現行法の下で関税局が不正商品／物品及び原産地の虚偽の表示及び偽の説明をつけた商品がフィリピンへ入るのを認めることを禁じているが、未だ登録済商標、商号及び著作権のある作品の記録に関する特別の条件及び制限について規定していない。にもかかわらず、同局は旧商標法第 35 条（現知的財産法第 166 条）を遵守してきた。そこには次のように述べられている：

“ 税関吏がこの禁止措置の執行を行うのを助けるため、税関の徴税官が大蔵大臣の許可を得て定める規則に従って、この法律の恩恵にあずかる資格を有する者は、その名前、住所、商品の製造地域名、商標もしくは商号登録証明書の写真に関税局にこの目的のために保管される帳簿に記録するよう求めることが出来、かつその名前、商品の製造地域名、もしくは登録済商標または商号についてのファクシミリを関税局へ送ることが出来る。税関の徴税官はその上でこれらの写しを関税局の徴税官一人一人かもしくは他の適切な官吏に配るものとする。 ”

5. 不正商品の輸入及び輸出を防ぐため登録済商標もしくは著作権作品の税関への記録に関して、一つの税関への一つの申請ですべての税関に対して有効か、それとも記録の有効性を確保するために各税関へ個別に申請しなければならないかについて示してほしい。

一つの記録で充分である。旧商標法第 35 条（現知的財産法第 166 条）は次のように明確に述べている：

“ 税関の徴税官が大蔵大臣の許可を得て定める規則に従って、関税局にこの目的のために保管される帳簿に、商標もしくは商号が記録され、かつその名前、商品の製造地域名、もしくは登録済商標または商号についてのファクシミリを関税局に送ることが出来る。税関の徴税官はその上でこれらの写しを関税局の徴税官一人一人かもしくは他の適切な官吏に配るものとする。 ”

6. 権利所有者が不正商品の流入禁止を求めるための要件はどのようなものか？

(1) 関税局審査官宛ての書面による要請

その所有権を侵害する恐れのある貨物の流入もしくは輸入または船積を阻止もしくは禁止することを希望する特許所有者、商標もしくは著作権所有者、その譲受人もしくは正当に権限を与えられた代理人又は代表者、は関税局審査官へ書面による要請を提出することが出来る。

(2) 添付書類

- ・ 適正に証明された特許、商標もしくは著作権登録証明書の写；
- ・ 名前、商品の製造地域名、もしくは登録済商標または商号のファクシミリ；
- ・ 特許所有者、商標権者、もしくは著作権所有者の名前及び住所；
- ・ 商品もしくは製品が製造される地域の名前；及び
- ・ 税関当局が容易に認識出来るようにするために、特許所有者、商標もしくは著作権所有者の商品、製品もしくは役務についての十分に詳述された記述

(3) 手数料

商標、特許及び著作権の各登録毎に関税局に対して 1,000.00 ペソの手数料及び費用の支払をする必要がある。

(4) 手続

実際問題として、禁止を執行するためには関税局に対して必要な情報を提供する必要がある（即ち、おおよその船積日、商品が積込まれた船舶名等）。

7. 通関に際し国内に搬入されようとしている商品が税関に記録されている商標と同一の不正商品と一旦認定されたら、そのような不正商品に対して税関がとるべき次の手段は何か？

(a) 不正商品の差押え－差押えの上で、徴税官は当該資産拘留のための令状を発行する。

もし所有者もしくは輸入業者が正当な理由で資産の解放を望むなら、徴税官は自ら決めた金額の十分な保証金の供託を得て解放することが出来る。その場合、保証金金額は当該商品の評価額の支払可能であることが条件となり、罰金、経費及び原価は事例によって決められる。ただし、法律で輸入を禁止されている物品は保証金の提供があっても解放されることはない。

(b) 審査官及び監査委員会議長への差押えの報告－如何なる原因に基づくものにせよ差押えが行なわれた時は、差押えが行なわれた地域の徴税官は直ちにそれについての報告を審査官及び監査委員会議長へ行うものとする。

(c) 所有者もしくは輸入業者への通知－徴税官は所有者もしくは輸入業者またはその代理人に対し差押えの書面による通知を行い、差押えの原因となった犯罪について聴聞の機会を与える。

(d) 差押えの場合の徴税官の決定もしくは手続－差押えの場合には、徴税官は、尋問の後、書面による没収の宣告をし、罰金を定め、その他の適切な手続をとる。

(e) 審査官による再審理－差押えの場合における徴税官の決定もしくは手続に不満を持

つ者は、徴税官による手続もしくは決定の書面による通知から 15 日以内に、審査官による事件の再審理を希望する書面による通知を徴税官に出し、写し一部を審査官に出すことが出来る。その上で、徴税官は訴えのすべての記録を審査官に送付し、審査官は徴税官の手続もしくは決定を認容、修正もしくは破棄し、その決定に効力を与える必要な手段を取ると共に命令を出す。

- (f) 審査官の決定通知－審査官の決定通知は事件を再審査のために持出した当事者に対して行なわれ、差押えの場合はそのような通知は可能ならば直接手渡される。

8. 上記 6 記載の状況に引続いて、不正商品の輸入者にとってどのような手続があるであろうか？例えば、税関が不正商品を差押えたとしたらそのような輸入業者にとってどのような選択が残されているだろうか？

不正商品の差押えもしくは拘留について争い、聴聞に積極的に参加する。知的財産法第 169 条 2 項は次のように述べている、即ち“この項の下で税関での搬入を拒絶された商品の所有者、輸入業者もしくは荷受人は税関収入法の下での償還請求を受けることが出来、もしくは商品の搬入拒絶または差押えを含む場合には知的財産法に基づく救済を受けることが出来る。”

9. 不正商品が個人使用のために個人によって国内へ持ち込まれるのを防止する手段はあるか？販売目的の場合はどうか？ご説明願いたい。

フィリピンの関税法の下では、不正商品は没収及び差押えの対象物品と見做される。従って、規則として、それらはフィリピンへの輸入は出来ない。しかし関税局は通常、不正なものであろうとなかろうと、個人使用を目的としかつ商業的な量でなければ、商品の輸入を認めている。この点に関して、知的財産法の著作権に関する法律（第 190 条）は次のように述べている、即ち自己の個人的な目的での個人による作品写しの輸入は次の事情の場合は作品の著者もしくは著作権を有する他の人の許可を得ないで認められる：

- ・ 作品写しがフィリピンで手に入らなく、かつ：
 - i) 一時に一つだけが厳密に個人使用のために輸入される場合；
 - ii) 輸入がフィリピン政府の権限により、かつフィリピン政府によって使用される場合；
 - iii) 一つの送り状の中で三つを超えない写しもしくは同様なものが含まれている輸入で、販売目的ではなく正当な法人格を有するかもしくは登録されている宗教、慈善または教育関係の協会あるいは機関だけでの使用を目的とし、もしくは美術の奨励を目的とするか、またはフィリピンにおける国立学校、短期大学、大学あるいは入場料なしの公的図書館での使用を目的とする場合。
- ・ そのような写しが外国から帰国する個人もしくは家族に属する図書及び個人の荷物の一部を構成しかつ販売を目的としない場合：ただし、写しが三部を超えない場合に限る。

言うまでもなく、販売を目的とした不正商品は搬入を認められていない。このことは関税局へ著作権作品及び登録済商標もしくは商号が記録され、かつ輸入が現存の著作

権もしくは商標／商号登録を侵害することについて関税局が知っていることを前提としている。

著作権もしくは登録の存在についての上述の記録もしくは情報がなければ、関税局は商品の搬入について低価格申告、分類相違及び誤った申告がなければそれを認めることになる。

10. 国際小包での不正商品の不正輸入を防ぐためにどのような手段が取られているか、もしあるなら、お示し願いたい。

国際小包でフィリピンへ持込まれるすべての商品は国際小包による商品の船積に係る施設に配置された税関吏によって検査されている。

11. 不正商品を積込んだ通過貨物を防ぐためにどのような手段が取られているか、もしあるなら、お示し願いたい。

フィリピンの関税法の下で、関税局は、とりわけ、次のものを差押えもしくは没収する権限を与られている：(1)物品の輸入もしくは輸出に不法に使用されるかもしくは商業的量の禁制品または密輸品をフィリピンの港もしくは場所から国内または国外へ搬送及び／もしくは輸送することに不法に使用される、貨物を含めての乗物、船、航空機、；及び(2)法に反して行なわれたかもしくは企図された輸入もしくは輸出物品、もしくは輸入または輸出を禁じられた物品、及びそれらの輸入もしくは輸出における手段として使用されたか、使用するために持ち込まれているかもしくは持ち込まれたと、徴税官が判断する、他のすべての物品

(5) 民事訴訟

1. 何が次のものの侵害を構成するか？：a)商標もしくはサービス・マーク；b)特許、実用新案もしくは工業意匠

- ・ 商標もしくはサービス・マーク

その使用が混乱、もしくは間違いを起こさせるか、または人を騙す可能性のある商品あるいは役務の販売を行うために必要な準備を含めて、そのような商品もしくは役務の販売、販売申出、配給、広告に関連して登録済商標もしくはその容器またはその主要な特徴の複製、模造、写し、あるいは偽物の商業上の使用；もしくは

- ・ 登録済商標もしくはその主要な特徴を複製し、模造し、写し、または模倣し、かつそのような複製、模造、写しまたは偽物を、その使用が混乱、もしくは間違いを起こさせるか、または人を騙す可能性のある商品あるいは役務の販売、販売申出、配給、広告に関連して商業上使用の意図をもって貼紙、表示、印刷物、包装物、包み紙、容器もしくは広告に使うことは、登録者によってこの後に定められている侵害に対する救済を求めた民事訴訟の対象となる：ただし、侵害物を使った商品もしくは役務の実際の販売があったかどうかに関係なく、第 155 条 1 項もしくはこの項で述べられた行為のどれがあってもその瞬間に侵害行為は成立する。

- ・ 特許、実用新案もしくは工業意匠

特許権者の許可なく、特許製品、もしくは特許製法からまたは特許製法の使用を通し

て直接または間接に取得した製品、の作成、使用、販売申出、販売もしくは輸入は特許権の侵害を構成する。

2. 商標もしくはサービス・マークの侵害があったかどうかを決める規準は何か？（商標 27 の回答参照、これはここで適用出来る）

3. 特許の侵害を決める基準は何か？

これには二つのもの、即ち(a)文字どおりの侵害；及び(b)同等の原則がある。文字通りの侵害を基準として使う場合は、先ず第一に、クレームの言葉をよく見なければならない。もし侵害物品がこのクレームの範疇に入るのなら、侵害を見分けられるのであって、それだけのことである。特定の物が文字通りの意味での特許クレームの範疇に入るかどうかを決めるためには、裁判所は特許のクレームと訴えられている物をクレーム及び明細書の総体的な観点から並列して置いて見てすべての重要な要素が正しく同一かを決めなければならない。

4. どの裁判所が知的財産権の侵害事件に対する管轄権を持っているのか？これらの事件の裁判地（裁判が行なわれる場所）は何か？

RTC が知的財産権の侵害事件を裁く管轄権を行使する。殆ど 1,000 人にのぼる RTC の判事のうち、わずか 27 名の判事が知的財産権の侵害を裁くための特別な知的財産権判事として指名されている。そのうち約 10 名が首都マニラ地区の担当となっていて、残りがフィリピンの他の地方の担当となっている。これらの事件の裁判地については、何処で侵害が起きたかもしくは、不服申立人または侵害者が何処に住所を有するかにかかっている。

5. 誰が知的財産権の侵害に対する民事訴訟を持出すか、もしくは申立てることが出来るか？フィリピンも当事者である、知的財産権もしくは不正競争の抑制に関する協定、条約もしくは合意に対する当事者である国、またはフィリピンの国民に法律によって互恵的な権利を与えている国、に居住権を有するかもしくは真実かつ有効な産業施設を有する外国の国民または法人はフィリピンにおいて異議申立、取消し、侵害もしくは不正競争に関する申立もしくは訴訟をおこすことが出来る。

6. フィリピンにおいて知的財産権の侵害に対する民事訴訟を申立てる外国企業はフィリピンにおける代表者を持つことを求められているか？

外国国民は、フィリピンにおける侵害に対する民事訴訟を起こすためには、フィリピンで弁護士を開業するための正式な免許を持った弁護士を任命し、かつ権限を与えなければならない。裁判所のすべての通知及び手続は、この弁護士を通して外国国民に送達される。

7. 民事手続の段階

段階 1-A：不服申立、答弁及び暫定的救済

段階 1-B：告訴及び命令申請に対する裁判所の決定

段階 2：予備審理

段階 3：審理

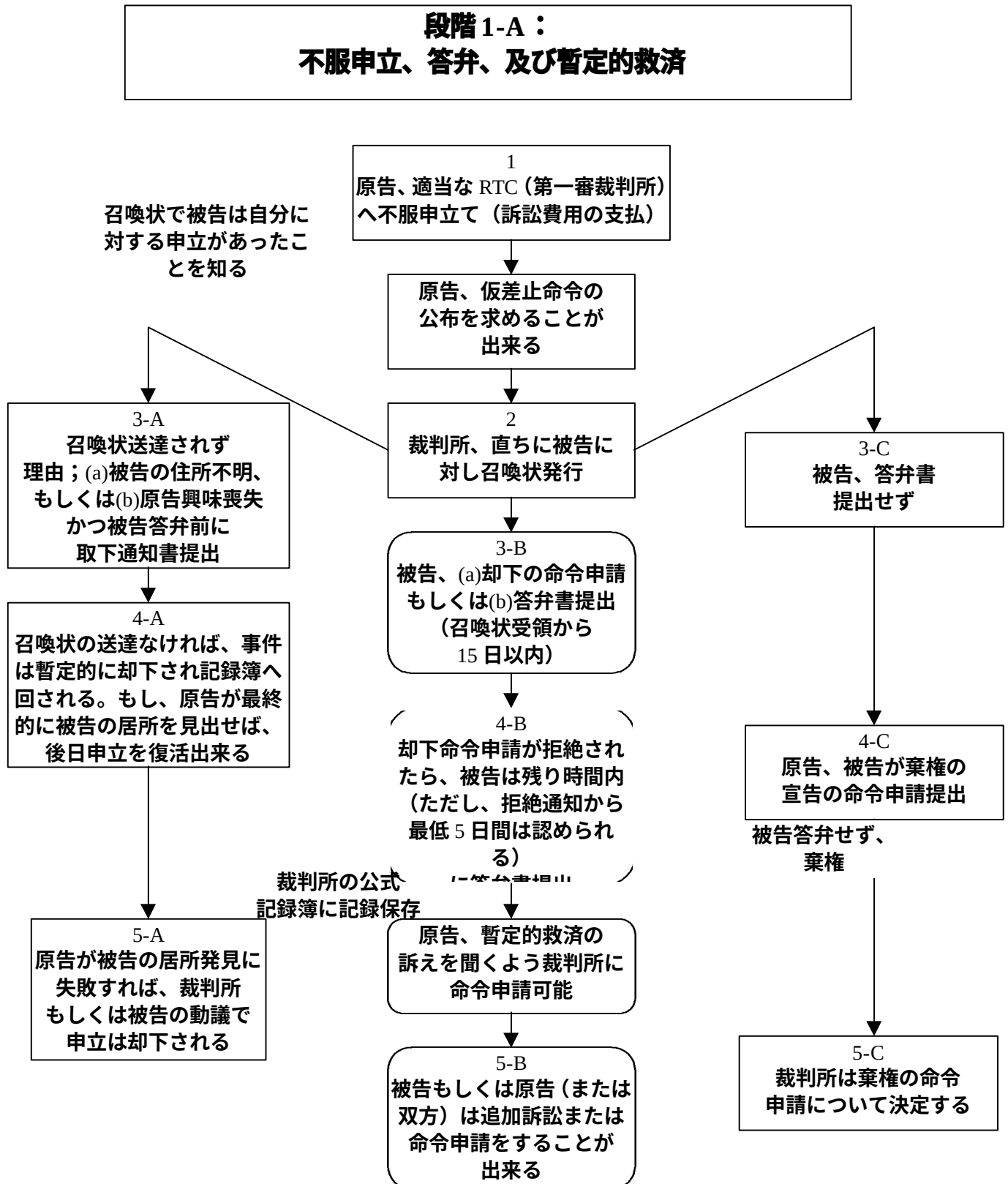
段階 4：判決の公布

段階 5：控訴

段階 6：判決の執行

8. 段階 1-A：不服申立、答弁及び暫定的救済

8.1 フローチャート



8.2 暫定的救済に関して注意すべき点はどのようなことか？

8.2.1 民事訴訟における暫定的救済とは何か？

訴訟事件における如何なる当事者も、自己の権利及び利害の保全及び保護のために、訴訟の初めもしくは途中において、暫定的救済と呼ばれるある種の措置に訴えることが出来る。法廷が後に原告にそのような救済を受ける権利がないと決定した場合に被告が被る可能性のある損害を償うことを意図した保証金の供託なしで暫定的救済が付与されることはない。

8.2.2 知的財産権の侵害に対する民事訴訟に関する暫定的救済とは何か？

仮差押え及び仮執行である。

8.2.3 知的財産権の事件の場合、何時仮差押えが適用されるか？

仮差押えは次の事件で適用される。

- (a) 債権者を騙す意図でフィリピンを離れようとしている当事者に対して、法律もしくは契約から生じる金銭もしくは損害の回復の場合；
- (b) 借入もしくは債務を負う契約に際して、またはその実行に際しての詐欺；
- (c) 債権者を騙す意図での債務者による実際もしくは準備段階の資産の移動または処分；
- (d) 当事者がフィリピン以外に居住するか、もしくは召喚状送達の手段が公開通知である場合

8.2.4 仮執行とは何か？

最終判決前の訴訟の如何なる過程においても与えられる裁判所命令であって、特定の行為をするかもしくは特定の行為を止めることを求めるものである。

8.2.5 仮執行令状発行の根拠は何か？

- (a) 原告が、一定の行為の遂行を求めるか、もしくは不服申立の行為の遂行または継続の制止を求めることから成立っている、救済に対する権利を有すること；
- (b) 不服申立行為の遂行もしくは継続、またはその不遂行が多分原告に不公正をもたらすであろうこと；
- (c) 被告が暴力を働き、もしくは原告の権利に対する暴力を働くと脅しをかけ、それが後に裁判所の判決を効果なからしめる可能性のあること。

8.2.6 裁判所は仮執行令状発行申請を拒絶出来るか？

然り。それは次の根拠による：

- (a) 不服不充分；
- (b) そのような執行命令の発行もしくは継続が被告に多大の損害を与え、かつ被告が反対保証金を積む場合。

8.2.7 被告への通知は暫定処置の前に必要か？

然り。ただし、次の場合を除く、即ち仮執行令状（これの発行には聴聞が行なわれ

る)の前に裁判所は 72 時間限り有効な仮禁止命令を(聴聞なしで)発行、これは(総括聴聞の後) 20 日を限度として延長出来る。

- 8.2.8 裁判所は暫定的措置を求める人に対して被告を保護しかつ乱用を防ぐため保証もしくは保証金の提供を求めることが出来るか？

然り。請求人は金銭的クレームの額もしくは仮差押えされる被告の資産の価値に等しい保証金を供託しなければならない。被告は仮差押え令状を無効とするため反対保証金を供託することが出来るが、その金額は原告の保証金と同じである。

- 8.2.9 暫定的救済の発行の訴えが拒絶された場合、どのような救済方法があるか？

その場合の救済は移送命令判断の申立をすることである。

- 8.2.9.1 移送命令判断の申立とは何か？

それは下級裁判所が(a)管轄権なしで、もしくは(b)管轄権を超えて、または(c)裁量権の重大な乱用によって、決定を下したとの根拠で下級審の決定を無効にするための上級裁判所への訴えである。この救済は通常法律手続過程では他に迅速で適当な適用出来る救済が存在しない場合に訴えられる。(申立は判決もしくは命令受領から 60 日以内に行なわれなければならない。)

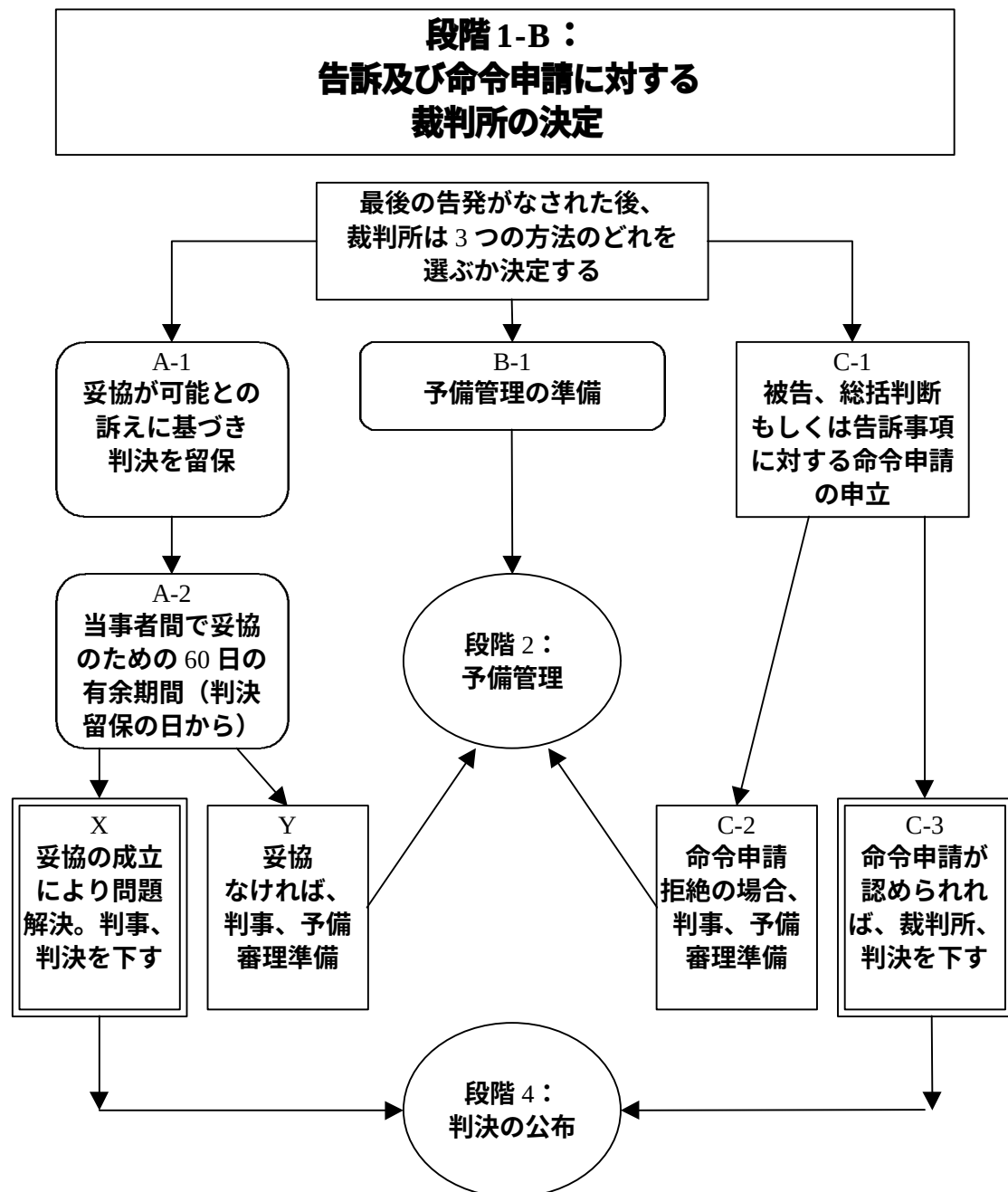
知的財産法の事件の場合は、訴訟を無効もしくは変更するための他にとることが出来る平易、迅速もしくは適当な救済が通常法律手続の過程ではない場合に、不服人は控訴裁判所へこの訴えを申立てることが出来る。(告訴人は再考慮の命令申請を通して、被告に対して告訴行為に対し事前の注意を喚起しておくことが必須である、さもなければ移送命令の令状は認められないであろう。)

- 8.2.9.2 何時、移送命令判断の申立てはすべきか？

暫定的救済命令発行の訴えを拒絶する命令受領から 60 日以内に行なわなければならないと規則は定めている。しかしながら、拒絶命令の再考慮に対する命令申請申立に関する強制要件は考慮される必要がある。再考慮に対する命令申請は移送命令判断の申立てに関する 60 日間の期間の経過を一時停止する。従って、もし再考慮に対する命令申請が拒絶された場合は、移送命令判断の申立は 60 日間の残りの期間内にしなければならないが、この期間は再考慮に対する命令申請の拒絶命令受領の日から復活する。

9. 段階 1-B：告訴及び命令申請に対する裁判所の決定

9.1 フローチャート



10. 段階 2：予備審理手続

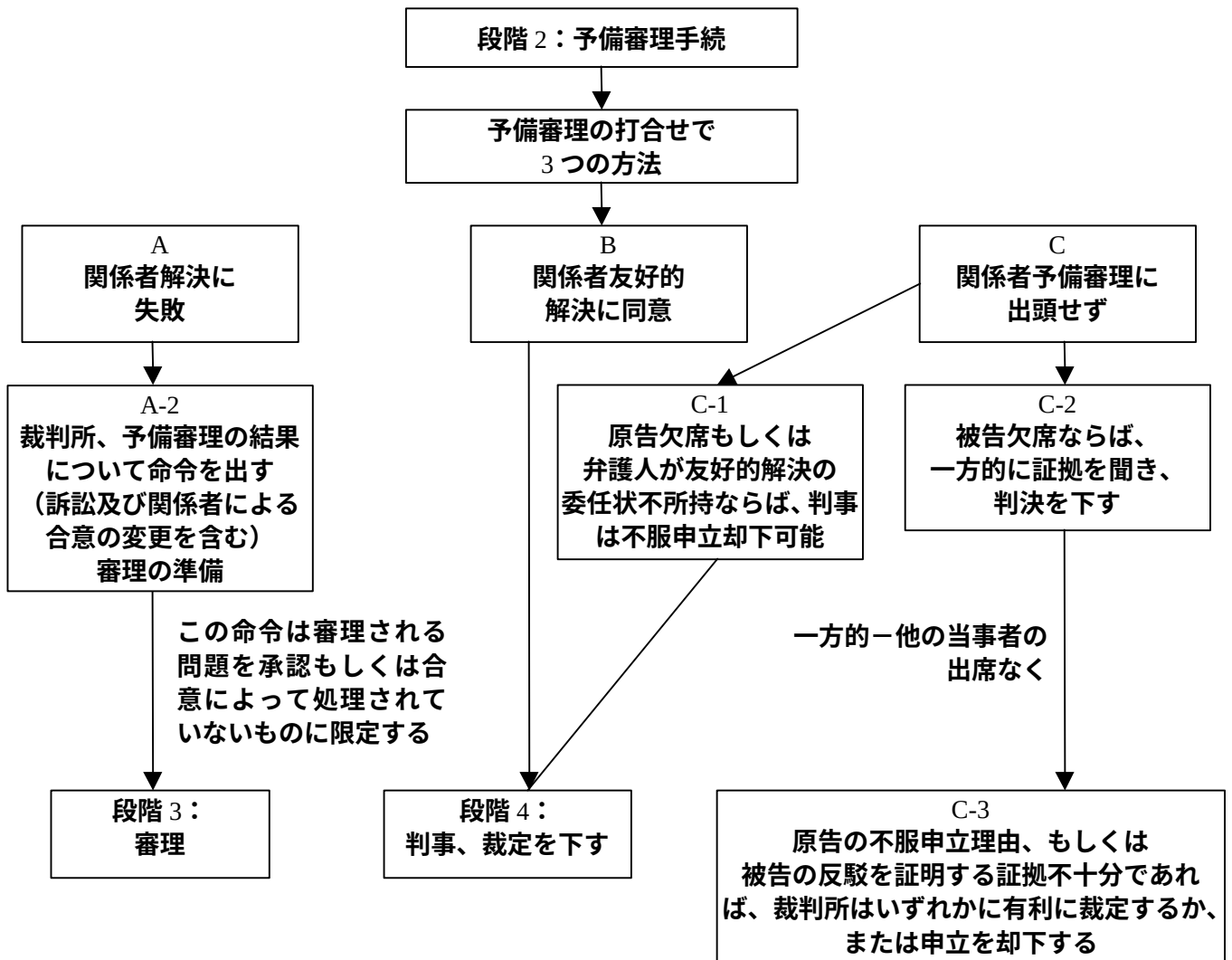
10.1 予備審理とは何か？

予備審理は訴訟当事者及び夫々の弁護士の間で(a)友好的な解決が図れるかどうか、もしくは(b)効果的な審理のために事件の準備をするかを定める目的のために裁判所で開かれる強制的な打合せ会合である。

10.2 予備審理のための要件は何か？予備審理適要書とは何か？

弁護士は計画されている予備審理打合せ会合の少なくとも 3 日前までに予備審理適要書の提出をしなければならない。予備審理適要書の内容は次の通りである：(a)友好的に解決する意志表明書；(b)認容されかつ記載されることを希望する事実；(c)解決されるべき問題；(d)審理途中に提出される証拠物件目録；(e)発見に至った方法；(f)証人の名前及びその証言要旨

10.3 フローチャート

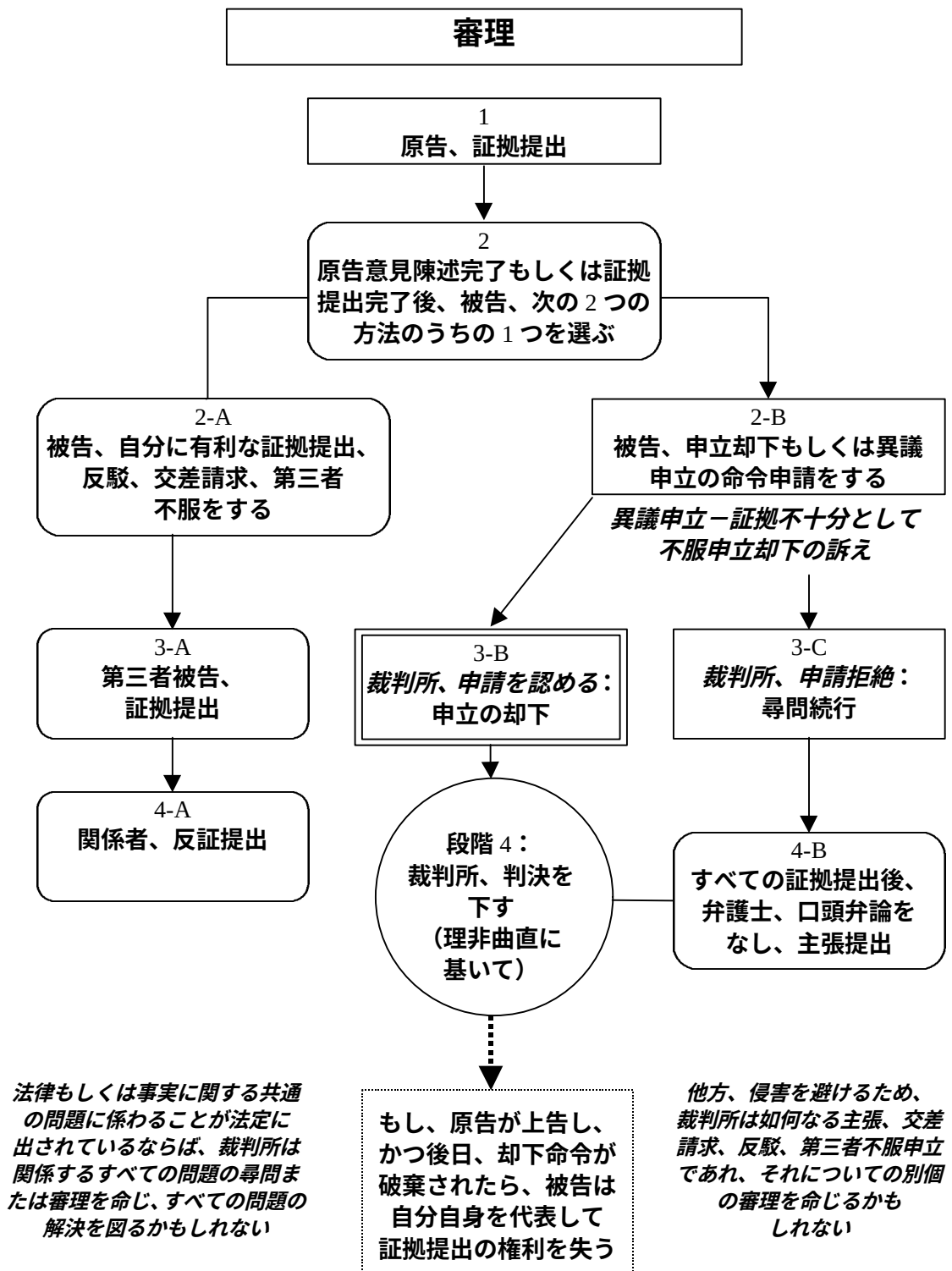


11. 段階 3：審理

11.1 審理とは何か？

裁判所もしくは判事席の前で当事者全員によって提出された証拠を調べる期間は、**審理**と呼ばれる。審理は原告が証拠を提出した時点から判決前にすべての命令申請が決定された時点に至るすべての手続を含む。

11.2 フローチャート



11.3 民事事件の場合、どのような期間にわたって審理が行なわれるのか？

原則として、各市民は迅速な裁判及び、これを達成する手段として、迅速な審理に対する憲法上の権利を有している。しかしながら、迅速さは審理の主要な目的ではなく、すべての当事者の権利の注意深くかつ慎重な考慮、関係する事実及び法、並びに正義の適切な運営が審理の主要目的である。

11.4 延期に関する規則はどのようなものか？

裁判所規則、規則 30 は次のように規定している、即ち：

“第 2 条：裁判所は、日々、並びに商業取引が迅速かつ好都合に行なわれるよう指定された期日まで審理を延期出来るが、最高裁判所長官から書面によって認められた場合を除き、各延期は 1 ヶ月を超えて、全体では 3 ヶ月を超えて延期する権限はない。

第 3 条：証拠欠如に基づく審理延期の命令申請は、宣誓供述書が取得の期待出来る証拠の重要性を示しておりかつその取得に真剣に取り組んできていることを示している場合にのみ認められる。しかし、もし被告が証拠として出された事実を認めたならば、たとえその認容性に対する異議申立をするかもしくは異議申立をする権利を留保したとしても、審理は延期されることはない。

第 4 条：当事者もしくは弁護人の病気に基づく審理延期の命令申請はもし宣誓供述書によってそのような当事者もしくは弁護人の審理への出席が必要不可欠のものであり、かつ病気の性質が出席を許し難くするようなものであれば認められる。

11.5 知的財産権の侵害の場合、誰に挙証責任があるのか？

権利所有者である。しかしながら、特許の対象物が製品を得るための製法でありかつ被告が製造し、使用し、販売し、もしくは輸入している製品が特許対象製品と同一であるならば、その同一製品は、もしそれが新規なものであれば、特許製法を使用して得られたものであるか、または特許製法によって作られた可能性が非常に高く、かつ特許の所有者は、正当な努力にも拘わらず、被告によって実際に使用された製法を確定することは出来なかったと類推される。

12. 段階 4：判決もしくは決定の公布

12.1 判決もしくは決定の公布は何から成立っているか？

結審の後、判事は事件の理非曲直に基づいて決定／命令／判決を下し、公式に発表もしくは“公布”する。裁判所の規則の下で、公布は判事の署名済みの決定を法廷書記官の裁判記録簿へ登録することから成立っている。この決定の写しは、すべての関係者へ送達される。

12.2 裁判所の決定の有効な公布に対する必要条件は何か？

- a. 法律に則って任命され、かつ法律に則って裁判をする判事存在；
- b. 決定は判事によって署名され、かつ判事の在職中に公布されなければならない。

12.3 商標の侵害があることを裁判所が見つけた場合に段階 4 で注意すべき点は何か？

- ・ 救済に関して、裁判所は次のことが出来る：
 - 被告に今後侵害行為を止めさせるか、もしくは以前に仮執行命令が出されているの

ならその命令を永久的なものとする、執行令状の発行を命じる；

- － 被告による権利の侵害がなかったとしたら原告が得たであろう合理的な利益に基づくか、もしくは被告が実際に侵害から得た利益に基づいた損害補償額の裁定、またはもし損害の程度が容易に断定出来なければ裁判所は原告の権利の侵害に際して使用された商標もしくは商号に関連した被告の総売上高または役務の価値に基づいて補償額の裁定をし、かつ実際の意図が公衆を混同させるかまたは欺くものであることが示された場合は、裁判所は損害補償額を 2 倍にした裁定を下す。
- － 侵害を起こしていることが発見された商品を通常の商業ルート以外で処分し、登録済商標、商号、もしくはその如何なる複製または偽物をつけた被告が持っている貼紙、表示、印刷物、包装物、包み紙、容器及び広告を破壊し、それらを作るためのすべての金属板、鋳型、基盤及びその他の手段を引渡しかつ破壊することを命じる（不正商品に付けられた商標の除去は、原則として、充分ではない）。
 - ・ 原告が補償を得るための被告への通知要件に関して：
- － 商標侵害に関する訴訟で損害補償を得るためには、原告は侵害者が商標が登録済みであることを知っていたことを示す必要がある。このことは登録者が商標と共に“登録済商標”という言葉もしくは“円で囲んだ R という文字”を示してその商標が登録されていることを告知すれば知っていたと推察される。
 - ・ 商標侵害に対する不服申立の制限に関して：
- － 次の者は商標もしくはサービス・マークの侵害の責を負わない：
 - (i) 登録済商標の出願日もしくは優先日前に当該商標を事業もしくは企業の目的のために善意で使用していた者
 - (ii) 当該商標もしくは他の侵害物質の印刷業務だけに携わっている者、ただしかかる者は将来の印刷禁止を命じられる。
 - (iii) 不服申立の侵害が当該新聞その他の有料広告に含まれているかまたはその一部である、新聞、雑誌、もしくは他の類似の定期刊行物または電子通信の出版者あるいは配給者。しかし彼等は将来の刊行物でのかかる広告の掲載禁止を命じられる。ただし、この制限は無知の侵害者に対してのみ適用される。
 - ・ 回復のための申立をする期間に関して：
- － 侵害行為がなされた時から 4 年以内である。

12.4 特許、実用新案もしくは工業意匠の侵害があることを裁判所が見つけた場合に段階 4 で注意すべき点は何か？

- ・ 救済に関して、裁判所は次のことが出来る：
- － 損害補償額に加えて弁護士費用及びその他の訴訟費用の裁定を下す。

損害が不適当なものであるか、もしくは容易に確かめることが出来なければ、裁判所は合理的な特許料に対応する金額の裁定を下す；裁判所は実際に被った損害を上回った金額の補償額の裁定を選ぶことが出来る、ただしその裁定は実際の損害額の 3 倍を超えることはない。

- － 侵害物、材料及び主として侵害に使用された道具を商業ルート以外で補償なしで処分することの命令
 - ・ 原告が補償を得るための被告への通知要件に関して：
- － 特許侵害に関する訴訟で損害補償を得るためには、原告は侵害者が発明が登録済みであることを知っていたことを示す必要がある。
 特許製品、もしくは物品が大衆に供給される容器もしくは包装物、または特許製品あるいは製法に関連した広告物の上に特許番号と共に“フィリピン特許”と書かれていたら侵害者は特許のことを知っていたと推察される。
 - ・ 特許侵害に対する不服申立の制限に関して：
- － その使用が排他的権利に対する例外として分類されているもの
 (特許 47 参照)
- － 出願日もしくは優先日の前の、フィリピンにおける発明の事前使用者、または使用のための真剣な準備
 - ・ 侵害加担者の責任：
- － 知的財産法は次のように述べている、即ち積極的に特許の侵害を誘引する者、もしくは特許製品の構成要素または製品の製法が特許発明侵害のために特に適応されていて侵害をもたらさない大々的な使用には適当でないことを知りながら、その製法から作られた製品の構成要素を侵害者に提供する者、は侵害者に加担する者としての責任があり、侵害者と共同で及び個別に責任を有する。
 - ・ 回復のための申立をする期間に関して：
- － 侵害行為がなされた時から 4 年以内である。

12.5 敗訴した側の救済はどのようなものか？

- ・ 再考慮の命令申請－裁判所で下された判決が法もしくは証拠によって支持されていなく、それ故、誤りがあると主張してその変更もしくは修正を求める訴え。これは高級裁判所の介入を経ずにその間違いを訂正させることが出来る。(判決通知受領から 15 日以内に申立の必要がある)
- ・ 新たな審理の命令申請－判決を破棄し次の一つもしくは両方の理由に基づいて新たな審理を認めること：
 - － 不服申立人の権利を毀損したかも知れない詐欺、不慮の事故、間違いもしくは(通常の注意をもってしては防ぐことの出来なかった) 免責さるべき過失；
 - － 敗訴人が妥当な勤勉性をもってしても審理中に発見もしくは提出することが出来ず、かつもしそれが提出されたならば、裁判所の判決を多分変えたと思われる新たに発見された証拠(新たな審理の命令申請は判決通知受領後 15 日以内に行う必要がある。)
 - － 判決からの救済の訴え－最終的かつ執行可能な判決に対する当事者が聴聞を拒絶されるかもしくは詐欺、不慮の事故、間違いまたは免責さるべき過失の結果、上訴することが出来なかったときに行なわれる訴え(当事者が判決を知り得た時から 60 日以内に同じ裁判所で申立の必要がある－ただし、判決もしくは命令の確定から 6 ヶ月を

超えることはない)

- 移送命令の特別民事訴訟—下級裁判所が(a)管轄権なしで、もしくは(b)管轄権を超えて、もしくは(c)重大な裁量権の乱用で、決定を下したとの根拠で下級裁判所の判決を無効にするための上級裁判所への訴え。この救済は通常の方法手続では他に迅速で適当な適用可能な救済がない場合に用いられる。(判決もしくは命令受領から 60 日以内に申立の必要がある。)

13. 段階 5：控訴

13.1 知的財産権を含んだ事件に関する判決を見直すための控訴の形態にはどのようなものがあるか？

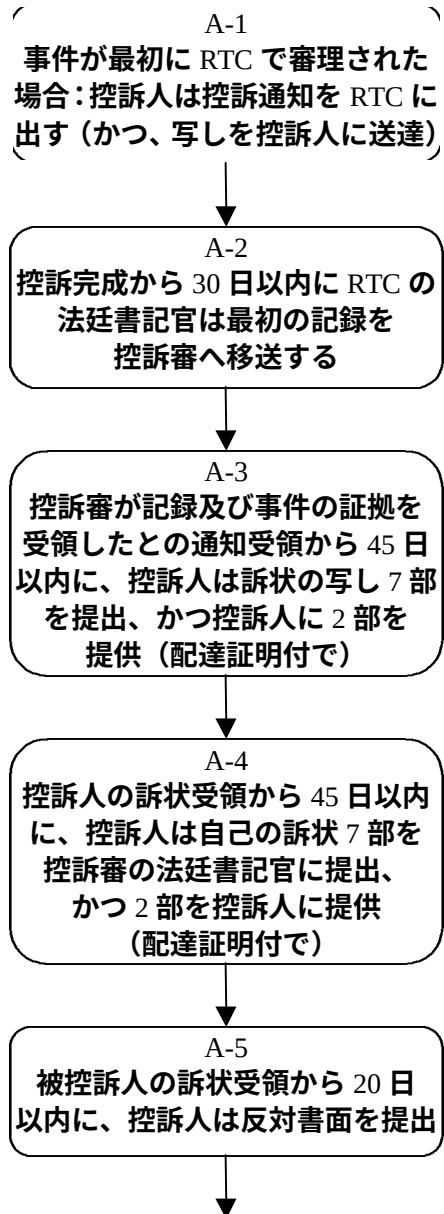
- 単なる控訴通知による普通の控訴は判決受領から 15 日以内に原判決を下した裁判所で申立てなければならない。
- 準司法機関からの控訴裁判所への見直しを求めた訴えによる控訴は判決通知、もしくは新たな審理または再考慮拒絶の通知、受領から 15 日以内に控訴裁判所へ申立の必要がある。見直しのための訴え申立の期限延長に関する命令申請は認められる。
- 最高裁判所への移送命令判断の申立による控訴—法律問題に限っての RTC、控訴裁判所もしくは Sandiganbayan の判決を見直すもの。判決の通知、もしくは新たな審理または再考慮の命令申請拒絶の通知、受領から 15 日以内に申立の必要がある。この控訴申立の期限延長の訴えは認められるであろう。

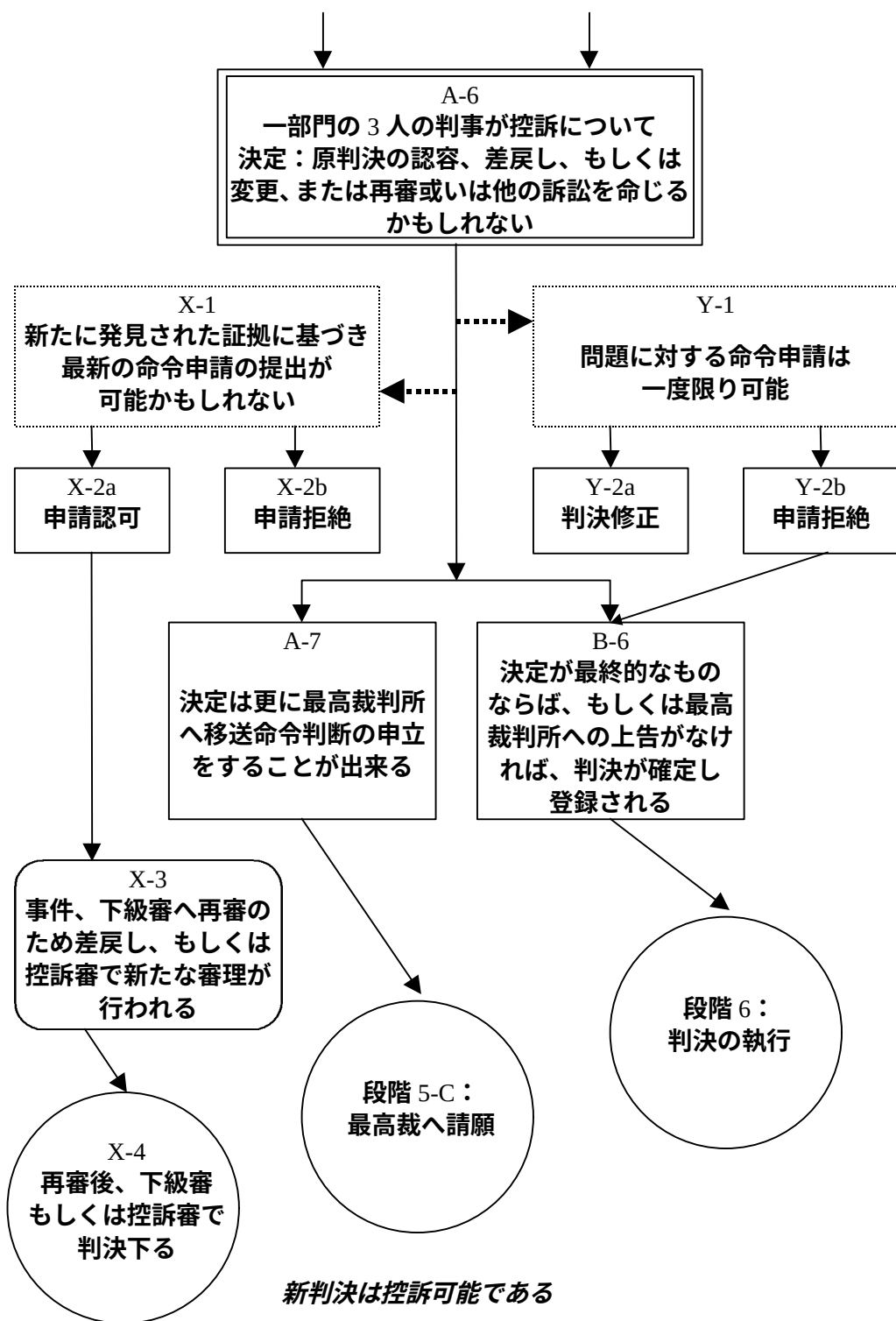
13.2 控訴却下の根拠は何か？

- 定められた期間内に控訴申立せず
- 控訴記録は書面上控訴が期限前に行なわれたことを示さず
- 訴訟手数料を期限前に支払わず
- 控訴記録の許可のない変更もしくは追加
- 定められた期間内に必要な部数の控訴人の適要書もしくは覚書の提出なし
- 控訴人の適要書に具体的な誤謬の指摘もしくは頁参照なし
- 定められた期間内に控訴記録の訂正もしくは完成なし
- 予備審理への出席なしもしくは裁判所命令に従わず
- 判決もしくは命令は控訴不能

13.3 控訴審での控訴手続はどのようなものか？

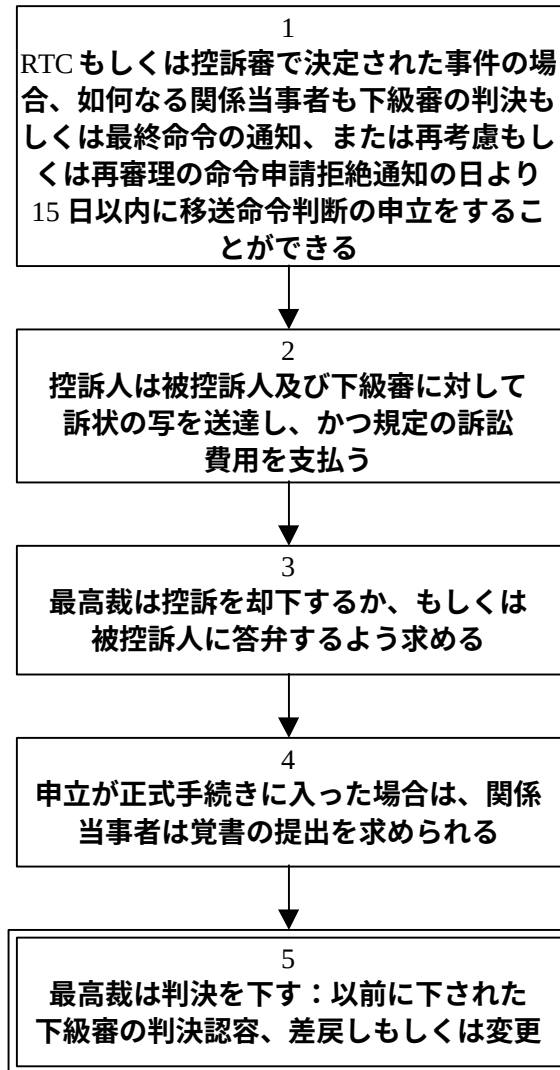
段階 5-B： 控訴審での控訴手続





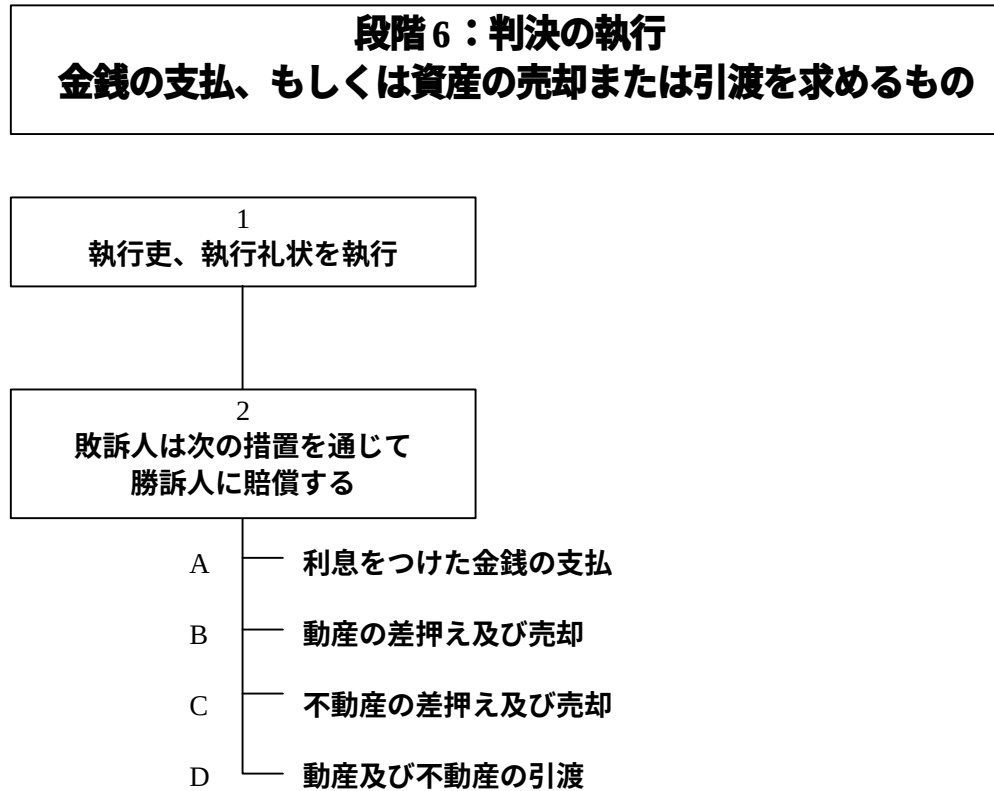
13.4 最高裁判所への控訴手続はどのようなものであるか？

**段階 5-C :
最高裁への控訴手続**



14. 段階 6：判決の執行

14.1 フローチャート



14.2 執行令状とは何か？

決定が最終的かつ執行可能となった後、勝訴人はその執行の権利を得る。（令状により強制される）執行令状を発行するのは判決を公布した裁判所の義務である。執行令状は判決確定から 5 年間有効である。

14.3 勝訴人はどのようにして最終判決の執行を得るのか？

当初判決を下す裁判所へ執行令状の発行を求めた執行の命令申請を申立てることによる。執行令状は執行吏もしくは他の適切な法廷の官吏に令状を執行することを指示する。

14.4 執行令状の発行を求める命令申請の申立に時間の制限はあるのか？

然り。判決が最終的かつ執行可能となってから 5 年以内に申立てる必要がある。5 年経過後、10 年以前に判決復活の申立てによって判決は執行される。復活された判決はそれが最終的かつ執行可能となった日から 5 年以内に命令申請によって執行可能となる。その後、しかし 10 年以前に、別の申立によって再復活出来る。

14.5 どのようにして執行令状は執行されるのか？

金銭に関する判決の場合、判決の執行は次のいずれかによる：

- ・ 判決上の債権者による要求後、現金、銀行小切手もしくは債権者に受入可能の他の支払方法によって、特定金額の金銭を直ちに支払うこと；
- ・ 判決上の債務者の資産を差押えること（将来の強制執行による売却に充当する）；差押えられた資産は競売に付されその果実の一部もしくは全部は判決上の債権者に支払、引渡される；
- ・ 判決上の債務者に対する債務の差押え、及び銀行預金、金融資産、特許料、手数料並びに第三者の所有及び管理の下にあるため物理的に引渡困難な動産を含む他の資産を差押さえることによる、資産負債の差押え。

14.6 特定の行為に関する判決の場合、判決の執行は次のいずれかによる：

- ・ 土地もしくは動産の譲渡、証書もしくは他の書類の引渡、または判決に関連する他の具体的行為の遂行；もし判決上の債務者が令状へ従うのを拒絶すれば、かかる具体的行為はそれに従わない当事者の費用において他の者によって行なわれる；
- ・ 不動産もしくは動産の売却及びその果実の判決に沿った適用；
- ・ 不動産の返還、もしくは当該占有不動産の立ち退き及び判決上の債権者への引渡
- ・ 執行対象資産上の改良物の破壊、粉碎もしくは撤去；及び
- ・ 執行対象動産の引渡

上の節で述べられた以外の行為の遂行を求めた特別な判決の場合には、証明書付の判決写しが令状に添付され執行吏によって判決上の債権者に渡されるが、それは刑罰の辱めを受ける苦痛をもって、同じく従うことを求めたものである。

14.7 判決の執行に当って地理的な制約はあるか？

フィリピンの裁判所で下された判決はフィリピン国内で執行出来る。しかしながら、フィリピンの領域外では執行出来ないだろう。

14.8 執行令状が無効にされるか破棄される条件は何か？

- ・ 令状が不用意に発行された。
- ・ 令状は実質的に欠陥がある。
- ・ 令状は間違った当事者に対して発行された。
- ・ 判決上の債務は既に支払われたかもしくは解決された。
- ・ 令状は権限なく発行された。
- ・ 当事者の状況の変化は執行を不公正なものにする。
- ・ 係争は裁判所の判断に提出されたことはない。

(6) 刑事訴訟

1. 商標、サービス・マーク、特許、実用新案もしくは工業意匠の侵害事件で刑事訴訟手続及び刑罰は適用されるか？

然り。フィリピンにおける法律は次のように述べている：

- a. 商標もしくはサービス・マークの侵害に関して、知的財産法は商標侵害で有罪となった如何なる人に対しても 2 年乃至 5 年の実刑及び 50,000.00 ペソ乃至 200,000.00 ペソの罰金を科している。
- b. 特許、実用新案もしくは工業意匠の侵害に関しては、知的財産法は侵害者に対する判決確定後侵害者が侵害を繰り返したならば、刑事訴訟の救済措置を設けていて、6 ヶ月以上 3 年以下の実刑及び 100,000.00 ペソ以上 300,000.00 ペソ以下の罰金を科している。

2. 知的財産権侵害の刑事事件を裁くのにどの裁判所が管轄権を行使するのか？これらの事件の裁判地（審理が行なわれる場所）は何处か？

RTC が知的財産権の侵害事件を裁く管轄権を行使する。殆ど 1,000 人にものぼる RTC 判事のうち 27 名だけが知的財産権侵害を裁く特別知的財産法判事として指名されている。そのうちの約 10 名は首都マニラ地区の担当となり、残りはフィリピンの他の郡部担当となっている。これら事件の裁判地に関しては、侵害がおきた郡部の RTC へ申立をすることになっている。

3. 誰が知的財産権の侵害に対する刑事訴訟を持出すかもしくは申立てることが出来るか？

フィリピンも当事者である、知的財産権もしくは不正競争の抑制に関する協定、条約もしくは合意に対する当事者である国、またはフィリピンの国民に法律によって互恵的な権利を与えている国、に居住権を有するもしくは真実かつ有効な産業施設を有する外国の国民または法人はフィリピンにおいて異議申立、取消し、侵害もしくは不正競争に関する申立てもしくは訴訟をおこすことが出来る。

フィリピン国家警察(PNP)、国家捜査局(NBI)、通商産業省の通商及び消費者保護局(BTRCP)等のような法の執行任務のある政府機関の官吏もしくは捜査官もまた知的財産法違反に対する刑事訴訟をおこすことが出来る。

4. 知的財産法違反に対してフィリピンで刑事訴訟をおこす外国企業はフィリピンにおける代表者を持つ必要があるか？

外国企業がフィリピンで刑事訴訟をおこすためにフィリピンにおける代表者を任命する

必要はない。個人の権利が犯されてはいるが、刑事犯は基本的には国家に対する犯罪である。

侵害が起きているかどうかを決めかつ侵害者の身元を確定するための証拠収集、裁判所への搜索及び仮差押え令状の発行申請、及び予備的取調（申立人はここで侵害者に対して、申立通りの一応の証拠のある侵害事件であることを証明しなければならない）から成立している手続の最初の段階においてのみ、権利所有者はこれらの任務を遂行する責任を有している。

5. 誰が法廷の前で刑事事件の告訴を取扱う責任を持っているのか？

国家に代わって告訴を取扱うのは公的検察官の責任である。

しかしながら、実際問題としては、公的検察官は刑事事件の告訴を権利保有者である不服申立人の弁護士に任せている、しかしこの場合には公的検察官は訴訟手続についての管理及び監督を維持することが前提である。

6. 裁判所が発行した搜索及び仮差押え令状によって侵害商品を差押えた場合、侵害者を告発するための次にとるべき手続は何か？

侵害が起きた地域の公的検事局へ直接申立をすることである。公的検察官は犯罪が犯されたかどうか及び被告人がそれについて多分有罪かどうかを確認するため予備的な取調を行う。

公的検事局への不服申立は事件を成立させるために頼ることの出来る不服申立人の宣誓供述書を伴っていないなければならない。公的検察官は被告（不服申立人によって侵害者と申立てられた者）を召喚し、答弁を準備する機会を与える。

7. 公的検察官は予備的取調べ手続の間に、仮差押えもしくは差止め命令の暫定的救済を与えることが出来るか？

否。権利所有者にこれらの救済の付与を認める規定は法律にはない。

8. 刑事手続の段階はどのようなものであるか？

段階 1： 刑事訴訟をおこす

1-A 都市の審理法廷で

1-B 首都の審理法廷で

1-C RTC（地方審理法廷）で

段階 2： 逮捕及び保釈

段階 3： 罪状認否及び抗弁

段階 4： 予備審理

段階 5： 審理

段階 6： 判決

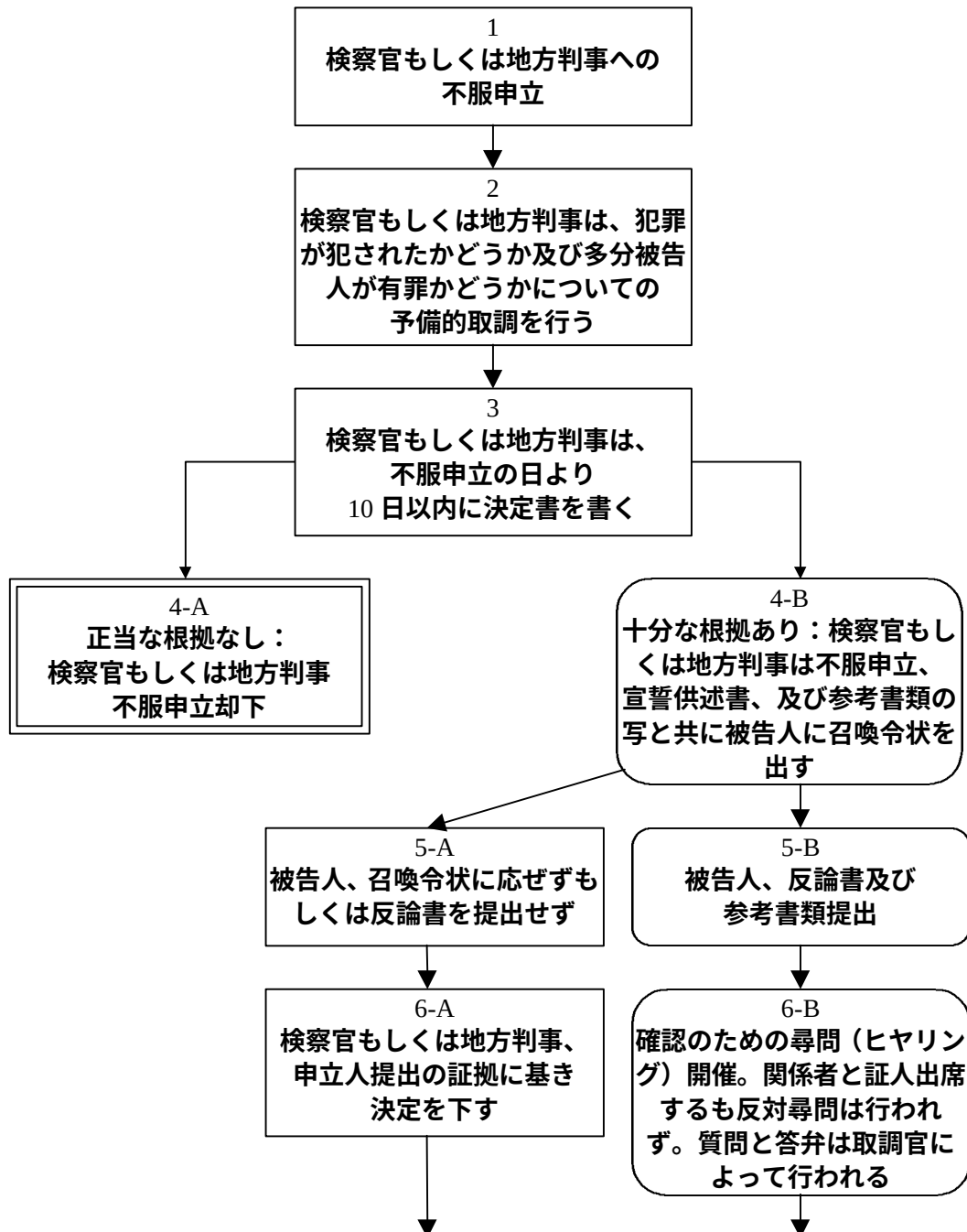
段階 7： 控訴

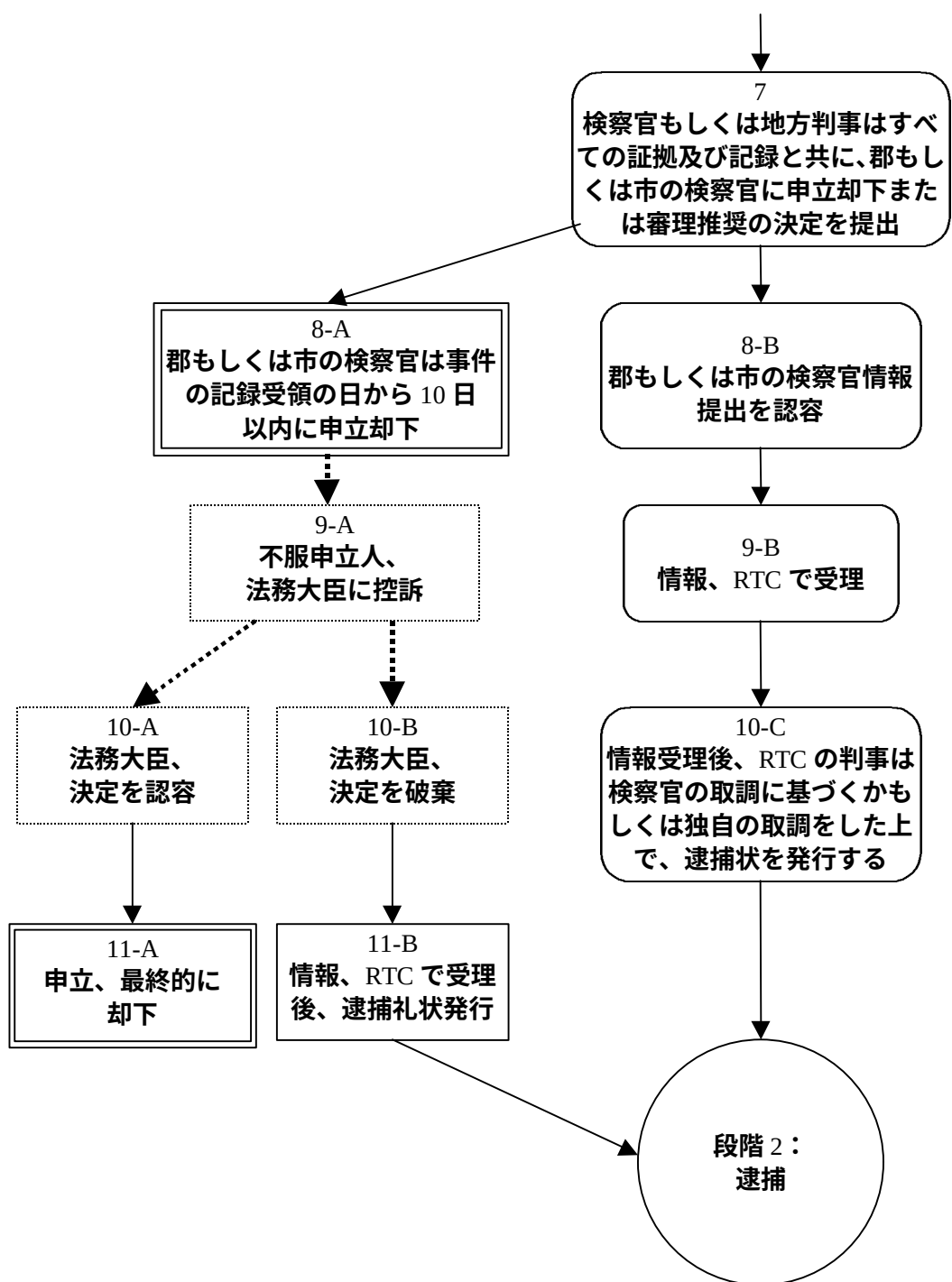
段階 8： 判決の確定及び執行

9. 段階 1-C：RTC での刑事訴訟手続

9.1 フローチャート

段階 1-C ; RTC (地方審理法廷=第一審) での 刑事訴訟手続





10. 段階 2：逮捕及び保釈

10.1 何が逮捕を構成するか？

逮捕は申立てられた犯罪行為に対する償いをさせるために人を拘留することである。

10.2 人を逮捕するのに法は何を要求しているか？通常、何時令状は発行されるか？

逮捕は、公的検察官が予備的取調手続の中で被疑侵害者が多分侵害について有罪と思われる証拠を得た後、判事から逮捕状を取った上で行なわれる。しかしながら、ある場合には、逮捕状なしで、警察官もしくは一般市民によって逮捕されることもある。これらは通常軽微な罪を犯して人が捕らえられた場合である。

10.3 保釈とは何か？

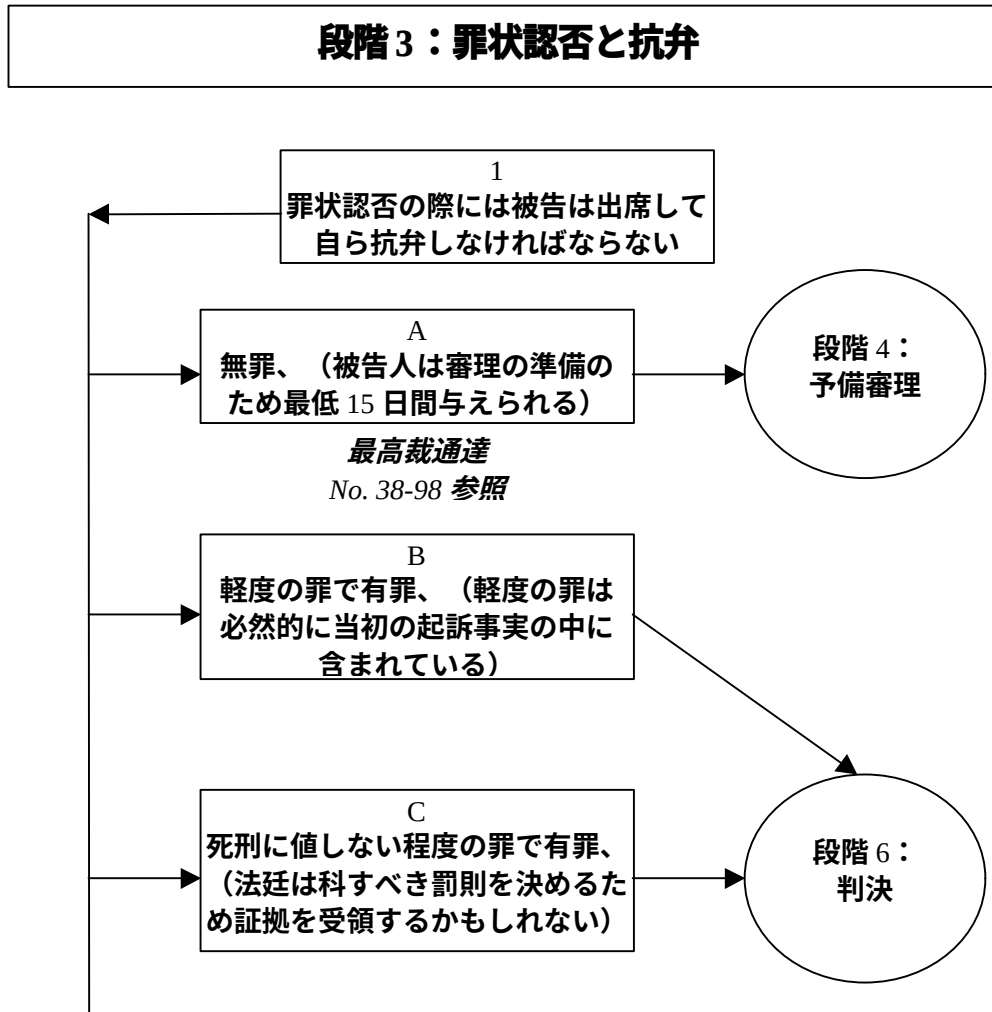
保釈は法の拘留の下にある人を一時的に解放するための保証であり、これはその人自身か、もしくは逮捕された人のためにする他の個人もしくは企業によって提供される。知的財産法違反の場合は、RTC によって有罪判決を受ける前の如何なる時点においても被告は権利の問題として保釈申請することが出来る。

11. 段階 3：罪状認否及び抗弁

11.1 罪状認否とは何か？

罪状認否は被告人の身元を確定し、同人に対して訴状内容を知らせ、かつ有罪もしくは無罪について同人に申立をさせる目的の刑事訴訟手続である。

11.2 フローチャート



11.3 罪状認否前もしくはその間における被告人の権利は何か？

罪状認否の前もしくはその間の如何なる時点においても、被告人は次の命令申請のどれでも申立てることが出来る：

A. 詳細調書の命令申請

この命令申請は不服申立／情報の欠陥を明記し、被告人が適切に抗弁しかつ審理のための準備が出来るよう詳細を求めるものである。

B. 再取調の命令申請

この命令申請は予備取調のやり方の欠陥もしくは不法性を主張し、取調結果を無効にするよう求めるものである。これは主として考えられる原因を確定するため別の予備的取調を行うよう求めるものである。

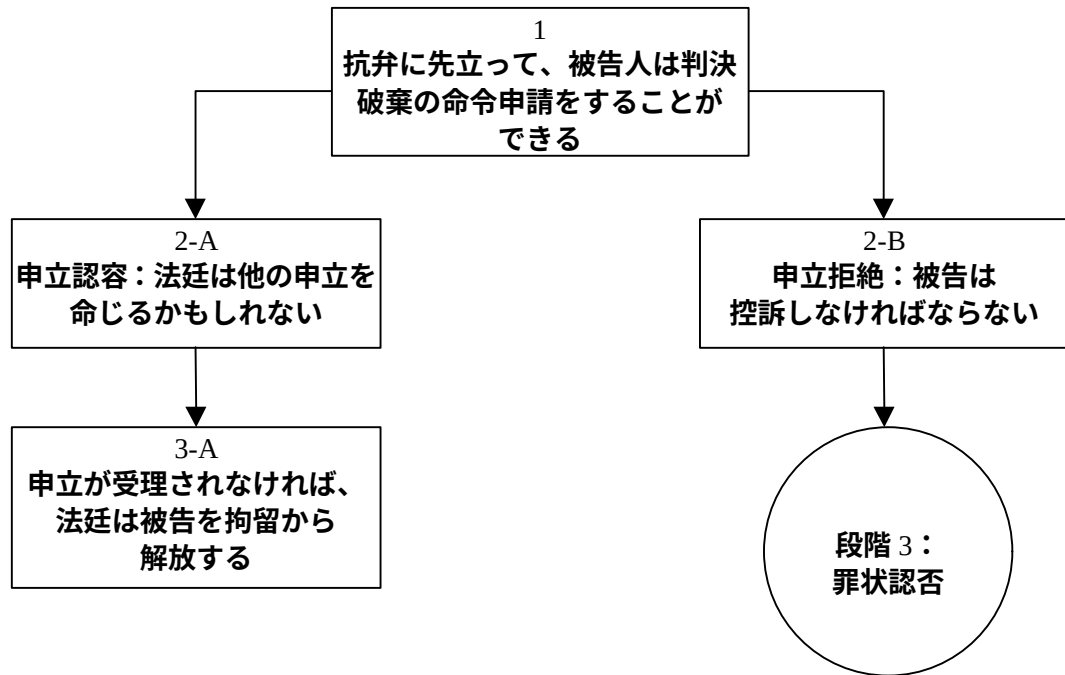
C. 罪状認否停止の命令申請

この命令申請は被告人が不健全な精神状態に苦しみ、その結果として同人は罪状を十分に理解しかつそれに対して聡明に抗弁出来ないように思われるとの根拠で申立てられる。（このような場合、裁判所は被告人の精神鑑定を命じ、かつ必要なら監禁も求める。）この命令申請を認める別の根拠は偏見を抱かせる問題が存在していることを裁判所が見出した場合である。

D. 破棄するための命令申請

この命令申請は次の根拠のいずれかによって申立てられる：

- (a) 被告人は以前に無罪となったかもしくは有罪になったかまたは、告訴された罪で有罪になる危険性がある。
- (b) 刑事手続もしくは責任は終了した。
- (c) 告訴された事実は犯罪を構成しない。
- (d) 事件を裁こうとしている裁判所は被告訴人の犯罪に対する管轄権を有しない。
- (e) 情報を申立てた官吏はその権限を有しない。
- (f) 当該情報は法的免責もしくは正当性を構成する供述を含んでいる。
- (g) 当該情報は決められた形式に実質的に合致しない。
- (h) 一つを超えた数の犯罪が不服申立もしくは情報の中で告訴されている（複数犯罪に対して単一の刑罰が現存の法律で規定されている場合を除く）。



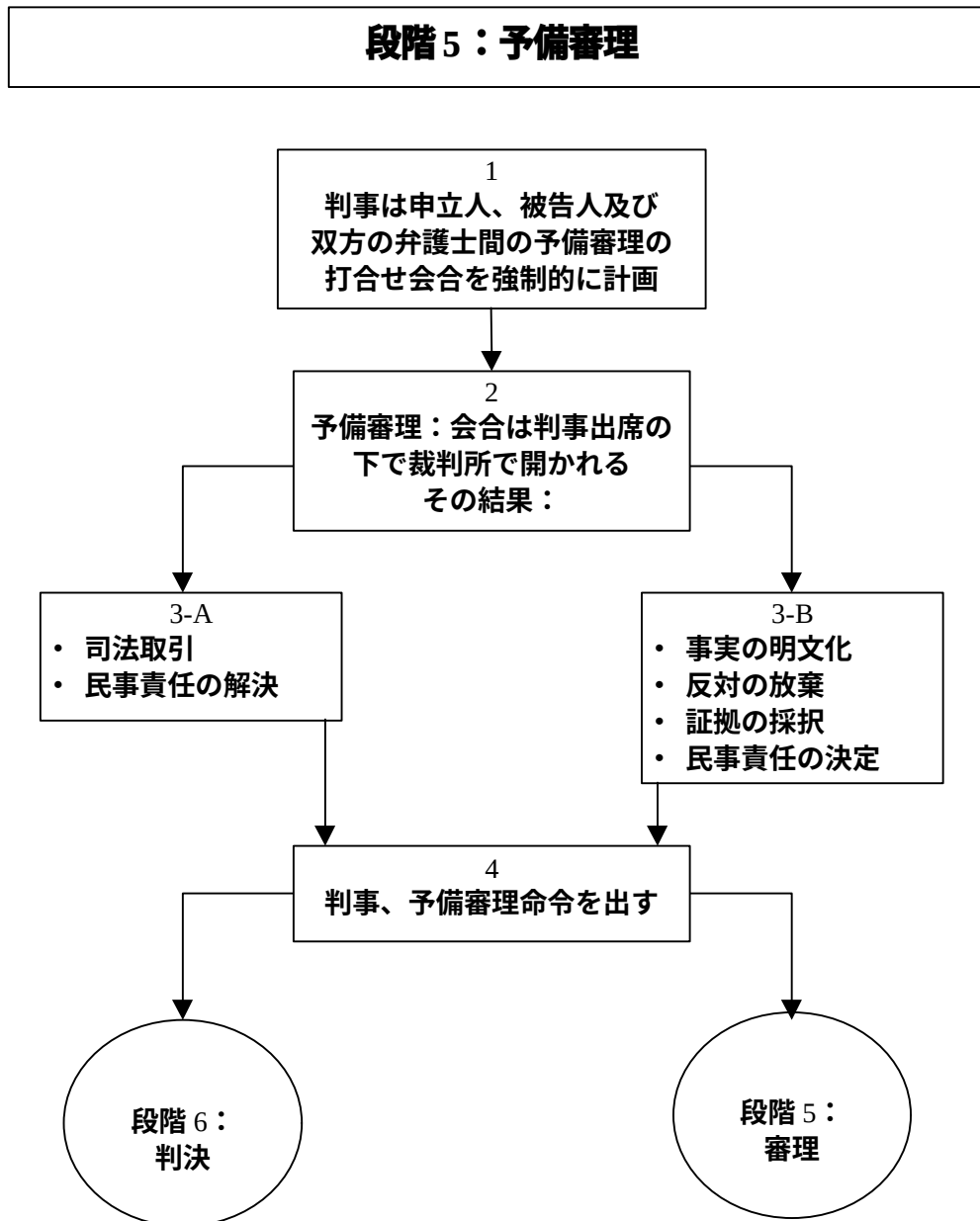
12. 段階 4：予備審理

12.1 予備審理とは何か？

予備審理は訴訟当事者及び夫々の弁護人が次のいずれかを考える目的のために判事と行う強制的な打合せ会合である：

- (a) 司法取引－被告人及び検察当局が、裁判所の許可を得て、事件の満足のいく解決を図る手続。被告人は通常より軽い判決を求めて取引を行い、かつより軽い罪についてか、もしくは複数の罪で起訴されている場合はその一つもしくはいくつかについてのみ有罪を認めることに同意する。被告人の抗弁に関する同意は、もしそれが法、公共の道徳もしくは公共政策に反する場合は、裁判所によって改正、修正もしくは無効にされる。
- (b) 事実の明文化及び認容、証拠の認容に対する異議申立放棄の確保、証拠書類の選定、及び公正かつ迅速な審理を早める他の方策を考えることによって審理の進行を促進すること。

12.2 フローチャート

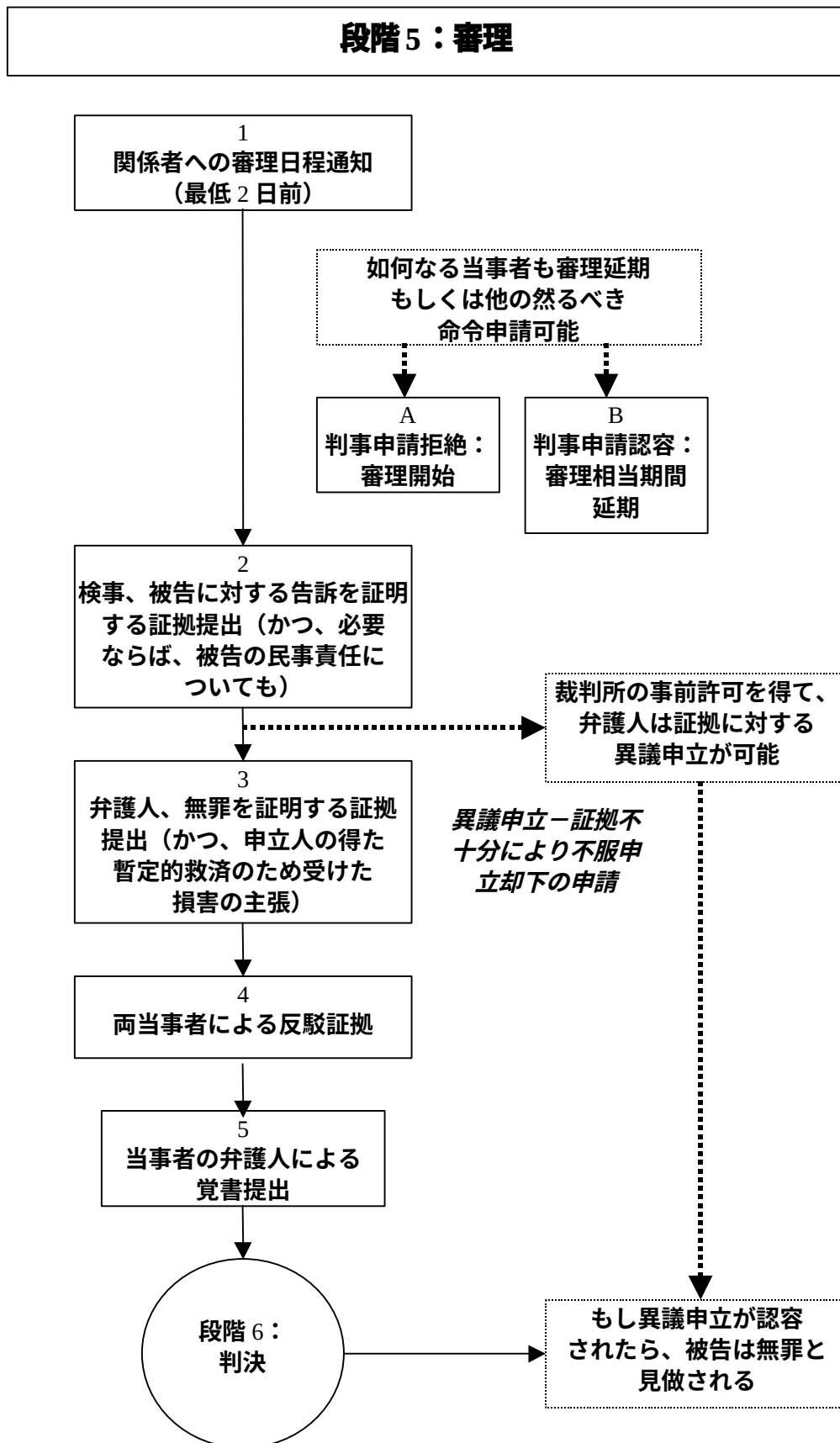


13. 段階 5：審理

13.1 審理を構成しているものは何か？

裁判所もしくは判事の前にすべての当事者から提出された証拠を取調べる期間は審理と呼ばれる。審理は罪状認否及び予備審理打合せ会合が行なわれた後、証人の直接及び反対尋問を通して、当事者の片方もしくは双方によって申立てられる命令申請を聞くところから始って、当事者の覚書の提出で終わる法廷でのすべての手続を含んでいる。

13.2 フローチャート



13.3 どのような期間にわたって刑事事件の審理は行なわれるのか？

原則として、各市民は迅速な裁判及び、これを達成する手段として、迅速な審理への憲法上の権利を有している。しかしながら、迅速さは審理の主要な目的ではなく、それはすべての当事者の権利の注意深くかつ慎重な考慮、事実及び法の問題、及び公正の適切な運営である。しかし審理法廷へ提起されたすべての刑事事件の迅速な審理を確保するため、共和国法第 8493 が 1998 年 2 月 3 日に通過し、最高裁判所通達第 38-98 に盛り込まれた。

14. 段階 6：判決

14.1 判決は何から構成しているか？

判決は判事もしくは裁判所によって下される決定、命令もしくは宣告であって、被告人が告訴されている罪状で有罪かもしくは無罪であることを宣言し、かつ法によって定められた適切な刑罰及び民事責任を科するものである。

判決は判事によって自らかつ直接準備され、また判事によって署名されていなければならない。それは英語もしくはフィリピン語で書かれ、証明されたかもしくは被告人が認めた事実及び判決が準拠する法律についての記述を明確かつ鮮明な形で含んでいなければならない。

14.2 判決の公布とは何か？

公布は判決もしくは命令の公式の布告を意味する。法廷の決定は被告及び判決を下した裁判所の判事の誰かの出席の下で判決もしくは宣告を読上げることによって公布される。（出席判事は決定を下した同じ判事である必要はないが、決定はそれを下した判事によって署名されかつその在職中に布告されなければならない。）

14.3 判決の種類にはどのようなものがあるか？

- (1) 有罪－犯罪で告訴されている人の有罪を宣告。これには次のものを含む：
 - (a) 被告が犯した罪状に対する法律上の資格付与及び（もしあれば）罪を犯した状況の拡大または軽減；
 - (b) 主犯、共犯もしくは事後従犯であるかどうかに関わらず、犯罪行為への被告人の参加；
 - (c) 被告人への罰金の賦課；
 - (d) 違法行為によって生じた民事責任もしくは損害（別途の訴訟により民事責任の執行が留保もしくは放棄されていない限り、原告が被告から回復すべきもの）
- (2) 無罪－合理的に疑う余地なく犯罪の証明を検察官が出来なかった後で、被告人が無罪であるという宣告。民事責任が存在していないことを事実が明確に示さない限り、原告に対する被告の民事責任を判事は決定出来る。

14.4 侵害行為に関して被告人が有罪となるか、もしくは刑事責任に関して無罪となるが依然として民事責任に関して有罪となった場合：

- ・ 有罪判決を受けた者が権利所有者に対して支払うべき民事責任もしくは損害補償

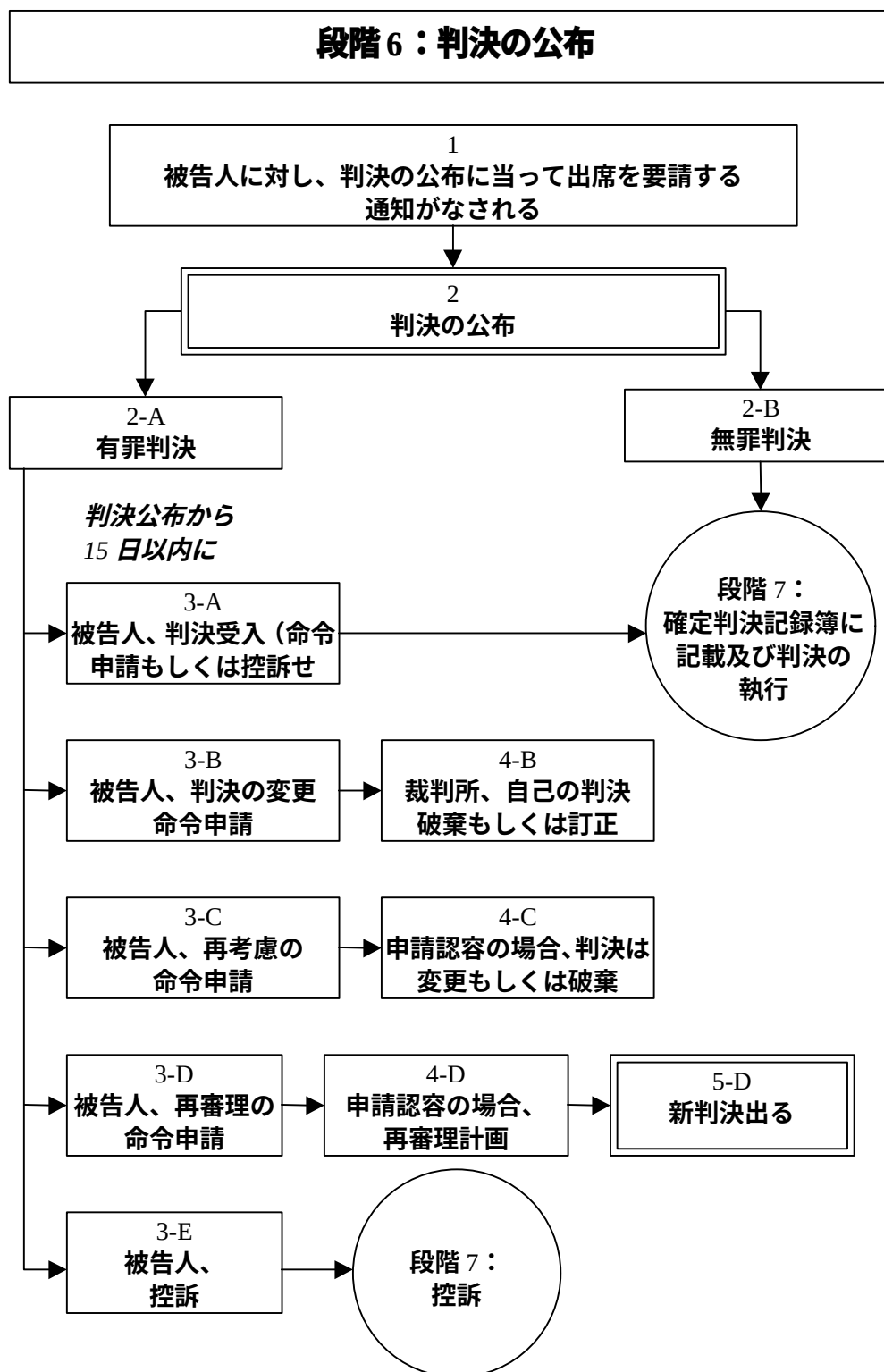
額の決定に際して刑事事件の法廷が従う規則は何か？

商標及び特許の侵害に対する民事訴訟において損害補償額の決定に対して適用されるものと同じ規則である（民事訴訟 12.3 及び 12.4 参照）。

- 侵害に対する民事訴訟の法廷が付与する侵害商品の通商ルート以外での処分、侵害商品を製造するために使用された鋳型、機械等の破壊のような他の救済措置を刑事事件の法廷も科すことができるか？

然り。刑事事件の法廷も出来る。

14.5 フローチャート



15. 段階 7：刑事事件における控訴

15.1 控訴とは何か？

控訴は下級裁判所によって下された決定、命令もしくは裁定をその決定、命令もしくは裁定でなされた判断の誤謬を見直すために敗訴側が上級裁判所へ持上げることである。控訴は決められた日数内に申立てる必要があり、それは通常、下級審の判決の公布、もしくは通知受領から 15 日以内である。判決もしくは最終命令のみが控訴の対象になる。一次的もしくは暫定的判決または命令は控訴することが出来ない。

15.2 知的財産法の事件の場合、誰が控訴出来るか？

被告人は次の目的で控訴出来る：

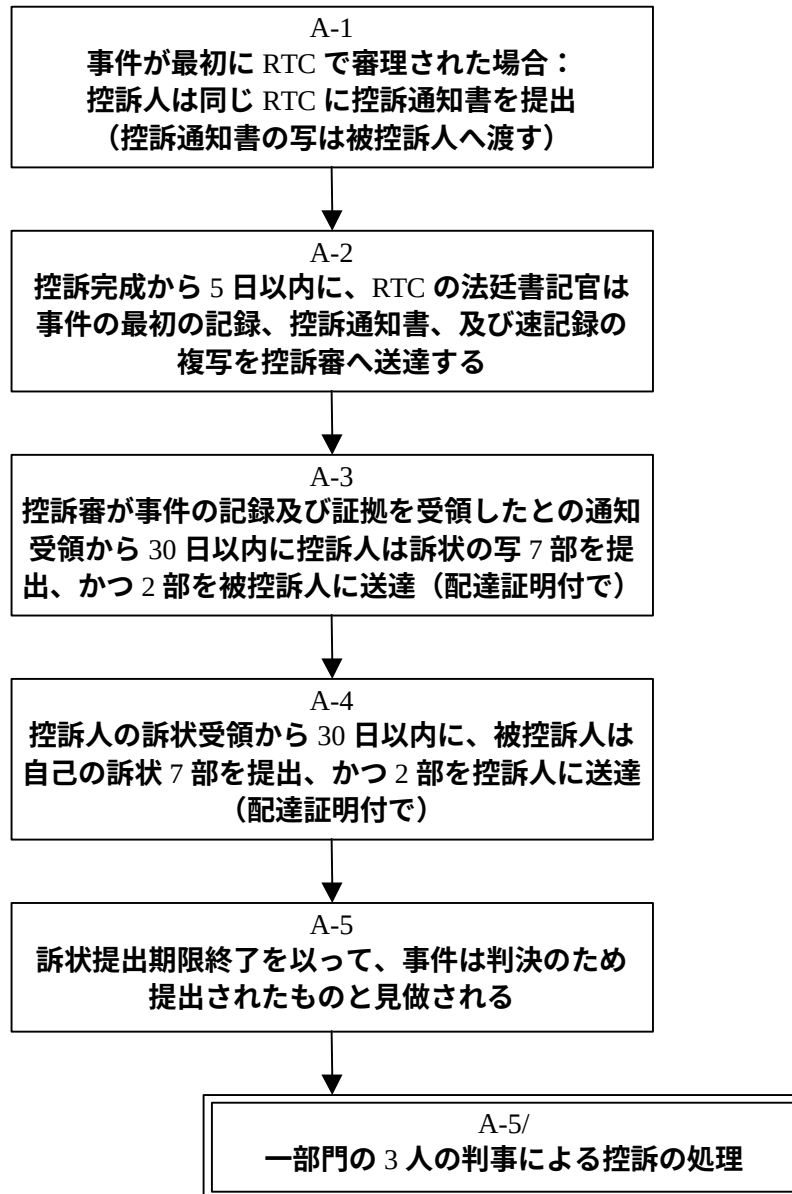
- (a) 判決の変更、破棄；及び
- (b) 刑罰の軽減、もしくは民事責任の変更

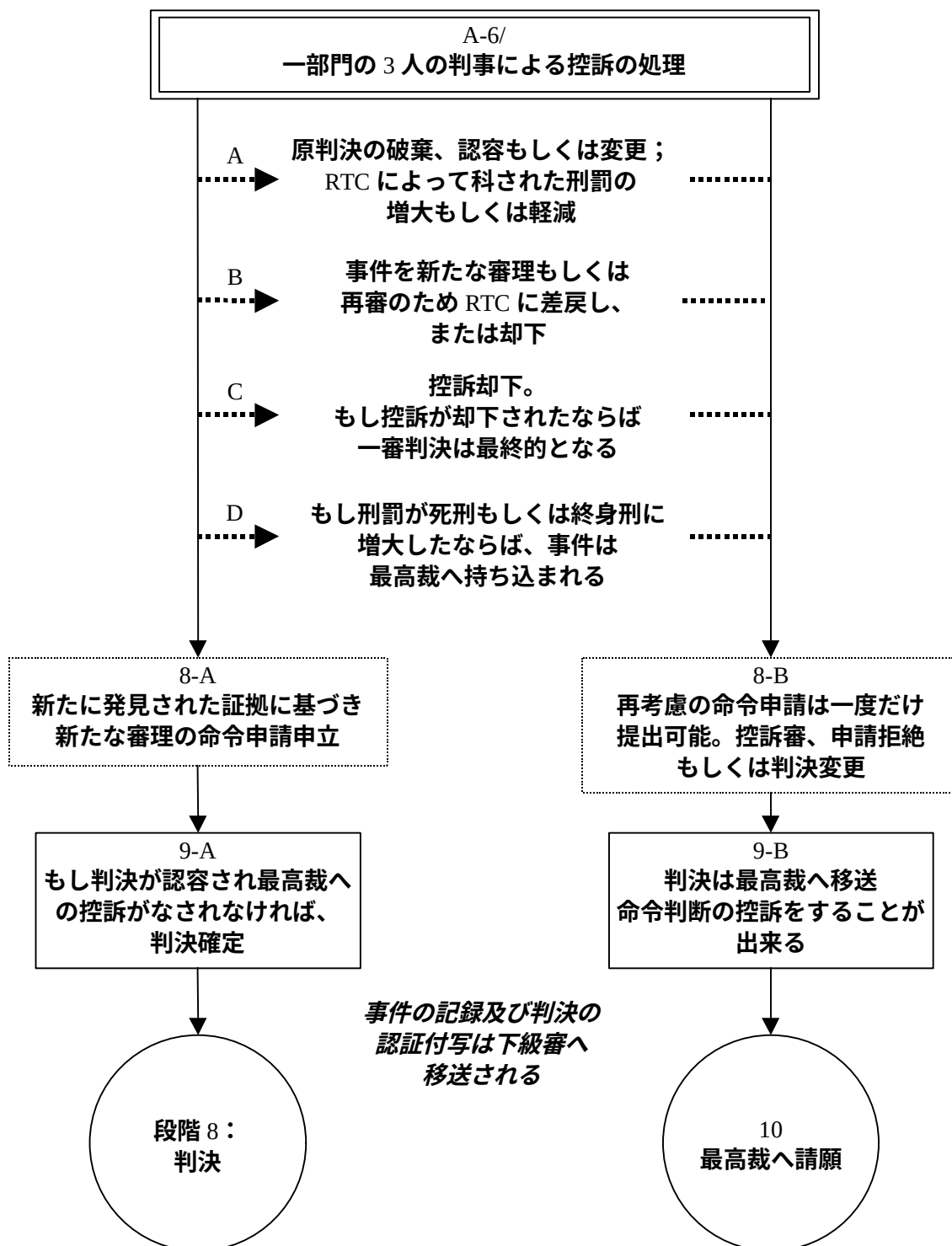
当事者いずれの側も民事責任を扱っている判決部分に関して控訴出来る。

無罪判決は控訴出来ない。

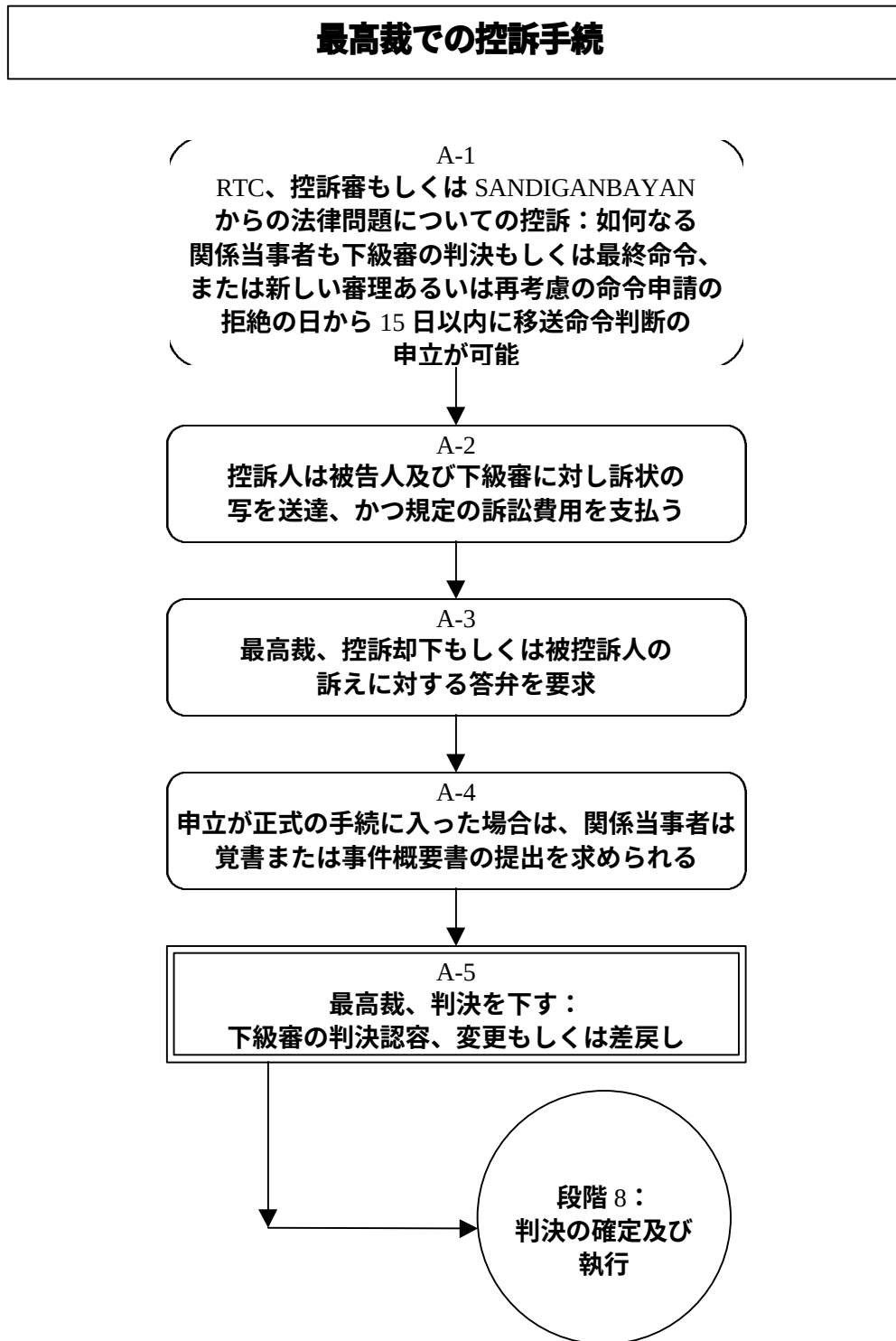
15.3 フローチャート

控訴審における控訴手続



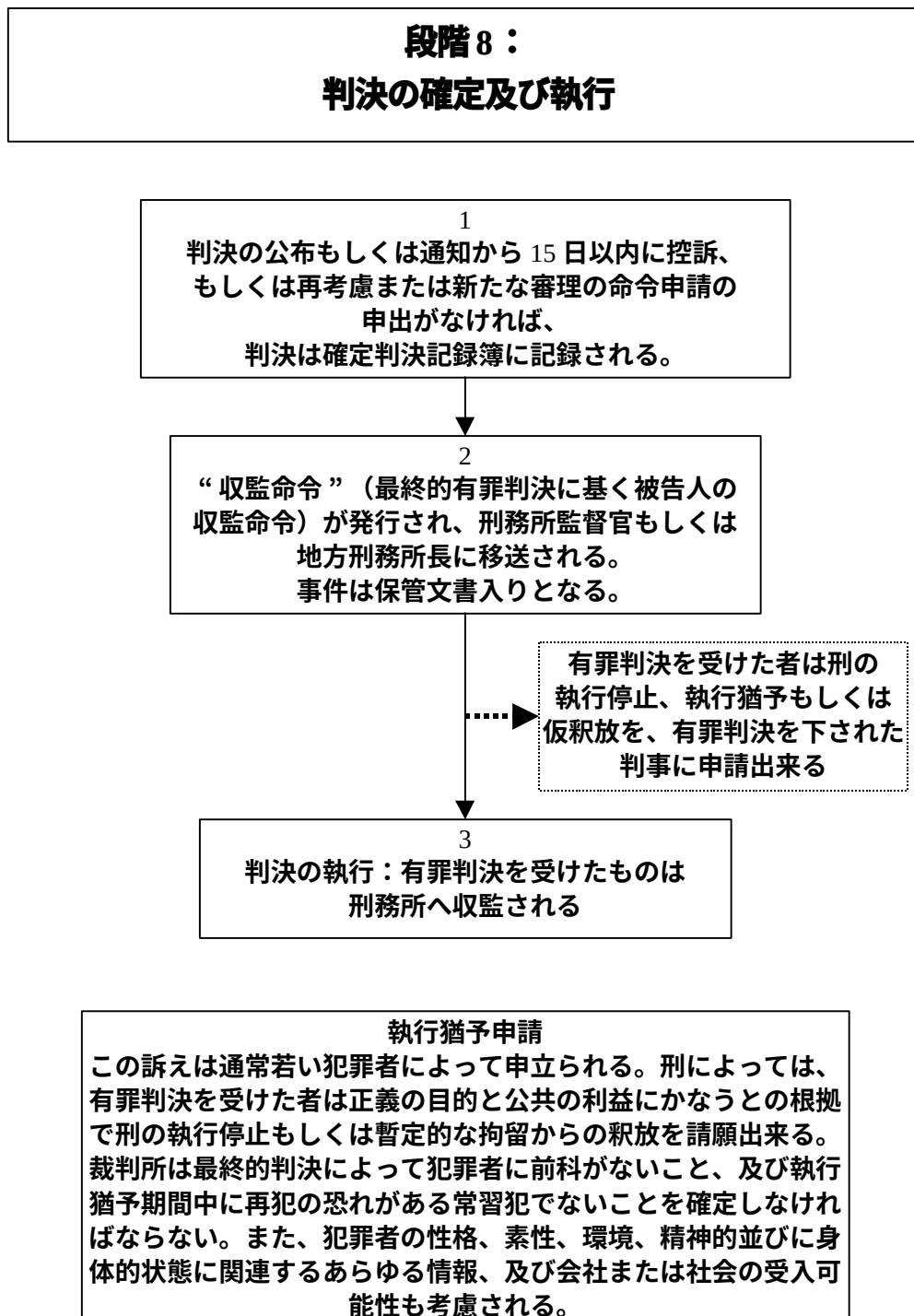


15.4 フローチャート



16. 段階 8：判決の確定及び執行

16.1 フローチャート



(7) 仲裁

1. フィリピンでの仲裁に関する法律は何か？

共和国法第 876 で、その表題は次のようになっている：仲裁及び仲裁付託を認め、仲裁の選定及び民事係争における仲裁並びに他の目的のための手続を定める法律。

2. 誰が、かつ如何なる問題が仲裁の対象になるのか？

二人もしくはそれ以上の人または当事者は、その時点で当事者間に存在し、かつ仲裁の対象であると思われる争いを一人もしくは複数の仲裁人の仲裁に任せることが出来、もしくは契約に対する当事者は其の契約の中でその後当事者間に生じる争いを仲裁によって解決することに合意出来る。そのような仲裁付託の合意もしくは契約は、契約取消しに関する原因が法律上存在しない限り、有効であり、執行可能であり、かつ取消し不能である。

3. 仲裁付託合意書の形式はどのようなものか？

当事者間で今後起きる争いを仲裁する契約は、現存の争いを仲裁に付託するものと同様に書面により、かつ告訴を受けている当事者もしくはその法的代理人によって署名されていなければならない。

4. どの裁判所が契約もしくは仲裁付託を執行するのか？

争いの仲裁を規定した契約の作成もしくは仲裁付託は、そのような契約もしくは仲裁付託の執行に関し、当事者のいずれかが居住する郡部または都市の RTC の管轄権への同意と見做される。

5. どのようにして仲裁は始められるのか？

5.1 仲裁を規定した契約の場合、一方の当事者が他方の当事者に契約に従って仲裁を求めた要求を渡すことによる。要求には要求を行なう当事者によって任命された仲裁者の名前が含まれていなければならない。もし他方の当事者が要求に応じなければ、不服のある当事者は当事者に対する管轄権を有する RTC へ争いの性質、問題の金額及び求められている救済を解決するための要求の写しを提出することが出来る。

5.2 現存の争いを仲裁に付託する場合、RTC に対して争いの性質及び問題の金額を示した仲裁付託合意書の提出による。もし一方の当事者が仲裁に応じないか、無視するかもしれないか拒絶する場合は、その当事者は上述の節で述べられた手続に従うことになる。

6. 当事者は裁判所に対して仲裁が進行するよう命令の発行を訴えることが出来るか？

もし上述の要求にも拘わらず、他方の当事者が依然として仲裁に入るのを怠るか、無視するかもしれないか拒絶する場合には、然りである。裁判所は総括聴聞を開き仲裁付託合意書の作成が問題なのかもしくはそれに応じないのが問題なのかを決める。付託合意がないか、または合意の不履行がなければ命令発行申請は却下される；そうでなければ、裁判所は当事者に対し仲裁を進めるよう命令する。

7. 何時、裁判所は民事訴訟の中止を命令出来るか？

争いについての仲裁規定が入っている約定から発生する争いに関する訴訟もしくは訴訟手続きが持ち込まれた場合は、そのような訴訟もしくは手続が進行中の裁判所は、そのような訴訟もしくは手続に含まれている問題が仲裁へ持込めることについて満足すれば、約

定に従って仲裁が行なわれるまで、当該訴訟もしくは手続の中止を命じる：ただし、中止の申請者にそのような仲裁手続についての不履行がない場合に限る。

8. 仲裁人任命に関する規則は何か？

8.1 付託合意書に述べられた手続に従う。

8.2 契約もしくは付託合意書にそのような手続が決められていなければ、裁判所は仲裁人を任命する。特に、裁判所は次の場合に仲裁人を任命する：

- (a) 契約もしくは付託合意書への当事者が一人の仲裁人を決められない場合；もしくは
- (b) 当事者によって任命された仲裁人が任務遂行の意志がなくもしくは出来ない場合、及びその継承者が前任者と同じ方法で任命されない場合；もしくは
- (c) 契約当事者のどちらか一方が仲裁要求受領から 15 日以内に仲裁人の指名を怠るかもしくは拒絶する場合；もしくは
- (d) 契約に対する夫々の当事者によって任命された、もしくは契約に対する一方の当事者及び適切な裁判所によって任命された仲裁人が第三の仲裁人に同意出来ないかまたは第三の仲裁人を選ぶことが出来ない場合；
- (e) 約定で仲裁人の数が決められていない以前の事件に含まれている争いの重要性に応じて、裁判所が自己の裁量で一人もしくは三人の仲裁人を任命する場合；
- (f) この項の下で任命された仲裁人が任命通知の受領から 7 日以内にその任命を受諾もしくは辞退する場合。仲裁人がその任命の正式引受を辞退するかもしくは引受出来ない場合は、当事者もしくは裁判所は、事情に応じて、任命を辞退するかもしくは引受け出来ない仲裁人の代わりの者を任命するように手続を進める。

9. 仲裁人の資格はどのようなものであるか？

仲裁人として奉仕するよう任命された如何なる人も法的年齢に達し、市民権を完全に享受しかつ読み書きが出来なければならない。仲裁人として任命された如何なる人も紛争のいずれの側の当事者にも血統もしくは結婚によって 6 親等以内の関係があってはならない。如何なる人も、現在もしくは過去において当該争い、もしくは決定しなければならない原因、または訴訟の結果に、金融上、信託上あるいは他の利害関係を有しているならば、もしくは公正かつ公平な裁定に対する如何なる当事者の権利を阻害する個人的な偏見を有しているならば、如何なる訴訟手続においても仲裁人として働いてはならない。

10. 仲裁人がとるべき手続は何か？

10.1 当事者が同じ都市もしくは郡部に居住していれば任命から 5 日以内に、もしそうでなければ 15 日以内に聴聞（ヒヤリング）を開く。

10.2 手続を記録する；

10.3 仲裁人は如何なる人も聴聞に証人として出席を求めかつ書類の召喚を求める権限を有する；

10.4 すべての仲裁人は出席しなければならない、しかし仲裁付託もしくは契約の中に全員一致が要求されていなければ、多数決による裁定は有効である。

10.5 仲裁人は裁定を下す前に仲裁における当該争いの対象である如何なる物も保護及び、も

しくは保存するための手段を取る権限を有する。

10.6 当事者は自己が希望する証拠を提供出来る。仲裁人は裁判所の訴訟手続に適用される証拠に関する規則には縛られていない。書面による合意に基づいて当事者は口頭の聴聞に代わって書面で夫々の証拠を提出出来る、ただし争いに対する他のすべての当事者に仲裁人に提出されたすべての書面及び書類の写しを提供することが前提である。

11. 裁定の形式及び内容は何か？

裁定は書面によって行なわなければならない、かつもし仲裁人が一人以上の場合には過半数の仲裁人によって署名され、正式に承認されなければならない；仲裁人が一人の場合はその唯一の仲裁人によってなされなければならない。夫々の当事者は裁定の写しを渡される。仲裁人は裁定の中で公正かつ公平で、当事者の合意の範囲内と思われる救済もしくは救援を付与することが出来る。これには契約を特に履行することを含むがそれに限定されるものではない。

12. 裁定が下された後、当事者がとることの出来る手続は何か？

- ・ 裁定が下されてから 1 ヶ月以内に管轄権を持つ裁判所に裁定確認命令を申請する。
- ・ 裁定が下されてから同じく 1 ヶ月以内に次の根拠のいずれかで裁定を取消す訴えを裁判所へおこす：
 - (a) 裁定は腐敗、詐欺、もしくは他の不正手段によって獲得された；もしくは
 - (b) 仲裁人もしくはその一部に明らかな不公平もしくは腐敗がある；もしくは
 - (c) 仲裁人は十分な理由を示されたにも拘わらず聴聞の延期を拒絶し、もしくは争いに対する適切かつ重要な証拠を聞くことを拒むなど職権乱用の罪がある；一人もしくは複数の仲裁人はこの報告書第 9 項の下で仲裁人として働く資格がないこと、かつそのような無資格もしくは当事者の権利が著しく毀損された他の不正行為についての開示を進んで行なわなかった；もしくは
 - (d) 仲裁人はその権限を逸脱し、もしくはそれを非常に不完全に行使したために、彼等の前に提出された問題についての共通で、最終的かつ明確な裁定はなされなかった。

裁定が取消された場合、裁判所は、自己の裁量で、同じかもしくは新たに選ばれた仲裁人の前での新たな聴聞を指示できる。新たな仲裁人の選び方は仲裁付託合意書もしくは契約の中で当初の仲裁人の選び方に関して定められているものと同じで、仲裁人が決定するのに要する時間の制限に関する規定は新たな仲裁に適用出来るものと見做され、かつ裁判所の命令の日から起算される。

裁判所が裁定を取消す場合、50 ペソを超えない費用及び支出は勝訴人に与えられ、その支払は訴訟手続における命令申請の費用の支払に関するのと同様の方法で執行される。

- ・ 裁定が下されてから同じく 1 ヶ月以内に次の根拠のいずれかで裁定の変更もしくは訂正を求める訴えを裁判所へおこす：
 - (a) 明らかな数字の計算違い、もしくは裁定の中に触れられている人、物または資産の記述について明白な間違いがある場合；もしくは

- (b) 仲裁人が提出された問題の決定についての理非曲直に関係のない、提出されていない問題についての裁定を下した場合；もしくは
- (c) 裁定が形式の問題として当該争いの理非曲直に影響を及ぼさない不完全なもので、かつもしそれが委員の報告であったとしたならばその欠陥が裁判所によって訂正もしくは無視されたであろう場合。

命令は意図の実行を可能ならしめかつ当事者間の公正を促進するため裁定を変更及び訂正することが出来る。

13. 裁定が取消された場合取るべき手続は何か？

裁定が取消された場合、裁判所は、自己の裁量で、同じかもしくは新たに選ばれた仲裁人の前での新たな聴聞を指示出来る。新たな仲裁人の選び方は仲裁付託合意書もしくは契約の中で当初の仲裁人の選び方に関して定められているものと同じで、仲裁人が決定するのに要する時間の制限に関する規定は新たな仲裁に適用出来るものと見做され、かつ裁判所の命令の日から起算される。

14. 何時、判決は確定するのか？

裁定を確認、変更もしくは訂正する命令の付与によって、判決は当該申請がなされた裁判所において、その命令に従って確定する。申請及びそれに引続いた手続の費用は判決の中に含まなければならない。

15. 仲裁法の手続での裁定に対する命令もしくは判決はどのようにして控訴出来るか？

移送命令判断の申立て（民事訴訟 8.2.9.1 及び 8.2.9.2 参照）を通して。しかしながらこの控訴は法の問題に限定される。

工業所有権に関する模倣対策事業のご案内

ジェトロでは特許庁からの委託により、アジア値域10カ所（北京、上海、香港、バンコク、ニューデリー、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ハノイ、ソウル）において現地の特許法律事務所と契約をし、同地域における工業所有権の侵害対策を中心とした「模倣対策事業」を行っております。

① 法律事務所の弁護士による工業所有権に関する相談窓口（無料）

上記10カ所において各地域の法律事務所の弁護士が、現地での工業所有権の権利取得の手続きや、模倣に対する救済および対抗の手段等に関する皆様からのご相談にお応えします。相談のアポイントは、日本国内では下記連絡先にて受け付けておりますので、どうぞご利用ください。（なお、相談料は基本的に無料です。但し、個別・具体的な場合は、弁護士の判断により告知をしたうえで、別途費用が発生する場合もございます。）

※ご連絡先：ジェトロ海外投資課（担当：伊藤、栗田）

TEL 03-3582-5235 FAX: 03-3505-18

② 国別模倣対策マニュアル、事例・判例集の作成・提供

国別の模倣対策マニュアルや、工業所有権侵害に関する事例・判例集などの刊行物を作成し、無料で提供しています。同資料の請求およびお問い合わせは上記連絡先までお願いいたします。

③ 工業所有権の専門家を講師としたセミナーの開催（無料）

上記10カ所において、既に現地に進出している日本企業の皆様を対象に、現地で活躍する専門家を講師としたセミナーを開催しています。各地でのセミナー開催予定や内容につきましては、上記連絡先までお問い合わせください。

〔特許庁委託〕ジェトロ海外工業所有権情報
模倣対策マニュアル フィリピン編

改訂版

〔発行〕日本貿易振興会 投資交流部

〒105-8466 東京都港区虎ノ門 2-2-5
TEL: 03-3582-5235 FAX: 03-3505-1854

2000年3月発行 禁無断転載

再生紙使用